

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
ものつくり大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	67
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

我が国は、資源・エネルギーに乏しく、そのほとんどを海外に依存しているため、我が国の繁栄は、ひとえにもものづくりを基盤とした産業の発展にかかっている。そのため、次代を担う若者が、情熱と理想を持ってものづくりに取組める教育環境を整備拡大していく必要がある。

本学の設立準備段階の 20 世紀末の社会情勢においては、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、ものづくりに対する教育環境を整備拡大していくことが必要不可欠とされていた。そのため、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）」第 9 条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画」（平成 12（2000）年 9 月）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示された。

それらを踏まえ、21 世紀初頭である平成 13（2001）年 4 月にもものづくり大学は開学し、設置者である学校法人ものづくり大学（平成 22（2010）年 3 月までは学校法人国際技能工芸機構）により私立の工科系大学として運営されている。

ものづくり基盤技術振興基本法

第 9 条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な計画（以下この条において「ものづくり基盤技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

ものづくり基盤技術基本計画

第 3 章 ものづくり労働者の確保等に関する事項

第 2 節 職業能力の開発及び向上

5 ものづくり人材育成のための大学の設立の取組への支援

産業界の現場で役立つ技術・技能双方に通じた人材育成等を基本理念として掲げ設立準備をしている「ものづくり大学」（仮称）の取組を支援するとともに、その人材育成機能の積極的活用を図ることとする。

我が国が誇れる最高の資源は「人」であり、大学名は「モノ」と「ヒト」の両方の意味を「もの」という言葉にこめて、また、本学の創設者の一人である梅原猛（平成 11（1999）年当時総長予定者、開学後総長、平成 27（2015）年度から名誉総長、平成 31（2019）年 1 月 12 日逝去）の、ものづくりは縄文の昔にまで遡る日本の伝統であり、その伝統を復活させる大学の名には濁音がない大和言葉がふさわしい、との考えから、「ものづくり大学」と命名された。そして、ものづくり大学の建学の精神は、梅原猛作詞のものづくり大学校歌にこめられ、大学生としての門出の入学式、社会人への旅立ちの卒業式・修了式の校歌斉唱により、縄文時代からの伝統の継承と新しいものづくりへの挑戦という、その精神が謳われ、新入生、卒業生の胸に深く刻み込まれているところである。

また、本学の英語名である「Institute of Technologists」は、社会生態学者であったピーター・F・ドラッカーにより、21世紀は「知識労働と肉体労働の両方を行うようなテクノロジスト」が必要として、名付けられたものである。

本学は、上記の経緯を踏まえ、以下の6つの基本理念を定めている。

大学の基本理念

1. ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
2. 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
3. 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
4. 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
5. ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
6. 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

2. 使命・目的

上記の基本理念に基づき、本学は、技能と科学・技術・経済・芸術・環境などを踏まえたものづくりを中心に、優れた知識と見識を備え、高度な技能と技術及び豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身に付けた技能技術者（テクノロジスト）を育成し、国内ひいては世界の発展に貢献することを目指している。

そのため、大学の使命・目的をものづくり大学学則（以下「大学学則」という。）及びものづくり大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）において次のとおり定めている。

「ものづくり大学学則」

第1条 ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。

「ものづくり大学大学院学則」

第1条 ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。

また、ものづくり産業を発展させるテクノロジストの育成のためには、技能、科学、技術及び経済、ひいては芸術、環境にかかわる能力を兼ね備えた新たな学問分野を「技能工芸」と称し学部名とし、大学学則において学部及び学科の目的を規定した。なお、学科名称は社会情勢を踏まえて名称変更を行い、現行は以下の通りとなっている。

ものづくり大学学則

第 3 条 本学は、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。

2 技能工芸学部は、工業製品等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした総合機械学科*と、建築・土木等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く。

*令和 4 (2022) 年度から情報メカトロニクス学科

3. 大学の個性・特色

以上述べてきたように、本学は、技能と科学、技術、経済、芸術、環境の知識や理論を十分に理解し、高い見識と能力を有する技能技術者、すなわちテクノロジストの育成を目指している。本学で技能工芸学を修得した人材は、科学の進歩や新しい技術の開発に関して、実際にもものをつくる立場からの知見をもって貢献できる人材である。すなわち、従来の工学系大学に比して実技、実務教育を重視し、ものづくりに即した実践的な教育・研究を行うことがものづくり大学のものづくり大学たるゆえんであり、その個性、特色は以下のとおりである。

(1) 教育システムの特徴

高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を実現するために、以下の項目を相互に連動させた教育システムとなっている。

1) クォータ制 (4 学期制)

授業の目的を見失うことなく、効率的に成果を得られるよう、1 年を 4 つに分割したクォータ (4 学期) 制を開学当初から採用している。クォータ制は、履修機会の増大、休講の減少、出席率の増大、授業料分割納入の適用、クォータ卒業、科目等履修生の利便性などの利点を持っている。また、開学当初は、社会人が入学しやすいようにとの配慮もあった。なお、令和 3 (2021) 年度からは、この特性を活かして、約 8 週間のクォータの期間の中で、100 分授業を基本とする 7 週間の授業で基本単位時間を充足し、8 週目に補講・補習・補充の授業のための期間を設けることで、授業科目の修得率を向上させ、ディプロマ・ポリシーに叶った人材の育成を目指している。

2) 本格的な実習

授業については、実技・実務を重視したカリキュラムを実践している。模型やシミュレーション等に止まらず、実物大の工作物等を作り上げる本格的な実習を展開している。このため少人数教育、安全教育を推進し、実務経験豊かな企業経験者を専任教員の半数以上揃えるとともに一流の技能をもった多くの非常勤講師による指導を行っている。学生の動機付けや成果の把握の一環として、NHK 学生ロボコン、学生フォーミュラ、宇宙開発プロジェクト、技能五輪等の競技会及び各種コンペへの参加にも力を入れ、特に技能五輪の家具、とび、建築大工、左官、タイルなどの種目では、金・銀・銅など様々な賞を受賞す

るなどの成果を上げている。

3) 長期インターンシップ

長期間のインターンシップを両学科で2年次に必修科目、4年次では選択科目として正課に採り入れている。1回当たり40日に及ぶ研修を企業等の実際の現場で行うことで、より実践的な技能・技術の修得を図るとともに、コミュニケーション力や忍耐力などの社会人基礎力の向上を図っている。さらにインターンシップの経験は、自己の適性を見極めることにつながり、進路選択や就職活動にも役立てられている。

4) キャリア教育

大学は、少人数教育及び担任制を採用しているが、これは、教育面だけでなく学生の生活指導や就職支援においても機能している。全教員が担任又は研究室指導教員として進路指導を担当し、企業出身の教員のメリットを全教職員で共有しながら就職先やインターンシップ先を開拓している。そして、担任教員と学生課が十分な連携を図りながら、学生一人ひとりの適正を把握し、キャリアプランノートを配布して自分の成長を確認させ、本人の希望や成績状況を勘案しながらきめ細かな就職活動の支援を行っている。併せて、キャリア教育が正課において1年次から4年次まで「社会人基礎力育成講座」として体系的に実施されており、将来の職業を意識した学修の機会が提供されている。なお、学生は長期インターンシップを経験することで、自身の適正を把握し、コミュニケーション力など、社会人として必要とされる基礎能力の向上を実感し、大きな自信を得て、積極的な就職活動へと繋げている。

(2) 充実した施設・設備

本学は、産業界から、最新の教育研究用機器等の寄付を受けるなどにより、充実した教育研究環境を整備している。実際に生産の現場で使用されている各種施設・設備の充実は、実践的な実技教育を可能にする要因の一つである。

また、本格的な実習によって生み出される学生制作物が、学内施設の充実に貢献していることは、本学の大きな特色である。具体的には、両学科棟を結ぶ連絡橋、多目的広場、倉庫、グラウンドの観覧席、ベンチ、大学会館食堂の個人用椅子席などは、授業や卒業制作で学生が制作したものである。

厚生施設については、大学構内にドーミトリ（学生寮200室）を設置しており、全て個室、冷暖房完備で、管理人と警備員を配置し、安全と安心を提供することで、勉学に専念できる環境を整備している。また、ドーミトリには合宿研修センターを併設しており、クラブ・サークルの課外活動や大学主催の行事等に便宜を図っている。なお、学生食堂については、約500席用意し、長期休業等を除き、平日は昼食と夕食の2食に対応している。

(3) 社会連携・地域貢献

学校法人ものづくり大学は、会長を含む理事及び評議員に産業界から数多くの参加を求め、産業界の要望を適確に捉え、時代の変化に迅速に対応した教育を行えるよう、大学の管理運営に努めている。産業界との連携協力の一環として、大学の教育研究の推進や産業

界の発展を目指し、全国的組織である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」を毎年度開催して、そこで提出された意見を踏まえ、時代に適応した教育研究を実施している。

また、埼玉県内の産業界・行政機関・各種団体とは、開学時に埼玉県産業労働部の呼びかけにより、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」が設置され、本学との情報交換、連携事業の推進を図っている。

「ものづくり研究情報センター」は、産学官・地域連携の強化を図る中核機関として、共同研究・受託研究・委託研究・中小企業現場活性化支援等の事業を推進している。

平成 30 (2018) 年 11 月には、県北東部に本拠を置く埼玉純真短期大学・平成国際大学と教職員や学生の相互交流、地域との連携などを通じて互いを高めあうことを目的に、「三大学連携協定」を締結し、これを発展させた近隣 3 市・1 商工会議所・3 商工会との 10 者による連携・協力に関する協定「彩北未来プロジェクト」を令和 2 (2020) 年 11 月に締結した。

これらの結果として、公開講座の開催、市民あるいは小・中・高校生を対象としたものづくり教室の開講などを通じ、地域社会へ貢献している。さらに、学生への教育指導においても地域連携あるいは社会貢献を視野に入れ、授業や卒業制作の学生制作物の地域社会への寄贈、近隣の地域開発プロジェクトへの学生参画等を行っている。具体的には、東屋・木製ベンチ・模型・時計台・山車等の寄贈や制作、駅前開発あるいは福祉施設の改修、文化財修復・復元などへの協力が、その実績として挙げられる。

(4) ロゴマーク・ロゴタイプ

令和 3 (2021) 年の開学 20 周年を記念して、ビジュアルイメージの統一を図るため、新たにブランドデザインを制定し、タグラインの制定、ロゴマーク、ロゴタイプをデザインした。今後は、ロゴマークおよびロゴタイプ、さらにタグラインの組み合わせを『IOT マーク』と呼び、様々な場面において、全学的に統一された視覚的「ものづくり大学」を発信していく。

[本学のロゴマーク・ロゴタイプの組み合わせ]



[ロゴマーク (IOT マーク)] : 上図左側

新時代を切り拓く“創造の翼”を新コンセプトにし、「ものづくり」の頭文字「も」をモチーフに、その基礎となる「手」と未来へ羽ばたく「翼」をイメージし、「技術」と「技能」という翼で自由に飛び立つ学生の未来を表現した。

[ロゴタイプ] : 上図右下の和文及び英文

読みやすい文字でのロゴタイプとし、ロゴマークとの組み合わせにも配慮した。

[タグライン]：上図右上

「理論と技術・技能を併せ持つテクノロジスト」を育成する大学として、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値観を実現する、こうした本学のコアとなる建学の理念を分かりやすく、的確に伝える言葉として、「進化する技・深化する知」をタグラインとした。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 11 (1999) 年 2 月 17 日	「財団法人国際技能工芸大学設立準備財団」を文部省が認可 同年 9 月 30 日「財団法人ものづくり大学設立準備財団」に名称変更認可
平成 11 (1999) 年 9 月 30 日	学校法人国際技能工芸機構寄附行為認可申請書及びものづくり大学設置認可申請書を文部大臣に提出
平成 11 (1999) 年 12 月 2 日	キャンパス整備工事着工
平成 12 (2000) 年 12 月 26 日	文部大臣が学校法人国際技能工芸機構設立、ものづくり大学設置を認可
平成 13 (2001) 年 3 月 20 日	大学本部棟、製造技能工芸学科棟、建設技能工芸学科棟、学生会館、ドーミトリ、体育館の計 6 棟 竣工
平成 13 (2001) 年 4 月 1 日	ものづくり大学 (技能工芸学部 製造技能工芸学科、建設技能工芸学科) 開学
平成 13 (2001) 年 4 月 6 日	第 1 回 ものづくり大学入学式を挙行
平成 13 (2001) 年 11 月 17・18 日	第 1 回ものづくり大学学園祭を開催 (第 2 回以降「碧蓮祭 (へきれんさい)」と命名)
平成 15 (2003) 年 3 月 7 日	中央棟 竣工
平成 16 (2004) 年 11 月 30 日	文部科学大臣が大学院ものづくり学研究科 (修士課程) 設置を認可
平成 17 (2005) 年 4 月 1 日	ものづくり大学大学院 開学
平成 19 (2007) 年 10 月 31 日	泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology) (タイ国) と協定締結 平成 20 (2008) 年 11 月 28 日に交換留学に関する覚書を締結
平成 22 (2010) 年 4 月 1 日	「学校法人国際技能工芸機構」を「学校法人ものづくり大学」に変更
平成 22 (2010) 年 4 月 1 日	学校法人ものづくり大学中長期経営計画 (平成 22~28 年度) 策定
平成 23 (2011) 年 3 月 25 日	日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定される (平成 22 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)
平成 23 (2011) 年 4 月 1 日	学科名「製造技能工芸学科」「建設技能工芸学科」を「製造学科」「建設学科」に変更 2 学科いずれも入学定員 180 人から 150 人に変更
平成 23 (2011) 年 10 月 30 日	ものづくり大学開学 10 周年記念式典を挙行 「ものづくり大学 10 年のあゆみ」を刊行

ものづくり大学

平成 25 (2013) 年 8 月 6 日	行田市と包括的な連携協力に関する協定を締結
平成 26 (2014) 年 1 月 21 日	鴻巣市と包括的な連携協力に関する協定を締結
平成 26 (2014) 年 4 月 16 日	技能工芸学部及び 2 学科の三つのポリシーの策定
平成 26 (2014) 年 7 月 9 日	大学院ものづくり学研究科の三つのポリシー策定
平成 29 (2017) 年 3 月 7 日	日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定される (平成 28 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日)
平成 29 (2017) 年 4 月 1 日	学校法人ものづくり大学第 2 次中長期経営計画 (平成 29～35 年度) 策定
平成 30 (2018) 年 4 月 1 日	学科名「製造学科」を「総合機械学科」に変更
平成 30 (2018) 年 11 月 9 日	埼玉純真短期大学、平成国際大学と連携協力協定を締結
令和 2 (2020) 年 4 月 1 日	学校法人ものづくり大学第 2 次中長期経営計画 (平成 29～35 年度) 改定
令和 2 (2020) 年 11 月 12 日	3 市 (行田市・加須市・羽生市)、1 商工会議所 (行田商工会議所)、3 商工会 (加須市商工会、羽生市商工会、南河原商工会)、3 大学 (ものづくり大学、平成国際大学、埼玉純真短期大学) との 10 者による連携協力協定を締結 (彩北未来プロジェクト)
令和 3 (2021) 年 4 月 1 日	令和 4 (2022) 年度より「総合機械学科」を「情報メカトロニクス学科」への変更を文部科学省に届出

2. 本学の現況

・ 大学名

ものづくり大学

・ 所在地

埼玉県行田市前谷 333 番地

・ 学部構成 (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)

【学 部】

技能工芸学部	
総合機械学科	建設学科

【大学院】

ものづくり学研究科 (修士課程)
ものづくり学専攻

ものづくり大学

・ 学生数、教員数、職員数（令和3（2021）年5月1日現在）

学生数

【学部】

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数
技能工芸	総合機械 (製造)	150	600	524
	建設	150	600	741
合計		300	1,200	1,265

【大学院】

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数
ものづくり学	ものづくり学	20	40	20

教員数（学長を除く）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計
技能工芸	総合機械 (製造)	13	4	2	0	19
	建設	12	5	1	1	19
合計		25	9	3	1	38

職員数

72人（内、兼務者19）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命は、「高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身に付けた技能技術者を育成する」ことであり、建学の理念である。学校法人ものづくり大学寄附行為（以下「寄附行為という。」及び大学学則・大学院学則においては、その目的を簡潔に文章化してそれぞれ明確にするとともに、大学ホームページにも掲載して広く社会に公表している。

寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力の開発及び向上に寄与することを目的とする」と規定している。また、本学及び本大学院においては、大学学則第 1 条において、「本学は、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする」と規定し、大学院学則第 1 条において、「本大学院は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする」と規定し、それぞれ明確にするとともに、大学ウェブサイトにも掲載して広く社会に公表している。

1-1-② 簡潔な文章化

大学、大学院の使命・目的及び教育目的は、寄附行為、大学学則及び大学院学則において、簡潔に文章化し明示している。また、大学ホームページや大学案内、学生全員に配布している学生生活ガイド等にも記載している。資源に乏しい我が国の繁栄は、ものづくりを基盤とした産業の発展にかかっており、本学が果たすべき役割について、学生及び社会にも一般的に理解しやすい簡潔な文章であると言える。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色としては、ものづくりで社会を支える技能技術者（テクノロジスト）を育成するために、従来の工科系大学に比して実技・実務教育を重視していることである。従来のように理論から入るのではなく、まず現実にもものに接し、ものの命を体感、体得し、そこから問題を発見し、自らその解決方法を見出し、自ら企画して製作するというプロセスを大切にしている。そのため、講義と実技の比率を約 4 : 6 の割合にし、教員の半数以上が企業勤務経験者であるとともに、ものづくりの第一線で活躍している多くの非常勤講師を招聘し、少人数による授業を実施している。また、1 年を 4 つに分割したクォータ制により短期集中方式で学ぶことができ、40 日間に及ぶインターンシップは、両学科 2 年次の必修科目として担当し、これまで約 2000 社以上で現場実務を体験することができている。こうした人材育成像は、大学学則に規定するのみならず、「大学案内」はじめ「学生生活ガイド」や大学ウェブサイト等にも明示し、周知している。

1-1-④ 変化への対応

学校教育法施行規則が改正され、全ての大学において「卒業認定・単位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の「三つの方針」を一貫性のあるものとして策定し、平成 29（2017）年から公開することが義務付けられた。

本学では、平成 26（2014）年に初めて三つのポリシーを制定した。その後三つのポリシーの指針が出されたことなどを付け、その後の社会情勢の変動や社会の要請等を踏まえたディプロマ・ポリシーとするため、平成 31（2019）年 12 月に建学の基本理念に則った一貫性のあるものに見直した（令和 3（2021）年度から適用）。カリキュラム・ポリシー（令和 4（2022）年度から適用）やアドミッション・ポリシー（既に適用済）についても中央教育審議会大学分科会が定めたガイドラインに基づき見直した。

さらに、障害者基本法及び障害者差別解消法並びにその他の法令の定めに基づき、本学における「障がいのある学生支援に関する基本方針」に即して、障がいのある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とした「ものづくり大学障がいのある学生支援規程」を作成するとともに、本学関係者を対象としたソーシャルメディアを利用するための基本マナー等について定めた「ソーシャルメディアガイドライン（平成 31（2019）年 4 月）」を制定し、社会の変化に対応してきた。

また、大学の基本理念に従い、日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入等、国際化の推進に力を入れており、平成 31（2019）年に「国際交流基本方針」を定め、この実現に向けて施策の方向性として「教育の国際化」「キャンパスの国際化」「研究および社会貢献活動の国際化」の 3 分野における施策の基本的な考え方を定めた。

このように、本学では、建学の精神を礎として社会や時代の変化にも柔軟に対応してきている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、基本理念・使命・目的を踏まえ、産業界や技術発展の最新の状況を反映させて教育課程を不断に見直し、教育、研究、社会貢献の充実を図っていくこととする。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

役員には、年数回開催される理事会・評議員会でその都度、大学の活動等について説明を行い理解が得られている。また、三つのポリシーの見直しについても令和元（2019）年及び令和 2（2020）年の理事会に諮り決定しており、役員の理解と支持を得る体制となっている。

本学の目的については、大学学則、大学院学則等において規定しており、役員、教職員はじめ、本学の教職員すべてがその重要性を理解している。また、これに関連した規則集を全教職員に配布するとともに、令和 3（2021）年度中に大学ウェブサイトで公表し、役員、教職員は学内において閲覧することが可能となった。

1-2-② 役員、学内外への周知

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の目的は、大学案内や学生生活ガイド、大学ウェブサイトに掲載して、在学生、教職員に対して広く周知している。

その他、新入生ガイダンス時に説明するほか、学内の会議室、講義室をはじめとする随所に大学の基本理念を記したパネルを設置している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、計画的な成長戦略に取り組むため、平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度までの 7 年間の「第 2 次中期経営計画」を策定している。18 歳人口の減少により、大学をめぐる厳しい環境のなか、平成 30（2018）年度からスタートした教職協働プロジェクトの活動により様々な重要課題の検討に教職員一体となって取り組んでいる。令和 2（2020）年度は、その中間年にあたるとともに、開学から 20 年を迎えることから、これらの重要課題を踏まえ、「第 2 次中期経営計画」の改定を実施した。その中で大学の基本方針として、「建学の基本理念に則り、高度な技能技術を追求する「テクノロジスト」の育成を教職員一丸となって進め、学長を中心とする教学マネジメントを確立し、「知行合一」を目指し、「独自性・優位性ある教育力の向上と内部質保証」「特色ある研究・社会貢献活動」「大学運営基盤の強化」による健全経営を目指すこととしている。また、これらの大項目のもとに、各項ごとに具体的な目標や計画を設定し、使命・目的の遂行に必要な組織改革と運営等を行っている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学校教育法施行規則第 165 条の 2 に則り、平成 26（2014）年度、学部及び大学院の三つのポリシーを策定し、学内での周知とその実現に努めてきた。

一方で、近年の大学教育に求められる、学修者目線での学修内容や評価方法等の明示などの観点から、平成 30（2018）年よりポリシーの見直しに着手し、令和 2（2020）年に新しいポリシーを策定した。新しいポリシーの内容は、基準 3 で詳述する。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

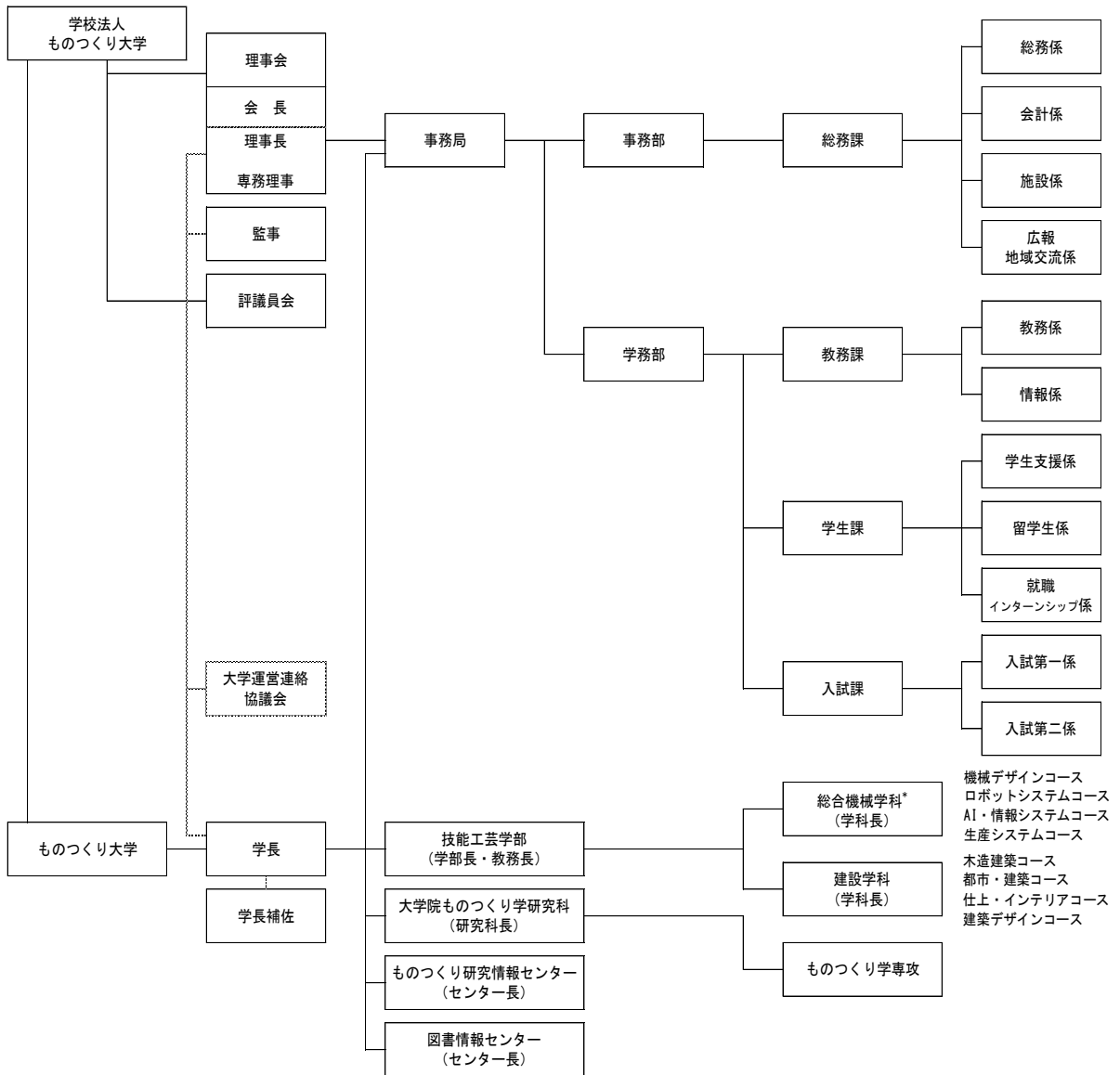
本学の目的は、大学学則第 1 条に規定するとおり、社会性・創造性・倫理性を身に付けた技能技術者を育成することであり、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命としている。その目的・使命達成のため、教育研究組織は技能工学部に総合機械学科、建設学科を、大学院はものづくり学研究科を設置し、ものづくりで社会を支えるテクノロジストの育成を図っている。

また、附属施設として、図書情報センターを設置し、図書館の運営及び本学の情報化に関する支援を行うとともに、ものづくり研究情報センターでは、我が国のものづくり基盤技術・技能の振興を支援する取組を行っている。

さらに、学生の就職支援を行うキャリアセンター等を置いている他、学長の下で諸事項を審議し、具体化していく各種の室・委員会等の組織を設けている（図 1-1、1-2 参照）。

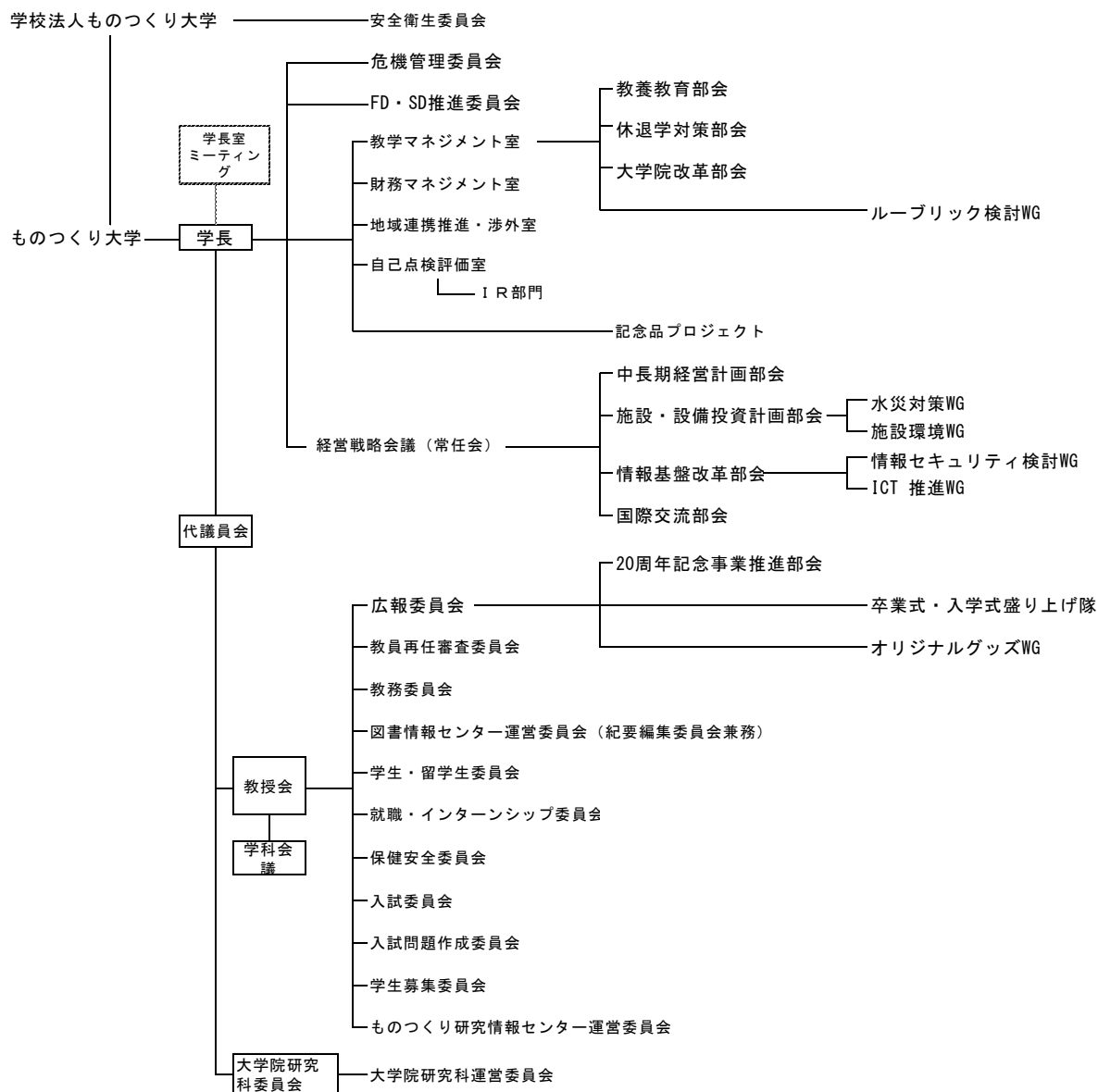
これらの各項目については、中長期経営計画に基づき、毎年度行動計画を定め、年度末に見直して次年度の行動計画に反映することで、PDCA サイクルを実施している。

図 1-1 学内組織図



* 令和4（2022）年4月から「情報メカトロニクス学科」に名称変更

図 1-2 室及び委員会組織図



(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は不変であり、使命・目的等においても継承していくべきものであるが、社会情勢の変化に応じて柔軟に改善・向上させていく。具体的な教育内容や目標については、教学マネジメント室を設け、開学後の20年の成果を見直し、Society5.0時代に求められるものづくり及びものづくり大学の役割を踏まえた教育改革に取り組んでいる。

中長期計画は、教職員が一体となって着実な履行が重要であり、目標の達成に向け確実に計画を実行していく。また、三つのポリシーについても常に検証していく体制を整えていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的については、具体的かつ明確に、簡潔な文章でまとめられている。ものづくり大学の個性及び特色は、教育方法や社会との関係などに表れているとともに、社会の変化に対して柔軟に対応してきている。

使命・目的に基づき、三つのポリシーの策定、中長期経営計画の策定が行われ、教授会等による学内での共有及び大学ウェブサイト等により学外への周知もなされている。また、教育研究組織は、これらを実現するために必要な構成となっている。

以上から基準1を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、大学の基本理念に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者（テクノロジスト）を育成することを目的としている。この目的に沿ってディプロマ・ポリシーに示された卒業生像に共感し、ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う学生を全国から集めることを基本方針として、高等学校段階で習得しておくべき内容水準を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーは入試委員会で審議し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の整合性を保持した上で、年度ごとに入試制度の変更を反映した内容に更新している。また、入学志願者がアドミッション・ポリシーを理解しやすいように、「入学者受入れ方針」、「求める学生像」および「入学までに身につけておくべき能力」に分けて示すことで、明確に周知している。

アドミッション・ポリシーの周知については、「大学ウェブサイト」、「学生募集要項」及び「(総合型選抜)面接プレゼン入学試験ガイド」に明示しているほか、オープンキャンパス、高校訪問、会場説明会及び校内説明会などで情報提供を行い、広く周知を図っている。

【技能工芸学部】

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

ものづくり大学は、大学の基本理念に則り、高度なものづくりに対応できる専門的知識および技能技術を併せ持った「テクノロジスト」を育成します。科学技術創造立国を支えるテクノロジストを目指して、専門的知識および技能技術の習得に真摯に向き合うとともに、ものづくりへの情熱と誇りを持ち、自身の資質や多様な能力を向上させようとする強い意欲を持つ者の入学を期待しています。

求める学生像

1. 本学で学ぶ強い意思を持ち、積極的にものづくりに取り組める者
2. 仲間と協力し、チームで課題に取り組める者
3. 知識や技能技術の習得に真摯に向き合い、自ら考え自身の能力向上に努められる者
4. グローバル化する社会や科学技術に関心を持ち、異文化など多様性の受容に努められ

る者

5. 価値観の異なる相手ともコミュニケーションを図り、互いの理解を深めながら学ぶ意欲のある者

入学までに身につけておくべき能力

- ・基礎学力として高等学校等で様々な教科を幅広く学習していること
- ・専門的知識および技能技術を学ぶ上で、理数系科目の基礎知識を身につけていること
- ・ものづくり現場で必要となるコミュニケーション能力の向上のため、表現力の基礎となる国語の素養を身につけていること
- ・グローバル化する社会や科学技術を理解するため、英語の素養を身につけていること

【大学院ものづくり学研究科】

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

ものづくり学研究科では、独創的かつ自発的に高度なものづくりを実践し、社会に貢献するマスター・テクノロジストを育成します。マスター・テクノロジストを目指して、高度な専門的知識及び技能技術を探究するとともに、複合的で幅広い視点を備え、高度なものづくりを通して世界で活躍する強い意欲を持つ者の入学を期待しています。

求める学生像

1. 本研究科で学ぶ強い意思を持ち、高度なものづくりに積極的に取り組める者
2. 自ら課題を設定し分析評価する姿勢を持ち、実験・研究等に真摯に取り組める者
3. 仲間と協力し、学術的論理を持って創意工夫や問題解決に努められる者
4. 最新の科学技術や社会経済に関心を持ち、グローバルな視点で多様性の受容に努められる者
5. 価値観の異なる相手とも互いの理解を深めながら学び、最善の帰結に努められる者

入学までに身につけておくべき能力

- ・積極的に実験・研究等に取り組む強い意欲や、探究心を持って高次のものづくりを学ぶ自主性を身につけていること（意欲、探究心、自主性）
- ・高い知的好奇心を持ち、理数系の基礎的理論や統計処理に関する科学的基礎知識及びコンピュータリテラシーを身につけていること（知的好奇心、科学的基礎知識、コンピュータリテラシー）
- ・マスター・テクノロジストの素養として必要な一定の教養や倫理観に加え、論理的に考察する能力を身につけていること（教養、倫理観、論理性）
- ・国際社会や多文化を受容し、互いに理解して協調・協力するために必要な語学的素養やプレゼンテーション能力を身につけていること（文化受容性、語学的素養、プレゼンテーション能力）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験種別ごとに「選抜方法および評価方法」

を策定し、多様化する受験生に対応するとともに、知識や技能だけでなく思考力、表現力や主体性など、多角的な評価を行っている。本学の求める資質を持った学生を見出すため、高等学校等で習得した基礎知識、学力の3要素、ものづくり分野での実績やものづくりへの熱意等を多角的に評価する公正かつ妥当な入学試験を実施している。多様な入学試験を実施し、同一種類の試験について複数の試験日程の設定、地方入試会場の設置など、受験生に向けて本学を受験しやすい環境づくりに努めている。

入学者選抜方法や実施体制等については、「ものづくり大学入学者選抜規程」に定めている。本規程は、入試委員会、教授会、代議員会で審議の上、制定されている。入学者選抜についての具体的な制度設計、入学試験の実施及び検証等については、入試委員会で審議、検討を行っている。入試委員会の組織は、教務長、学部長、学科長、専任教員、事務局長、入試課長、総務課長等の教職員で委員を構成しており、教職協働体制で運営している。なお、委員としてアドミッション・オフィサー（教員1名、職員1名）を配置し、入試制度の現状分析、入試改革の提案のほか、高校や受験生の動向等の情報共有を行っている。

入学試験問題については、「ものづくり大学入学試験問題作成専門委員会規程」に基づき、一般選抜の全ての試験問題を大学独自に作成している。

また、オープンキャンパスの参加者全員を対象に進学アドバイザーによる個別相談を実施しており、アドミッション・ポリシーに合致した生徒を見出すとともに入学志願者へのフォローアップを行っている。入学志願者が本学の特長や教育内容を深く理解することで、入学志願者の増加を図るとともに、入学意欲だけでなく入学後の学修意欲の向上を促し、入学時のミスマッチの抑制に努めている。

a) 学部入学試験

1. 学校推薦型選抜

学校長の推薦を踏まえ、面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素とものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する推薦入学試験であり、推薦書では「学力の3要素」についての評価の記載を求めている。試験は指定校制と公募制があり、A日程及びB日程で実施している。指定校制は高等学校によって推薦基準が異なり、公募制は調査書の学習成績の状況（評定平均値）3.0以上を推薦基準としている。なお、A日程の試験は、本学のほか地方入試会場（宮城県、新潟県、長野県、静岡県、大阪府、福岡県）でも実施している。

2. 総合型選抜

入学志願者の能力・適性、学習に対する意欲、目的意識、ものづくりへの熱意や実績等を総合的に評価する試験であり、以下の試験種別で実施している。

●面接プレゼン入学試験

面接・口頭試問、プレゼンテーション及び出願書類（志願理由、自己PR、調査書）に基づき、学力の3要素とものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。統一の課題を課すものではなく、必ず事前相談を行い、志願理由やプレゼンテーション資料の作成状況を丁寧に確認した上で出願に導いている。なお、試験日程はI期か

らⅣ期まであり、Ⅱ期は本学のほか地方入試会場でも実施している。また、Ⅳ期はEメールによる事前相談ができるインターネット利用方式を選択することができる。

●**ものづくり特待生入学試験**

ものづくりの実績、面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素ともものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。調査書の学習成績の状況（評定平均値）3.2以上で、かつ、ものづくりに関わる団体主催の大会や課外授業等で優秀な成績を収めた者を対象としている。なお、試験はA日程、B日程及びC日程で実施しており、A日程は本学のほか地方入試会場でも実施している。

●**女子スカラシップ入学試験**

産業界から理系女子が求められている社会背景から、本学では、内閣府男女共同参画局が推進する「理工チャレンジ」に賛同し女子生徒の進学を支援している。面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素ともものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。調査書の学習成績の状況（評定平均値）が所定の基準を満たした者を対象としている。なお、試験はA日程、B日程及びC日程で実施しており、A日程は本学のほか地方入試会場でも実施している。

●**情報スカラシップ入学試験**

内閣府が推進する「AI戦略」を踏まえ、AI人材育成に取り組むべく情報に関連する資格取得者を対象に面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素ともものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。

●**教養スカラシップ入学試験**

文部科学省が推進する英語4技能や技能工芸学を学ぶ上で必要となる数学、国語の素養に関わる資格取得者を対象に面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素ともものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。

3.一般選抜

本学独自の学力試験の成績と出願書類に基づき、技能工芸学部で学ぶための基礎学力と学力の3要素を総合的に評価する試験であり、以下の試験種別で実施している。

●**一般入学試験前期**

個別学力検査（国語、数学、英語）及び出願書類（調査書）で評価を行い、基礎学力を身につけている学生を受け入れる試験である。学力検査は、3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。なお、試験は本学のほか地方入試会場でも実施している。

●**学力特待生入学試験**

個別学力検査（国語、数学、英語）及び出願書類（調査書）で評価を行い、基礎学力を十分に身につけている学生を受け入れる試験である。学力検査は、3教科受験することが必須であり、3教科の合計得点で判定する。なお、試験は本学のほか地方入試会場でも実施している。また、同一日程の一般入学試験前期を併願受験することができる。

●**一般入学試験後期**

個別学力検査（数学または小論文）、面接・口頭試問及び出願書類（調査書）で評価する

試験である。学力検査は、出願時に数学または小論文を選択する。

●**数学特待生入学試験**

個別学力検査（数学）、面接・口頭試問及び出願書類（調査書）で評価を行い、特に数学について十分な学力を身につけている学生を受け入れる試験である。同一日程の一般入学試験後期を併願受験することができる。

●**統一入学試験**

個別学力検査（国語、数学、英語）及び出願書類（調査書）で評価を行い、総合機械学科及び建設学科、両学科の合否判定を行う試験である。学力検査は、3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。

4.共通テスト利用試験

大学入学共通テストの成績と出願書類に基づき、技能工芸学部で学ぶための基礎学力と学力の3要素を総合的に評価する試験であり、以下の試験種別で実施している。

●**共通テスト利用試験**

大学入学共通テスト（数学、理科、英語）の成績及び出願書類（調査書）で評価を行い、基礎学力を身につけている学生を受け入れる試験である。大学入学共通テストは、3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。

●**共通テスト特待生入学試験**

大学入学共通テスト（数学、理科、英語）の成績及び出願書類（調査書）で評価を行い、基礎学力を十分に身につけている学生を受け入れる試験である。大学入学共通テストは、3教科受験することが必須であり、3教科の合計得点で判定する。

●**共通テスト利用統一入学試験**

大学入学共通テスト（数学、理科、英語）の成績及び出願書類（調査書）で評価を行い、総合機械学科及び建設学科、両学科の合否判定を行う試験である。大学入学共通テストは、3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。

5.専門学科・総合学科特別入学試験

高等学校で学んだ専門教育を踏まえ、面接・口頭試問及び出願書類（志願理由書、調査書）に基づき、学力の3要素ともものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。調査書の学習成績の状況（評定平均値）4.3以上の者を対象としている。

6.特別選抜

特別選抜では、以下の入学試験を実施している。

●**社会人入学試験**

社会人としての実績を踏まえ、面接及び出願書類に基づき、ものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。職業（主婦、自営業、パートタイムを含む）に従事しているか、従事したことのある者で所定の出願資格を有する者を対象としている。

●**帰国子女入学試験**

海外での経験や身につけた知識・能力を踏まえ、面接及び出願書類に基づき、ものづくりへの熱意やテクノロジストとしての資質を総合的に評価する。日本国籍を有する者で所

定の出願資格を有する者を対象としている。

●外国人留学生入学試験

母国で身につけた知識や能力を踏まえ、面接及び出願書類に基づき、ものづくりへの熱意や国際性を総合的に評価する。日本国籍を有しない者で所定の出願資格を有する者を対象としている。出願資格の内、日本語能力については、「日本語能力試験（N1もしくはN2）」、「日本留学試験（日本語）200点程度」等の本学が指定した基準のいずれかを満たしていることが必要である。試験はS日程、A日程及びB日程で実施しており、A日程は本学のほか地方入試会場でも実施している。また、優遇校に指定した日本語学校が推薦する制度を設けているが、その場合は、出願資格に加えて、在籍する日本語学校の出席率が90%以上であることを推薦基準としている。

b) 大学院入学試験

大学院入学試験は、高度な専門知識及び技能技術を探究するとともに、複合的で幅広い視点を備え、高度なものづくりを通して世界で活躍する強い意欲を持つ者を対象に一般入学試験と学内推薦入学試験を実施している。一般入学試験は能力判定試験（小論文、プレゼンテーション、口頭試問）及び適性判定試験（面接）を実施し、学内推薦入学試験は、本学学部卒業見込者で直近の通算 GPA（Grade Point Average）が 2.30 以上、かつ、指導教員の推薦を得た者について、口頭試問および面接試験を実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員 300 人（総合機械学科 150 人、建設学科 150 人）に対し、平成 30(2018)年度の入学者から 4 年連続で入学定員を充足している。収容定員 1,200 人に対しては、年々充足率が向上し、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1,265 人（1.05 倍）となり、令和 2（2020）年度から 2 年連続で収容定員を充足している。大学院は、入学定員及び収容定員とも充足できていないが、令和 3（2021）年度は入学定員 20 人に対して 14 人の入学者であり、令和 2（2020）年度以前より増加した。過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、【表-2-1-1】【表-2-1-2】【表-2-1-3】のとおりである。

各学科で入学定員の充足率に差は生じているが、入学定員を充足していない総合機械学科についても年々解消する傾向にあり、収容定員 600 人に対して、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 524 人（0.87 倍）となっている。

学生募集の方法や対策等については、学生募集委員会で審議、検討を行っている。学生募集委員会の組織は、教務長、学部長、学科長、専任教員、事務局長、入試課長、総務課長等の教職員で委員を構成しており、教職協働体制で運営している。なお、委員としてアドミッション・オフィサー（教員 1 人、職員 1 人）を配置し、学生募集の現状分析、学生募集対策の改善提案のほか、高校や受験生の動向等の情報共有を行っている。

入学者の 6 割以上がオープンキャンパス参加者であり、入学定員の充足のためにはオープンキャンパスの充実が重要である。高校訪問や説明会のほか、広告媒体によるオープンキャンパスの告知により、オープンキャンパス参加者数の増加を図るとともに、学生募集委員会を中心にオープンキャンパスの開催内容の改善や充実を行うことで、入学定員充足の維持に努めている。令和 2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に

に伴い、3月、5月および7月は中止となったが、8月以降は開催方法や内容を見直し感染防止対策を徹底した上で、来場対面型のミニオープンキャンパスを開催した。ミニオープンキャンパスは、感染防止のため予約定員制とし、午前と午後の2部制（同じ内容を2回開催）で、昼食の提供及び学生スタッフの動員は行わないこととした。

出身高校の地域別入学者数の傾向としては、全体の7割以上が関東地方出身者である。このことから、引き続き関東地方での学生募集に注力するとともに、地方の入学志願者の増加を図るため地方入試会場を全国（宮城県、新潟県、長野県、静岡県、大阪府、福岡県）に6会場設置している。地方入試会場では、学力検査を行う一般入学試験および学力特待生入学試験だけでなく、面接試験を行う推薦入学試験、面接プレゼン入学試験、ものづくり特待生入学試験、女子スカラシップ入学試験、外国人留学生入学試験も実施することで、入学志願者の便宜を図っている。

外国人留学生の入学者数は、平成26(2014)年度まで毎年1人程度で推移してきたため、平成27(2015)年度から私費外国人留学生に対する授業料減免制度を設け経済的支援を充実させることで、外国人留学生数の増加を図っており、入学者数は平成27(2015)年が6人、平成28(2016)年度には19人となり、平成29(2017)年度からは全入学者数の約1割程度で推移している。

また、入学志願者の便宜を図るため、本学を複数回受験する学内併願者に対する入学検定料優遇措置や、入学検定料のコンビニエンスストア支払いを実施している。

大学院については、入学定員、収容定員ともに充足していないことから、平成27(2015)年に「ものづくり大学大学院長期履修学生に関する規程」を制定し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることとした。さらに、学費の見直しを行い、令和2(2020)年の入学者から授業料等学生納付金の減額改定を行い、入学促進を図っている。また、入学試験をA日程からD日程まで4回設けて受験しやすい環境づくりに努めているほか、「大学院活性化ワーキンググループ」を設置し、大学院の位置づけと修了生像を改めて精査し、開講科目の改善と新たな科目の導入による改革を行うとともに、優秀な学部生の早期卒業制度の活用をはじめとして、学部との接続の柔軟化と魅力向上の促進に努めている。なお、「大学院活性化ワーキンググループ」は、令和3(2021)年4月に「大学院改革部会」に改組し、更なる充実を図っている。

表-2-1-1 学科・学部の入学者数及び入学定員充足率

学科・学部	調査項目	2017.5.1	2018.5.1	2019.5.1	2020.5.1	2021.5.1
総合機械学科	入学者数(人)	97	132	136	142	130
	入学定員充足率	0.65	0.88	0.91	0.95	0.87
建設学科	入学者数	192	194	197	192	193
	入学定員充足率	1.28	1.29	1.31	1.28	1.29
技能工芸学部	入学者数(人)	289	326	333	334	323
	入学定員充足率	0.96	1.09	1.11	1.11	1.08

表-2-1-2 学科・学部の在籍者数及び収容定員充足率

学科・学部	調査項目	2017.5.1	2018.5.1	2019.5.1	2020.5.1	2021.5.1
総合機械学科	在籍者数(人)	451	465	475	499	524
	収容定員充足率	0.75	0.78	0.79	0.83	0.87
建設学科	在籍者数	665	686	694	736	741
	収容定員充足率	1.11	1.14	1.16	1.23	1.24
技能工芸学部	在籍者数(人)	1116	1151	1169	1235	1265
	収容定員充足率	0.93	0.96	0.97	1.03	1.05

表-2-1-3 大学院の入学及び収容定員充足率

大学院	調査項目	2017.5.1	2018.5.1	2019.5.1	2020.5.1	2021.5.1
ものづくり学 研究科	入学者数(人)	9	6	8	5	14
	入学定員充足率	0.45	0.30	0.40	0.25	0.70
	在籍者数(人)	23	15	14	14	20
	収容定員充足率	0.58	0.38	0.35	0.35	0.50

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは明確に定められており、それらの周知についても適切に行われている。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証についても確実にできている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持については、建設学科では入学定員充足率を満たしているが、総合機械学科は満たしていない。しかし、総合機械学科の入学定員充足率は向上傾向にあり、時代の変化や社会の要請に対応したカリキュラム改革等の効果が現れている。収容定員についても、令和3(2021)年5月には1.05倍と充足率を満たしている。今後は、更なる総合機械学科の魅力向上を図るとともに着実な学生募集活動を行い、引き続き入学定員の確保に努める必要がある。なお、総合機械学科は令和4(2022)年度に情報メカトロニクス学科へと名称変更予定である。

大学院については、入学定員、収容定員ともに充足していない。令和3(2021)年4月から教学マネジメント室に「大学院改革部会」を設置し、本学の大学院の特色を活かした高専からの編入学生への4年間プログラムの提示、社会人入学者へのプログラムの提示、大学院教育における教員間の協働をはじめとする指導体制の強化を行うこととしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針は、第2次中長期経営計画（改定）に「学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚しながら、休退学することなく有意義な学生生活を送り、4年間で卒業できるよう、一人ひとりの多様な個性に向き合った教育と支援体制の充実を図る。」と明示している。

実施体制としては、教学マネジメント室、教務課、学生課、総合機械及び建設の両学科により、教職協働の学修支援を行っている。教学マネジメント室（学長補佐が室長、学長指名による各学科教員及び職員で構成）では、時代のニーズに沿い学生が必要な力を身に付けるためのカリキュラム、学修成果の質保証などを検討、実施している。また、教学マネジメント室には「休退学対策部会」が設置されており、IR データも活用して中途退学、休学及び留年への対策を検討、実施している。教務委員会（学部長が委員長、選抜された両学科教員、教務課職員で構成）では教育活動の支援、学生・留学生委員会（教務長が委員長、選抜された両学科教員、学生課職員で構成、令和3（2021）年度から学生委員会と留学生委員会を合体した）では学生生活の支援を行っている。学生課にはカウンセラーが常駐するふれあいルームや留学生係が設置されており、学生生活が困難な者への対応、障がいのある学生への対応及び留学生の学修支援を行っている。両学科では全教員による担任制を採用し、ホームルーム及びオフィスアワー等により、学修支援を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(a) 教務職員、兼任教員、TA 及び SA の活用

各学科に教務職員が2人ずつ配置され、実習場・施設・設備の維持管理、実験・実習授業の準備・補助などを担当している。

実技系科目においては、1クラス又は1チーム20人程度の少人数制を採り、担当教員のもと優れた技能を持つ非常勤教員が実技指導を担当し、学生の中から選抜された TA 及び SA が補助にあたることで、各学生の習熟度に応じた指導を行っている。このほか、設計やコンピュータ演習等の授業においても TA 及び SA が授業補助にあたっている。

授業補助には授業進行から遅れがちな学生のフォローや留学生対応なども含まれるため、TA 及び SA にはその授業内容に対するスキルが求められる。したがって TA は大学院学生、SA は主として学部4年生であり、大学の規程及び学科内規に基づき担当科目教員がその資格があると認め、学科会議で承認された者としている。また、平成30（2018）年度からは、毎年秋（9月ないし10月）に TA・SA として授業をサポートするために心得るべき「ものづくり大学 SA・TA として授業をサポートする学生へ」（指導補助としての心得、個人情報保護、後輩への気遣い等）を配布、説明会を行っている。令和2（2020）年度では、ウェブ教育システム（グーグル・クラスルーム等）での配信等により周知している。令和2（2020）年度は、総合機械学科4人、建設学科5人の TA を採用した。また、総合機械学科35人、建設学科99人の SA を採用した。

(b) 担任制度・ホームルーム

担任制度により、担任教員が学生一人ひとりの授業の出席状況や成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するとともに、学修面だけでなく精神面の相談、進路の相談などのきめ細かな学修支援を行っている。原則全教員が担任を受け持ち、各学年において総合機械学科は学生7名程度、建設学科は学生10人程度を担当する。総合機械学科、建設学科ともに1年次から3年次第2クォータまで（研究室配属されるまで）同じ教員が務め、学生の状況を継続して把握できるようにしている。そして、3年次第3クォータからは研究室内の指導教員が担任を務める。令和2（2020）年度からは全教員が全学年の担任を担当することにより、学生同士のピアサポート体制（ホームルームによる同じ担任の1年生から4年生の交流体制）をとっているが、コロナ禍のためピアサポートによる十分な指導を行うまでにはまだ至っておらず、状況を見ながら本格化する。

両学科ともクォータごとの成績表配布に合わせホームルームを開催し、担任教員が学生と面談を行い個別の学生の学修状況を把握するよう努めている。また、成績表配布時のみならず、1年生及び2年生は年度初めの1クォータ中に複数回ホームルームを開催し、3年生および4年生は、研究室のゼミなどでホームルームの役割も果たしている。開催案内には、掲示及びウェブ教育システム（グーグル・クラスルーム等）を利用しており、開催日時等の通知のみならず様々な相談も受けている。

(c) オフィスアワーの活用

学年ごとの枠を越えた基礎及び専門分野に関する学修支援のみならず、学生生活全般の相談を受け付けるオフィスアワーを、総合機械学科では週1回、建設学科では月1回設け、掲示等により学生に周知を図っている。オフィスアワーの時間帯は、各教員が研究室で待機しており、学生は担任の教員だけでなく、どの教員とも直接相談できる。

オフィスアワーにより、学習の仕方など学生の持つ諸問題への対応や、各教員の専門分野を深く教えることができ、3年次の研究室配属の際の研究室選定にも役立っているほか、学生生活を送る上での不安などの解消にも務めている。なお、オフィスアワーの時間帯以外でも、教員が可能な場合は随時相談を受け付けている。

(d) 障がいのある学生への配慮

「ものづくり大学における障がいのある学生に対する支援に関する基本方針」に則り、障がいのある学生への支援を行っている。令和3（2021）年4月には、基本方針を基に「ものづくり大学障がいのある学生支援規程」を定め、学生から申し出があった時に、連携協議会（学部長が議長、教務長、学科長、担任教員、教務課長、学生課長、ふれあいカウンセラー、その他議長が必要と認めた者で構成）を設置し対応に当たる。教職協働の支援として、授業担当の教員の支援に加えて、授業内で落ち着けないなど他の学生に影響がある場合には、事務職員が教室に行き、当該学生へのケアを行うなどしている。

(e) 中途退学、休学及び留年への対応

授業で学生の出席状況を迅速かつ確実に把握するために、平成26(2014)年度末にポータブル端末による出席管理システムを導入し、全学生の出席状況をほぼリアルタイムでデータ化している。出席管理システムを学生カルテに連動させることにより、各学生の出席状

況を全教職員が即時に把握することができるため、欠席率の高い学生に早期に対応することができる。なお、担当授業の出席状況に目がいきがちになる教員を補完するように、教務課職員がデータ整理等の際に気づいた情報は、メール等で教職員に通知され共有される。また、学生や保護者からの相談、気になる学生の動向、面談等は学生カルテの所見に記載することで、教職員の情報共有を行っている。学生カルテには授業以外の保護者からの連絡や友人との交流状況などの学生動向も記録されているので、授業の遅刻・欠席や成績不振の原因推定に利用可能となっている。

成績不良の学生への対応策としては、担任制度、学生カルテを活かし、成績不良や出席率の低い学生について、クォータごとに担任教員が学生本人や保護者に連絡するなどのフォローを行っている。また、別に単位取得が一定水準以下の学生については、学習状況に注意を促す通知を保護者に郵送し、その後、三者面談を行うなどのきっかけとしている。さらに、研究室配属となる3年次になった際には、両学科とも保護者会を開催し、担当教員が直接保護者に単位修得状況等の説明を行っている。令和元（2019）年度までは、学園祭初日に開催することで、学生の日ごろの成果を見る機会としていた。令和2（2020）年度より、保護者に対する支援強化のため、別々実施していた就職支援に関する保護者ガイダンスとの共同開催に変更し、研究室配属直後の9月20日（日）に行った。

令和2（2020）年度に設置された教学マネジメント室には、休退学対策ワーキンググループを設置しており、過去5年間で、20%前後で推移する退学・除籍率の低減への対応を検討している。また、IR部門（旧IR委員会）を「自己点検評価室」の中に設置し、休退学者の縮減と4年間卒業率の向上に資するため、授業の履修や合格率、出席率、GPAなどの収集分析したデータを休退学対策ワーキンググループにフィードバックを行っている。休退学対策ワーキングでは、IR委員会と連携し、IR委員会に入学時の偏差値や入試区分・地域など、退学・除籍者の状況分析を依頼し、分析結果も踏まえ、ピアサポートの充実や、退学・除籍予備軍への早期洗い出し、全教職員での学生サポートの充実など、多様な学生への対応方法の検討を行っている。なお、「休退学対策ワーキンググループ」は、令和3（2021）年4月に「休退学対策部会」に改組し、更なる充実を図っている。

やむを得ず休退学希望者が出てしまった場合には、必ず担任が面談し、休退学理由や退学後の進路等について保護者にも確認をした上で、学科会議、教務委員会、教授会での審議を経て休退学を認める等、きめ細かい指導を行っている。

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

教職協働による学生への学修支援に関する方針は、第2次中長期経営計画（改定）に定められており、教学マネジメント室を中心に教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制が整備されている。そして、実施している施策についてその効果を分析するとともに、社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教職員が連携し強化・改善を図っていく。

成績不良等による退学者については、未だ退学者数が多いことを踏まえ令和3（2021）年4月より教学マネジメント室に設置されていた「休退学対策ワーキンググループ」を「退学者対策部会」として、さらなるIRデータを用いた分析、学修困難者の早期抽出と手厚いサポートの強化を行い、退学者の減少に努める。また、令和3（2021）年度からは1クォータを90分の8回授業から100分の7回授業に変更して、8週目に補講・補習・補充

授業を行うことで学修のサポート及び単位取得率の向上を目指している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学におけるキャリア支援の中心は、就職・インターンシップ委員会（教務長が委員長、選抜された両学科教員、学生課職員で構成）で行っている。これらは具体的推進方策の検討や情報交換を定期的に（ほぼ月1回）行い、教職員が一体となって指導・教育にあたっている。また、キャリアカウンセラー8人が交代で週2～3日のカウンセリングを実施し、スケジュール表掲示により、技術面や精神面でのアドバイスを行うなど、専門的な見地からのサポート体制も整備している。

具体的な教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制整備は、(a)学内教育課程での取り組み、(b)インターンシップ、(c)社会（産・官・学・地域）連携での推進の3つの視点で行っている。

(a) 学内教育課程での取り組み

本学は多くの企業出身の教員や企業経験豊富な兼任教員による講義・実習教育を行っていることを特徴としており、普段の授業の中でも社会的・職業的自立に関する話題を交えたキャリア育成を実施している。

初年次から卒業までの一貫した指導として、新入学の時点で全学生にキャリアプランシートを配布し、学期ごとに目標設定及び振り返りをさせることによりキャリア設計に対する意識の醸成を図っており、外部のキャリアカウンセラー5人の講師により、学年毎に年間8コマ（15時間）1単位付与の授業「社会人基礎力育成講座Ⅰ～Ⅳ」でを設け、それぞれの学年時にふさわしいと思われる社会人としての基礎的な資質の向上を図るプログラムによる教育を実施している。令和2（2020）年度は、すべての講義を遠隔授業とした。対面講義ではグループワークや先輩との交流などを交えてコミュニケーション能力向上に繋がる取り組みを行っていたが、遠隔授業では、学生間の交流が困難なため、授業後半から講師を一本化し、レポート課題などから他学年の学生の状況や経験を伝える取り組みに変更し、講師を介しての交流の機会を醸成した。なお、令和3（2021）年4月からは対面講義を再開している。

また、就職時期が迫る3年次からの対応では、学生の就職力向上に関わる情報システム（就職支援システム）を構築して、学生への周知と活用の徹底を図るとともに年に15～20回程度の就職ガイダンス・就職セミナーの開催や就職力強化合宿を実施し、更に企業を知るための企業研究交流会、OB・OG交流会、企業研究セミナー、合同企業説明会、及び地元優良企業見学会を開催している。平成28（2016）年から開催している企業研究交流会については、全学年を対象とし、1年次から社会との交流の機会を設けることで、将来像を創造する機会を醸成している。なお、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルスの拡

大により、就職力強化合宿は取りやめ、学内で就職力強化セミナーを行った。

一方、就職内定状況については、学生課職員が教員だけでなく、キャリアカウンセラー、ハローワークなどと連携して就活状況や内定状況の把握を定期的に行い、個別学生の指導に利用するとともに全体の集計・統計整理を行っている。

(b) インターンシップ

○インターンシップの仕組みと概要

本学の学則第 1 条にある「豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とする」に従い、開学以来ものづくり現場での実体験を通しての社会観・職業観の形成を目的として、総合機械学科及び建設学科で 2 年次・4 年次にそれぞれ実働 40 日間（4 年次では実働 20 日間（総合機械学科）や実働 80 日間（建設学科）も可能）の長期インターンシップを実施している。そして、実働 40 日間のインターンシップは 8 単位（実働 20 日間は 4 単位、実働 80 日間は 16 単位）を付与している。なお、両学科ともに 2 年次（実働 40 日間）のインターンシップは必修科目として位置づけられている。インターンシップは学内での教育・指導だけでは得られない職場におけるルール・マナーの習得や職業的自立能力の大幅な向上に繋がり、その後の就職活動でのコミュニケーション力や経験を踏まえての自己 PR 等に成果を発揮し、高い就職率に繋がっている。

本学の長期インターンシップ実施にあたっては、地元埼玉県の中小企業を中心に多くの企業に長期インターンシップの役割についての理解を得ている。この背景には、産官学連携の並行した取組みもあり、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」、「行田市との地域連携協定」、及び「鴻巣市との地域連携協定」などにより、県内産業界・地域社会・行政との良好な関係を築いてきた。近年では、「長瀨町との連携協定」「秩父市との連携協定」「彩北未来プロジェクト（10 者協定）」（令和 2（2020）年 11 月 12 日締結）と協定を結び、県内産業界・地域社会・行政との関係を更に深めている。

なお、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルスの拡大により、従来は 2 年次の 2 クォータ（6 月中旬～8 月中旬）のインターンシップを春休みの 2 月上旬～3 月中旬に延期する（一部の学生は、3 年次の夏休みに延期）対応を行ったが、緊急事態宣言の再発出や感染者数の状況に鑑み、全ての学生に対して 3 年次にインターンシップを再延期した。なお、令和 2（2020）年度の 6 月下旬から 8 月上旬に企業を招いてインターンシップ代替授業（15 日分相当）を行ったため、3 年次でのインターンシップの期間は 25 日間とした。

○インターンシップの流れ

インターンシップの一連の流れは、インターンシップ開始の半年前の学生へのインターンシップ説明ガイダンスに始まり、インターンシップ受入先企業情報による希望調査を元に仮配属を決定し、インターンシップの手引き書配布、企業への学生紹介票作成、企業との協定書及び同意誓約書作成、傷害保険への加入手続き等を行う。インターンシップの派遣先企業には各々担当指導教員が割り当てられており、仮配属学生は担当指導教員と適性チェックや心構え、安全に対する指導等を目的に事前の面談を実施する。そこで、通勤経路や業務内容などへの理解度が不足しているなど希望する企業でのインターンシップが難

しい場合は、派遣先企業の変更調整を行うか、派遣前に個別に補習教育を実施する仕組みとしている。また、派遣の約 1 か月前には対象学生全員に対し、「社会常識（マナー）セミナー」と「安全セミナー」等の受講を義務付けし、実施している。担当指導教員は、相手先企業と調整の上、必要な場合にはインターンシップ開始に先立ち学生を引率しての面談実施も行う。

インターンシップが始まると、学生は日報を作成して企業側の担当指導員から承認印をもらい、週末には週報を作成して大学の担当指導教員宛に E メールで送ることにより状況報告を行う。担当指導教員は週報や学生本人からの問い合わせ、企業側からの連絡情報などを元にインターンシップ期間中に企業への巡回訪問を行って、学生へのケアや企業側からの生の声を聞き対応に当たるなど、長期間のインターンシップが有意義でかつ無事に終了することに細心の注意を払うこととしている。

インターンシップが終了すると、対象学生全員がインターンシップ成果報告書の作成を行う。これらは、インターンシップの内容のまとめだけでなく、期間中を通して学んだ社会人としての心得や職業的自立に向けて自分の弱みや反省点を整理することにより、その後の学生生活での目標設定や就職活動に役立てることなどに繋げている。

本学の 40 日間のインターンシップは必修の授業であり、これらの経過を経て、それぞれの学生のインターンシップの担当教員は、学生のインターンシップへの参加状況（インターンシップノート等により把握）、インターンシップで得られた成果（報告書や中間での見聞等）、受入れ企業からの評価などを総合して、他の授業科目と同様に評価を行い、成績としている。

○インターンシップ成果の展開

インターンシップの更なる発展や改善に向け、インターンシップ終了後に派遣学生に対する企業の評価とアンケートの内容を分析・評価し、「インターンシップ実施レポート」として、受入先企業に情報の公開を行っている。また、学生には、「インターンシップ成果報告書」の提出を義務付けており、全学生分を「インターンシップ成果報告書」として取りまとめ、全学の「インターンシップ成果報告会」を開催し、そこで提出された意見を仕組みや指導方法などに反映させるとともに、企業および教職員に結果をフィードバックしている。同じく、地方自治体や企業からの関係者を招いた場で、代表学生による成果発表を行い、次年度以降のインターンシップ受入の際の参考として頂いている。

成果発表会後には、学生と企業との懇親会を開催し、情報交換ができる場として活用している。なお、令和 2（2020）年度は、2 年次で行うインターンシップを 3 年次に延期したため、インターンシップ成果報告会は行っていない。

○インターンシップの国際化

グローバル化への対応の観点から、タイ王国の泰日工業大学（TNI）との交換留学制度を平成 21（2009）年度より導入し、本学から TNI への留学ではインターンシップ型の交換留学方式を採用し、TNI での授業 1 ヶ月、企業でのインターンシップ 1 ヶ月計 2 ヶ月間の短期留学を実施している。そして、短期留学開始（平成 23（2011）年度）～現在までに 40 人の学生が実施している。この TNI でのインターンシップを体験した学生は皆、実施後、

語学力や国際感覚、コミュニケーション力等が向上し、その後の学生生活や就職活動に積極的な姿勢をみせるようになっており、今後も継続して留学生枠を増やしていく方針である。なお、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため海外でのインターンシップを中止とした。

(c) 社会(産・官・学・地域)連携

まず国(文部科学省)との連携では、平成21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業学生支援プログラム」に採択以来、継続して、専門家のキャリアカウンセラーを配置し、教員・事務職員・キャリアカウンセラーが三位一体となったサポート体制を構築したほか、就職・インターンシップ委員会で就職支援全般の企画立案並びにサポートを行っている。その後も平成22(2010)年度、平成23(2011)年度の「大学生の就業力育成支援事業」の採択では「キャリアプランノート」の導入を図り、学生が入学時から計画的にキャリア形成に向けて取組める仕組みを整備し、学生の状況などに応じて内容の改編に努めている。

次に、本学と産業界・地域との連携では、開学当初から設置された「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」や「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」の場を介して、企業からの要望を汲み取ることで常に社会の変化に対応しながら、必要に応じて教育の内容と方法の見直しを行うこととしている。

また、就職支援の複線化として、地元の行田公共職業安定所と就職活動支援に関する協定を結び、ハローワークジョブサポーターが定期的に来学し、相談指導を実施するなど、ハローワークとの連携も深めている。

以上で述べたような施策に加えて指導教員によるサポートにより、就職内定率(民間就職希望者に対する内定者の比率)は、開学以来平均で96.5%(製造学科95.5%、建設学科97.5%)を達成している。そして、社会のニーズにマッチしたキャリア支援を行っているため、卒業後3年以内の離職率も低い。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

今後は、インターンシップに代表される技術的側面を重視した実践型のキャリア教育充実を図るとともに、社会人としての能力の向上をはかるキャリア教育である「社会人基礎力育成講座」の充実にも力を入れ、バランスの取れたキャリア支援をさらに推進する。特に、長期インターンシップの社会人としての基礎力育成効果の大きさに鑑み、受入先企業との連携を強化し、より教育効果の高いインターンシップ先の拡大・充実化もあわせて推進する。

また、海外の大学との交換留学制度が、グローバル化に対応するキャリア形成に大きな成果を生んでいることから、インターンシップ型の交換留学方式の拡充を図るとともに、海外取引のある企業などグローバル化に対応できる人材教育へと繋げて行く。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービス・厚生補導等に関しては教職員で構成する学生・留学生委員会が、心身の健康や相談に関しては、保健安全委員会が中心となって事案の審議等を行い、必要な対応を行っている。

本学では、学生生活を安心して過ごし、学業に専念できる体制を整えるために、経済面、健康面、生活面等に関する各種相談・支援を行っている。

(a) 経済面の支援

経済面での支援においては、日本学生支援機構の奨学金に対する申請の支援をはじめ、その他の学外機関による奨学金制度の紹介に努め、その活用が十分に図られるよう支援している。また、ものづくり大学独自の奨学金として「ものづくり大学奨学金」、「ものづくり大学さくら奨学金」、「ものづくり大学生生活支援奨学金」、「ものづくり大学同窓会奨学金」、「総合資格学院奨学金」があり、これらはすべて給付制であり返還不要のものである。

「ものづくり大学奨学金」は、企業からの支援を受け、学部・大学院に在籍する2年次を対象に、学部生一人30万円、大学院生一人45万円を給付している。令和2（2020）年度の実績として26人分795万円を給付している。

「ものづくり大学さくら奨学金」は、行田さくらロータリークラブを中心とした地元行田市民の有志の寄附を原資として、学部等に在籍する3・4年次の学生を対象に一人12万円を給付している。例年は4名分を給付しているが、新型コロナウイルス感染拡大による経済的困窮状況を勘案して2名分を増額し、令和2（2020）年度の実績として6人分72万円を給付している。

「ものづくり大学生生活支援奨学金」は、大学創立10周年を記念して大学が創設したもので、学部等に在籍するすべての学生を対象に、家計状況や経済的必要性等を勘案して一人30万円を給付している。令和2（2020）年度の実績として33人分990万円を給付している。

「ものづくり大学同窓会奨学金」は、ものづくり大学同窓会からの寄附を原資として、学部等に在籍する2～4年次及び大学院等に在籍する1年次の学生を対象に、一人12万円を給付している。令和2（2020）年度の実績として8人分96万円を給付している。

「総合資格学院奨学金」は、建築関係の各種国家資格試験対策の講習を行う株式会社総合資格からの寄附を原資として、学部（建設学科）等に在籍する3・4年次の学生を対象に、一人12万円を給付している。令和2（2020）年度の実績として6人分72万円を給付している。

上記の奨学金に関しては、毎年度「奨学金のしおり」を作成して、4月上旬に説明会を開催しているほか、学生の個別相談にも応じ、経済的支援を必要とするより多くの学生が奨学金の支給を受けられるよう努めており、何らかの奨学金を受給している学生の割合は36.0%となっている。

そのほか、特待生制度を設け、入学時及び2年次以降一定の成績を修めた学生に対して、年間授業料の全額または半額の免除を行っている。また、私費外国人留学生に対しては平成27（2015）年度から新たな授業料等優遇措置を導入している。

なお、令和2（2020）年度は、日本学生支援機構の緊急給付金である『学びの継続のた

めの「学生支援緊急給付金」の 193 名の申請支援をはじめ、大学独自にコロナ禍でアルバイト収入が減少した学生を対象に教職員の募金などによる『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急支援奨学金」』を新設し、501 名の応募があり、一人 2 万円または 5 万円で 442 人分、1,790 万円を給付した。

また、令和 2 (2020) 年 4 月からスタートした「高等教育の修学支援新制度」の支給を受けている学生は全学で 80 名である。

(2020 年度の奨学金支給の状況)

奨学金の区分	通常の貸与及び給付	新型コロナウイルス対策による給付等	総額
日本学生支援機構 一種奨学金	学部生 123 人 大学院生 3 人		
同上二種奨学金	学部生 263 人 大学院生 0 人		
日本学生支援機構 給付型奨学金	学部生 59 人		
ものづくり大学奨学金	学部生 16 人 大学院生 1 人	学部生 9 人	795 万円 (給付)
ものづくり大学さくら奨学金	4 人	2 人	72 万円 (給付)
ものづくり大学生生活支援奨学金	33 人		990 万円 (給付)
ものづくり大学同窓会奨学金	8 人		96 万円 (給付)
総合資格学院奨学金	6 人		72 万円 (給付)
学生支援緊急給付金		学部生 193 人	
ものづくり大学緊急支援奨学金		5 万円 302 人 2 万円 140 人	1,790 万円 (給付)

(b) 身体 の健康面の支援

身体 の健康面での支援においては、毎年春、全学生を対象として健康診断を実施しているが、その時に受診できなかった学生に対しては秋に実施し、学校医 (大学の指定する病院の医師) がチェックすることにより、学生の健康状況の把握に努めている。令和 2 (2020) 年度は、春の健康診断を見送り、秋に感染防止対策を講じた上で、実施した。また、大学本部棟に保健センターを設置して、学校医による健康相談を月 2 回実施しているほか、学

生課職員により、軽微な怪我の応急手当や体調不良を訴える学生への対応を行っている。なお、重大な怪我や急を要する病気については、必要に応じて救急車の手配や医療機関の確保、保護者等への連絡など、緊急時の迅速な対応を行っている。さらに、突然の心停止に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を学内7か所（大学本部棟1・2階、製造棟、建設棟、ドーミトリ、体育館、大学会館）に設置し、応急的な救命措置が行える体制を整備している。

(c) 心の健康面の支援

心の健康管理面での支援においては、2人の有資格カウンセラーを配置した「ふれあいルーム（学生相談室）」を設置して、週5日間、電話やメールによる相談や面談によるカウンセリングが受けられる体制を整えている。学生に対しては「ふれあいルーム」が、気軽に相談できるということを周知しており、令和2（2020）年度には、年間延べ472件の相談が寄せられている。なお、令和2（2020）年7月からは、学生の利便性向上のために従来のカウンセリングに加えオンラインカウンセリングも実施している。

相談内容としては、心理関係の相談が約8割、その他の相談（学生生活全般）が約2割となっている。また、「ふれあいルーム」での相談やカウンセリングのほかに、全学生を対象にした「大学生生活アンケート」を実施しており、不安感、孤独感、睡眠状況、食欲など精神面での状態把握に努めている。アンケートの結果についてはカウンセラーが分析し、精神的に不安定な学生に対しては早期にカウンセリング等の対応をするように努めている。

令和2（2020）年度には、コロナ禍における学生の心的ストレスに対応するため、ドーミトリ入寮学生へのストレスチェック（大学生生活アンケート）を4月に実施し、10名のカウンセリングを実施した。また、コロナ禍での相談窓口としてオンライン対応を開始した。

(d) ハラスメント対策

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなどのハラスメントに対しては、「ハラスメントの防止に関する規程」を制定している。学生からの相談や苦情への対応は学生課が窓口となり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に配慮しながら、事実関係の確認や当事者に対する指導・助言等を行い、問題を適切かつ迅速に解決する体制を整えている。令和2（2020）年度には、社会保険労務士を招いてFSD研修会を実施した。学生のハラスメントに関しては、学生便覧「学生生活ガイド」にハラスメントの定義や相談窓口等を記述し、大学ウェブサイトに掲載している。また、学生生活全般の相談窓口についての案内も、大学ウェブサイトに掲載している。

(e) 大学会館

大学会館に食堂や購買部を設け、日常生活面での支援を行っている。食堂は約500席を用意し、学生の利便性に配慮して朝食、昼食、夜食それぞれの時間に対応した営業を行っている。また、営業時間中にはパンやおにぎり類などのテイクアウトもできるほか、パーティーなどにも利用できるようにしている。なお、食堂は学生・教職員の利用だけでなく、一般市民も利用できるように開放している。令和2（2020）年度は、コロナ対策として、座席数を大幅に削減し弁当販売のみの対応にするなど、感染症対策を講じて支援を行った。

また、令和 3（2021）年度より随時適応する BYOD 化に伴い、学生の学習環境確保の観点から、学内無線 LAN の増強を進めている。

(f) ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センター

ドーミトリ（学生寮）は、個室 200 室を有し、新入生の希望者全員が入寮できる体制を整えている。大学のキャンパス内に立地し、管理人が常駐している。部屋は冷暖房機器、ユニットバス（バス、トイレ、洗面所）、ベッド、机、椅子、クローゼットを備えたワンルームである。寮内にはラウンジ、ランドリー室、電気調理器のある給湯室、ジュースや菓子などの自動販売機等の設備を備えており、入寮学生の安心と快適な生活のための支援を行っている。また、学生寮の 1 階にはクラブ・サークル活動や研修会などで利用できる「合宿研修センター」を併設しており、同センターは、セミナー室 2 室、和室 3 室、大浴場（男女各 1）等を備え、学生フォーミュラやロボコン等の学生プロジェクトや卒業研究などの多様な活動に利用されている。今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、寮内の換気対策や自室以外はマスク着用などを徹底した。また、「合宿研修センター」に関しては、遠隔授業の受講ができるように学内無線 LAN を整備して寮の学生に開放し、その他の利用に関しては、密を避ける観点から原則利用を禁止とした。

(g) 課外活動の支援

課外活動に対する支援としては、体育館にクラブ・サークルのために部室を用意するとともに、活動経費に対する助成を行っている。さらに、クラブ・サークル専用掲示板の設置やクラブ・サークル紹介誌の発行、大学のウェブサイト上にクラブ・サークルページの開設などの支援も行っている。また、製造・建設の両学科棟に作業スペースを備えた「ものづくり工房」を設置し、教員指導のもとで各種大会等へ参加するための練習や学生が自由にものづくりを行うことができる環境を整えている。特に学生個人や団体が自分たちで企画・設計・製作品及び大会出場等を運営する様々な「学生プロジェクト」においては、教員及び非常勤教員が、それらプロジェクトへの専門的助言・支援を行いながら、学生の「ものづくり工房」等での作業の安全管理を行っている。今年度は、緊急事態宣言時には課外活動を禁止し、感染状況が低減した時期は感染防止対策を徹底し活動を再開したが、再び感染が拡大したことにより活動を禁止している。学生プロジェクトについては、全国大会に向けた活動のため、担当教員の指導のもと、感染防止対策などを徹底した上で活動を行っている。

(h) アルバイト

アルバイトを希望する学生に対しては、学業への影響の少ないものを薦めるという観点で情報を提供するよう努めるとともに、学内の実習等のサポートを行う TA 及び SA、オープンキャンパス・ものづくり体験学習に協力する学生スタッフなど、自己啓発やコミュニケーション能力の向上にも役立つアルバイトの募集も行っている。

令和 2（2020）年度には、コロナ禍でアルバイト先が見つからない学生に対し、アルバイト先の紹介等、学生支援に努めた。

(i) 留学生に対する支援

留学生のためのガイダンスを開催するとともに、在学生の中からチューターを採用し、留学生の日常生活上の相談を受けるなど、留学生が学生生活を円滑に過ごすことができるよう支援を行っている。

平成 28 (2016) 年度以降、外国人留学生数が増加傾向にあったが、近年は収容定員の約 1 割程度の外国人留学生が在籍する状況が定着したため、外国人留学生に特化した支援等を目的として、平成 31 (2019) 年 4 月に、留学生係を新設した。留学生係は外国人留学生へのワンストップサービスを実施し、全面的な支援を行っている。

入学時の初動教育としてチューター制度を導入し、入学した外国人留学生が大学生活を円滑に過ごすことができる環境づくりを目的として、日本人学生・外国人留学生混合編成でのチューターによる生活・修学支援ならびに学生交流の促進を図っている。

日本語学習に関する支援として、従来は日本語学校とタイアップした日本語教室を実施していたが、令和 2 (2020) 年度より、外部講師による「BJT ビジネス日本語能力テスト対策講座」を、年間 32 コマ計画でインターネット上において運営・管理できるツールを利用したオンライン配信により無償で実施し、進路に応じた目標設定を掲げ、大学卒業後に即戦力として産業界で通用するビジネス日本語の習得のためのサポートを行っている。

外国人留学生の在留資格に関する支援としては、毎月 1 回の月次定期在籍管理を対面方式で行い、在留資格にかかる基本事項の確認や、資格外活動の状況把握等により、在留資格管理を徹底して適正に行っている。また、令和 3 (2021) 年 2 月より、留学生係が「在留申請オンラインシステム」を利用して在留期間更新許可申請等における取次申請業務を実施しており、外国人留学生の出入国在留管理局での申請手続きの軽減を図っている。また、卒業年次の外国人留学生に対しては、進路に応じた資格変更申請等の指導を行い、適正な在留資格保有に努めている。

外国人留学生対象の奨学金に関する支援として、日本学生支援機構や民間団体・企業等の給付金・補助金等の情報提供、応募書類作成ならびに面接指導等を実施し、給付金・補助金獲得のための手厚い指導を行っている。

外国人留学生との交流の場として、ウェブ教育システム（グーグル・クラスルーム等）により「ものつくり大学留学生交流サイト」を開設し、教職員と外国人留学生との交流ならびに情報共有を計っている。

全学生を対象とした大学からの伝達事項等については、外国人留学生が正確に内容を理解できるように平易な日本語表現にしたうえで、大学ウェブサイト・個人メール・ウェブ教育システム（グーグル・クラスルーム等）等で配信するなど、きめ細やかな情報伝達を行っている。

(j) その他

交通事故の防止や社会規範意識の醸成を図るため、交通安全講習会や大麻薬物の乱用防止に関する講習会などの安全対策及び法令遵守教育を実施し、学生生活の安心・安全の確保にも配慮している。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした。

情報リテラシーに関しては、「学生生活ガイド」で学生に周知しており、新入生にはガイ

ダンス時に配布する資料でも説明している。また、大学ウェブサイトにて、ソーシャルメディアリテラシーとして掲載している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

奨学金制度は整備されているが、今後も経済的理由により学業を継続できない学生を少しでもなくせるよう、国からの支援を含め制度の周知と申請サポートの充実に努める。

心の健康管理は、年々重要性を増してきており、精神面のケアが必要な学生、特に社会適応性の低い学生のケアを一層充実する必要がある。

留学生への対応強化として、「BJT ビジネス日本語能力テスト対策講座」への参加向上を図り、産業界から必要とされる日本語能力やビジネス能力の醸成を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、埼玉県行田市内の 1 箇所のみであり、教育研究施設、大学本部・図書情報センター、大学会館、ドームトリ（学生寮）・合宿研修センター、体育館、グラウンド等の教育上必要となる施設を集約して設置している。校地面積は 115,976 m²、校舎面積は 26,541 m²であり、大学設置基準面積（校地 12,000 m²、校舎 15,867 m²）を十分に満たしている。

校舎は、平成 13(2001)年 3 月及び平成 15(2003)年 3 月に竣工したものであり、耐震性については当初より十分な設計強度が確保されている。

校地・校舎及び各施設・設備の安全性・利便性等の維持・向上を図るため、経営戦略会議のもとに教員と事務職員で構成される施設・設備投資計画部会（施設環境ワーキンググループ及び水災対策ワーキンググループ併設）を設置し、教育環境の整備を図っている。なお、学内施設管理の全般は、事務部総務課が担っている。また、ICT（情報通信技術）環境設備と情報セキュリティ対策については、教員と事務職員で構成される図書情報センター運営委員会及び情報管理専門部会で学内情報システムの維持・改善と情報セキュリティ問題を取り扱う CSIRT としての運営を行っている。維持管理の全般は、学務部教務課が担っている。

平成 28（2016）年度から室内環境の改善対策として、段階的に各棟の空調設備更新工事を行っており、令和 6（2024）年度には全棟完了の予定である。また、学内照明の LED

化更新工事について、平成 29（2017）年度より消費電力・発熱量の多い水銀灯やハロゲン灯、白熱灯を優先的に交換しており、省電力化及び環境配慮等に努めている。

学内施設・設備の状況は、学内ウェブサイトより 360°パノラマビューで閲覧することができる。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、実験、実習が多いカリキュラムが特徴である。これを実施するため、教育研究施設（製造棟、建設棟、中央棟）においては、主として 1 階を実験・実習場とし、2 階以上に講義室、研究室を配置することで統一している。キャンパスは、上記の他に、大学本部・図書情報センター、大学会館、ドーMITリ（学生寮）・合宿研修センター、体育館、グラウンド等で構成されている。

(a) 製造棟

製造棟は、総合機械学科の教育・研究施設であり、総合機械学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1 階には、切削・研削・シートメタル加工・鋳造・溶接等を行う 5 つのショップと分析・評価・コントロールセンシング・ロボット等の実験・実習を行う 4 つのセンターが設置され、ショップとセンター別に実習機械等を整備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3 階には、講義室、製図室、研究室、コンピュータ制御室、コンピュータ演習室、学習支援室等を配置している。2 階には「ものづくり研究情報センター」を設置し、産学官連携や企業研究等の窓口として担っている。

(b) 建設棟

建設棟は、建設学科の教育・研究施設であり、建設学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1 階には、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場が設置され、実習場別に実習機械等を整備している。このほかに、仮設足場や木造建築物及び鉄筋コンクリート構造物などの屋内の実習場では収容できない大きさの製作物を取り扱う実習を実施するために屋外実習場を整備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3 階には、講義室、製図室、コンピュータ演習室、研究室等を配置している。

(c) ものづくり工房

学生が講義時間外に自学自習を行うことができる場として「ものづくり工房」を設置している。製造棟には 1 箇所設置し、建設棟には工房 1 から工房 3 まで 3 か所設置し、各々隣接するティンバー、フィニッシュ、ストラクチャーの各実習場とあわせて、学生の活発な課外活動の場となっている。なお、学生が安全に作業を行えるよう指導する目的から、利用は許可制となっており、専門的機械などを使う作業を行う際には指導教員による承諾を事前に得た上で原則として教員立ち会いの下での作業が義務づけられている。平日は原則として、9 時 00 分～20 時 00 分の時間帯、また土曜日、日曜日及び祝日も指導教員の許可を得ての作業が可能となっている。

(d) 中央棟

中央棟は、総合機械学科、建設学科の双方で使用する施設であり、実習場、講義室、研究室、大学院生室等を配置している。1階の大講義室は220人収容でき、講義のみならず、学外の一般市民を対象とする講演会等の様々な用途にも利用されている。令和2(2020)年度は、緊急事態宣言中の貸出は不可とした。

令和元(2019)年度には建物定期整備として屋上防水と外壁の大規模改修工事を実施した。

(e) 大学本部・図書情報センター

大学本部・図書情報センターは大学本部と、図書情報センターとで構成される。大学本部には、事務局機能として事務部及び学務部が置かれ、図書情報センターは、図書館及び情報システム・ネットワークの中核から構成される。

図書館は、座席数156席(通路席、ソファ等を含む)、面積918㎡の規模を有し、蔵書数50,622冊(うち視聴覚資料2,063点)、電子書籍17点、定期刊行物122タイトル(うち外国書9タイトル)、電子ジャーナルは10件(うち外国書5件)である(令和3(2021)年5月1日現在)。蔵書等の中には総合機械・建設の各専門分野を主とした図書や教養的な図書等の視聴覚資料、定期刊行物等を備えている。これらは図書館内に設置された自習可能な閲覧スペース、雑誌閲覧スペース、グループ利用室等で閲覧できる。また、情報検索用パソコンも設置されている。その他にCD-ROM教材による語学練習、ゼミやグループディスカッション、プレゼンテーションの練習、遠隔授業等ができるようにグループ利用室が整備されている。また、開館日数は、年間168日(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開館日数が減少)、開館時間は平日8時45分～18時00分、各学期末試験週間は8時45分～18時30分(令和3(2021)年度5月1日現在(令和3(2021)年4月1日より時間改正)としている。業務は、2人の職員でシフト制の勤務体制をとり、利用者への対応を行っている。

なお、遠隔授業の開始に伴い、在宅での受講が困難な学生のためにパソコン32台及びヘッドセットを用意し、電子書籍も導入した。

情報システム・ネットワークの機能としては、教育研究システム、事務支援システム、図書システム等学内LANの整備、維持管理及び運用やノートパソコン利用環境の管理、提供を行っている。また、教員や職員がファイル共有、スケジュール管理及び設備予約等を行うグループウェア機能や、製造棟、建設棟内におけるCAD・CAM・画像処理などの専門情報関連の実習環境を管理、運用している。さらに自習環境として授業時間外に情報端末環境を開放するなど、職員と教員が連携して学生数に対して十分な学術情報資料を確保し、教育研究やグループ活動を行える環境を提供している。

令和3(2021)年3月に一般にも開放している図書情報センター内に、IOTインフォメーションギャラリーを設けて、広く大学の情報を公開している。

(f) 大学会館

大学会館は、学生の健康と生活のゆとりをサポートするための施設であり、1階には学

生食堂（席数約 500、営業時間 8 時 30 分～19 時 00 分（平日）、11 時 00 分～14 時 00 分（土曜日））、2 階には購買部（営業時間 10 時 30 分～17 時 00 分（平日のみ））、ミーティングスペースが設置されている。平成 27（2015）年度から段階的に厨房設備の更新工事を行っている。そして、設備の充実化を図り、提供できる食事メニューの多様化を目指している。令和 2（2020）年度は、感染防止のため、机の再配置を行い、座席数を半分程度とし、ソーシャルディスタンスの確保に努めている。なお、弁当販売のみとし、減った席数を確保するため、教室等の開放も行っている。

(g) ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センター

ドーミトリ（学生寮）・合宿研修センターは、学生が生活する 200 室の個室、合宿研修向けの宿泊室（和室 3 室）、セミナー室等が設置されている。1 年次の希望者が入寮するほか、個室の空き状況により、寮の自治を担うための上級生や留学生への宿舍提供を行っている。

学生生活の充実と生活環境の安定を図るために常に施設・設備の保守・改善を行っており、平成 24（2012）年度～平成 26（2014）年度では全個室の空調機を更新し、平成 28（2016）～平成 29（2017）年度ではベット・カーテンを更新し、平成 30（2018）年度に室内照明器具の LED 化工事、令和 2（2020）年度には共用炊事場の電磁調理器の更新を実施した。

なお、遠隔授業の開始に伴い、自室のネットワーク環境が不十分な学生のために無線 LAN アクセスポイントをセミナー室に設置し、日中帯の利用を可能としている。

(h) 体育館、グラウンド施設

体育館は、1 階にアリーナ、2 階に部室 12 室を備え、スポーツ関係の授業、課外活動等に使用されている。アリーナは、平日は 9 時 00 分～20 時 00 分の時間帯に開放されており、土日・祝祭日も事前申請することにより利用可能となっている。また、体育館には軽音部やバスケットボール部などの部室が設けられており、学生の活発なサークル活動を支援する環境を整備している。この他に、体育施設としては、屋外スポーツ施設として、グラウンド、テニスコートも設置している。グラウンドは、総合機械学科の「フレッシュマンゼミⅡ」、建設学科の「コミュニケーション学Ⅲ」などの授業や野球部などのサークル活動としての運動競技のほか、碧蓮祭(学園祭)などの学内行事に活用されている。

これらの施設は、学外の利用希望者にも予約制で開放している。なお、外部貸出等の窓口としては事務部総務課がその業務にあたっている。令和 2（2020）年度は、緊急事態宣言期間中の貸出は不可とした。

令和元（2019）年度に室内安全対策として体育館アリーナ内の体育施設及び照明器具の落下防止補強工事を実施した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、順次実施しており、これまでに、スロープの設置、出入口の自動ドアへの変更、出入口の段差解消等を進め、バリアフリー化を実現している。日常的な施設管理にあたっては、セキュリティシステムによる機械警備や守衛による管理のほか、

夜間の巡回警備も実施しており、また緊急時の教職員連絡体制を整えている。不測の事態においても迅速な初動対応を行うために「危機管理マニュアル」を作成し、教職員だけでなく学生にも配付している。

安全確保のため、労働安全衛生法に基づき「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」を制定し、衛生管理者を置き、教職員に対する安全衛生業務を推進するとともに、学生に対しては「ものづくり大学保健安全規程」に基づき保健安全委員会を中心とする安全確保の体制を整えている。

防火対策としては、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」に基づき、防火対策委員会を開催し、年1回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選任し、管理を行っており、年2回の消防法法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めるとともに、月1回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。

水災対策としては、令和2(2020)年度より教員と事務職員で構成される「水災対策ワーキンググループ」でハード面・ソフト面で対策検討をしている。水災マニュアルの作成や設備強化案を策定中である。

災害時の対応として、教職員・学生を対象に年1回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っているほか、これとは別に、寮生を対象に年1回入寮時に避難訓練を行っている。

衛生面対策としては、令和元(2019)年度より段階的に各棟の個室トイレにシャワー便座の設置を実施しているとともに、令和2(2020)年度に全棟の個室トイレに便座除菌クリーナーを備えた。

令和2(2020)年度2月より新型コロナウイルス感染症対策として、各棟のドアノブや手摺等の手指接触部の除菌清掃を4回/日実施しつつ、各講義室・実習室の入り口にアルコール消毒液を設置した。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学生を指導するクラス（授業の中でのグループ分けを含む）については、それぞれの内容・目的や指導の方法、安全性等を踏まえ、以下のような方法で管理している。

(a) 学生数と担任、研究室配属の位置付け

令和3(2021)年5月1日現在で、学部の在籍学生数は1,265人で総合機械学科1年次130人、2年次140人、3年次119人、4年次135人（留年者含む）、建設学科1年次193人、2年次181人、3年次176人、4年次191人（留年者含む）である。

総合機械学科及び建設学科ともに、原則全教員が全学年の担任となるため、一人の教員が担任となる学生数は、総合機械学科で各学年7人程度、建設学科で10人程度となる。担任制は、3年生の研究室配属が行われるまで継続し、創造プロジェクトのように担任が行う授業、ホームルームも適切な学生数で行っている。また、研究室配属は全教員でほぼ均等になるように学生を配属するため、一人の教員への配属数は、総合機械学科で5人程度、建設学科で8人程度となり、適切な学生数で卒業研究が行われている。

原則全教員が1年生～4年生までの担任あるいは卒論生を担当することで、学生は上級生から下級生まで縦のつながりができるピアサポート体制をとっている。

(b) 授業科目による履修学生想定規模の考え方

各授業科目は、授業形態、教育用施設の容量、設備数及び授業内容を勘案して、効果的な教育を行える最大受講者数を想定している。なお、特に専門性の高い授業科目については、教育の質を確保するという観点から受講定員を設け、受講者の選考基準を予め学生に周知した上で受講者数を制限している。

1、2年次においては、講義系の授業科目は、学年全体で受講する科目と、原則としてクラスごとに受講する科目を設け、クラスごとの科目では同一授業を全クラス数分の複数回開講している。実技系の授業科目は、総合機械学科では各クラスを更に 20 名程度の小クラスに分け、小クラスごとの複数回開講とし、建設学科では 65 名程度の 1 クラスを受講単位とするものの、受講者を 15～18 人程度のチームに分け、それぞれのチームを兼任講師が担当する体制をとっており、安全面の管理や教育施設・設備の使用学生数など、適正な規模を確保している。

3、4年次においては、両学科とも履修コースごとに設置している授業科目は、講義系、実技系ともコースを選択した学生を優先したある程度の定員を設けて運営し、コース共通で設置している講義系科目は学年全体が一斉に受講するようになっている。なお、実技系科目は、総合機械学科では 20～60 名程度を定員とし、建設学科では 15～18 人のチームごとに兼任講師が担当することとしている。

(c) 令和 3 (2021) 年度の履修学生想定数と受講学生数 (履修登録者数) の関係

授業を行う学生数は、想定数と実際の履修登録者数のバランス及び教育効果について、各学科で学年、コース、専門分野ごとに定期的に意見交換を行い、受講者数の変動等に対応した時間割編成に反映させることで維持している。例として、総合機械学科では 3 年次よりコースごとに授業科目が配置されているが、各コースの人数を考慮し、あらかじめ受講者数が多く見込まれる科目については、複数回開講するなどしている。

令和 2 (2020) 年度から、コロナ禍のため主に講義系授業において遠隔授業を実施しており、履修登録者が 100 名を超える講義系科目については原則遠隔授業とした。実習及び演習科目についても、受講生が教室定員の半分以下になるように調整し (教室定員の半分以上を超える場合は 2 つの教室を使用)、実習場についても少人数で実施できるように工夫している。履修登録者は上記の履修学生想定規模の通りであり、コロナ禍においても教室定員を半分以下として、複数の教室を連携して使用するなど工夫して、教育効果を十分に上げられるように工夫している。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

施設設備については、常により良い状態に維持管理することが必要であり、学生からの意見や、教員相互での授業見学等を通じた指摘事項に対応するよう努める。

また、日常的に施設巡視を実施し、使用状況、老朽化状況を把握することに努め、老朽化の進む建物から優先的に保全工事及び改修工事を検討・実施する。また、未実施の建設棟 1 階バリアフリー化については、施設環境ワーキンググループにて改善策をまとめ、予算化・実施時期を検討中である。情報サービス環境については、情報基盤改革部会 (令和

2（2020）年度はワーキンググループ）で学内ネットワークシステム、教育研究システム及び事務支援システムをはじめとする各情報システムの更新を検討・実施する。

安全衛生委員会、防火対策委員会及び保健安全委員会を定期的で開催し、労働災害事故、火災、ヒヤリ・ハット事例等の情報共有を促進することで、教職員、学生の安全意識の一層の向上を図る。

危機管理委員会、水災対策ワーキンググループを定期的で開催し、学生の安全を第一優先に考慮した水災対策を進めていく。

事業継続性強化対応のため、法人事務関係と教学関係のサーバ・ストレージのバックアップデータコピーを、製造棟 3F に保持することを検討・実施する。本部棟とは別の製造棟 3F に構築するサーバにデータのコピーを持つことで災害時データ喪失を防ぐ。

時間割の作成に当たり、学生の履修状況のシミュレーションを綿密に行い、適切な受講者数となるよう調整する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

授業アンケートを年 2 回（第 1・3 クォータと第 2・4 クォータを隔年実施）行っている。内容は学生自身の履修態度、学習効果、授業運営、授業内容、総合評価の大項目からなっており、個別科目の教授方法や理解の難易度に加え、学生自身がその科目に取組んだ姿勢や獲得したものについても問うことで、学生自身に授業参加への自覚を促すとともに、学生の授業態度と授業のとらえ方の関係性も評価している。また、自由記述欄には教員への授業改善点等の要望も記載でき、授業アンケートは教務課が集計して各教員にフィードバックしている。。各教員はフィードバックされた学生の意見・要望を次年度の授業に反映している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の生活全般にかかる相談等に関しては、総合機械・建設両学科の担任教員や学科長、学生課などが学生の悩みや要望に親身に対応し、学生の問題解決に適した部門（心身に関する健康相談については「ふれあいルーム（学生相談室）」及び「保健センター」、経済支援については学生支援係）と連携して対策を講じるよう努めている。

また、学生のニーズや社会情勢の変化に対応するため、新入生アンケートや卒業生アン

ケートを継続的に行い、学生の考えや悩み、要望等を把握するよう努めている。アンケート結果から、大学に対する満足度をみると、入学時には「満足」と「少々満足」をあわせて6~7割であったものが、卒業時には「満足」と「少々満足」をあわせて約8割となっており、特に「満足」の割合が年々上昇してきている。

さらに、アンケート以外に、学生からの意見・要望等を把握する手段として、「学生生活連絡相談ポスト」を学内3カ所（総合機械学科、建設学科、ドーミトリ）に設置している。寄せられた意見・要望等については、「学生委員会」で検討した上で、関係する教員や関係部署に対応を依頼している。記名で意見を寄せてくれた学生に対しては、対応状況などについて必ず説明するよう努めている。

学生寮に入寮している学生の意見・要望等に関しては、学生が運営する寮自治会と定期的に情報交換を行い、そこで出された意見などを寮の運営・管理に反映させて、快適な寮生活のための環境整備を行っている。

なお、平成27(2015)年度からは教職員が学生一人ひとりの状況等を一元的に把握できる「学生カルテシステム」を導入し、よりの確な学生サポートの充実に取り組んでいる。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備に対する学生の意見は、「授業アンケート」の実施、任意記名式の「学生生活連絡相談ポスト」を学内に設けるなどの聴取の仕組みを整え、改善に活かしている。

令和2(2020)年度では遠隔授業アンケートを3回に分けて行い、上記の学生の意見とあわせて、学内無線LANの増設を鋭意行った。今後も調査と整備を継続し、令和3(2021)年度以降は、図書情報センターと大学会館での快適なネットワーク環境確保に努める。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

多様な学生のニーズや社会環境の変化に的確に対応するために、アンケートや意見交換による学生の意見・要望等の把握に努め、十分な分析を行い、学生の満足度を高める方策を検討する必要がある。

さらに、より多くの学生からの声を把握するための「学生生活連絡相談ポスト」の周知に努めて、学生の利用を促すとともに、教員と職員の連携をさらに深め、きめ細かな支援を行うなど、学生の満足度を高める努力をしていく必要がある。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに示す要件を満たす学生を、同ポリシーに基づき公正かつ妥当な方法で実施している。平成30(2018)年の入学者から4年連続で入学定員を充足している。収容定員については、年々充足率が向上し、令和2(2020)年から2年連続で収容定員を充足している。各学科で入学定員の充足率に差は生じているが、入学定員を充足していない総合機械学科についても入学者が増加してきており、年々解消する傾向にある。大学院は、入学定員及び収容定員とも充足できていないため、教学マネジメント室に「大学院改革部会」を設置し、入学定員の充足に向けて検討する。

学修支援については、教学マネジメント室、教務課、学生課、総合機械及び建設の両学科により、教職協働で行っている。教学マネジメント室では、時代のニーズに沿い学生が

必要な力を身に付けるためのカリキュラム、学修成果の質保証などを検討、実施している。教務委員会では教育活動の支援、学生委員会では学生生活の支援を行っている。学生課にはカウンセラーが常駐するふれあいルームや留学生係が設置されており、学生生活が困難な者への対応、障がいのある学生への対応及び留学生の生活支援を行っている。両学科では全教員による担任制を採用し、ホームルーム及びオフィスアワー等により、学修支援を行っている。

キャリア支援については、初年次から卒業までの一貫した指導として、「社会人基礎力育成講座Ⅰ～Ⅳ」を設け、それぞれの学年時にふさわしいと思われる社会人としての基礎的な資質の向上を図るプログラムによる教育を実施している。また、ものづくり現場での実体験を通しての社会観・職業観の形成を目的として、2年次に実働40日間の長期インターンシップを実施している。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大により2年次でのインターンシップを3年次の夏休みに延期した。就職に対する相談・助言体制として、専門家のキャリアカウンセラーを配置し、教員・事務職員・キャリアカウンセラーが三位一体となったサポート体制を構築しているほか、就職・インターンシップ委員会で就職支援全般の企画立案並びにサポートを行っている。また、委員会だけでなく指導教員による就職のサポートも行っており、開学以来平均で96.5%の就職率を達成している。

学生サービスについては、厚生補導等に関しては教職員で構成する学生・留学生委員会が、心身の健康や相談に関しては、保健安全委員会が中心となって必要な対応を行っている。各種奨学金の整備、保健センター及び学生相談室の設置による体と心の健康の維持、学外活動への支援、アルバイト紹介や留学生支援などの生活支援等を通じ、安心して学業に専念できる環境維持に努めている。

学修環境の整備については、大学設置基準を上回る十分な校地、校舎を整備している。図書館は、適切な規模を有し、情報検索用パソコンが設置されたPC・インターネットコーナーも充実している。なお、開学より20年が経過したことから、施設・設備の安全性の面で、保全の必要性が見られる施設・設備を優先して修繕を行うとともに、建物のバリアフリー化を順次進めている。また、学内ネットワークシステム、教育研究システム及び事務支援システムをはじめとする各情報システムが整備されている。授業当たりの学生数は、実技系科目では原則20人以下となるよう配慮している。

学生への意見・要望への対応については、授業アンケート、新入生アンケート、卒業生アンケートなど各種アンケートを行い、集計結果を教職員にフィードバックして改善するように努めている。アンケート以外にも「学生生活連絡相談ポスト」を設置し、寄せられた意見・要望等については、学生・留学生委員会で検討した上で、関係する教員や関係部署に対応を依頼し対応している。

以上から基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、大学の使命・目的、大学学則及び大学院学則等に明記した教育目的を踏まえ、平成 26(2014)年度に、教務委員会において、まず学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを審議し、また入試委員会においてアドミッション・ポリシーも見直した。さらに大学院でも大学院研究科運営委員会において三つの方針を審議し、それぞれ教授会、研究科委員会の議と理事会・評議員会の承認を経て三つのポリシーを定めてきた。

しかしながら少子高齢化による 18 歳人口の減少という国内状況に加え、とくに令和 2 (2020) 年初からのコロナ禍により、リモート授業を利用した国内外の大学との入学者確保のための生き残り競争や提携にも拍車がかかり、これからの予測困難な時代を生き抜くことができる自律的な人材の育成とともに、それを可能とする教育体制の確立が喫緊の課題となった。こうした状況下、令和 2(2020)年 3 月、本学における教育の内部質保証の改革を推進するために教学マネジメント室を設置した。その推進目的の 3 本柱を ①学修者本位への教育転換（供給者から学修者目線へ）②大学教育の内部質保証（三つのポリシーの見直し、授業精選他）③教育成果の可視化（積極的な情報公開）とし、「令和 4 (2022) 年度の新カリキュラムの本格導入」に向けて下図スキームと下表のスケジュールに従い、三つのポリシーの見直しに着手し、とくにディプロマ・ポリシーを高校生が自分自身の将来像を明確なビジョンとしてイメージできるよう、以下のように改定作業を進めているところである。

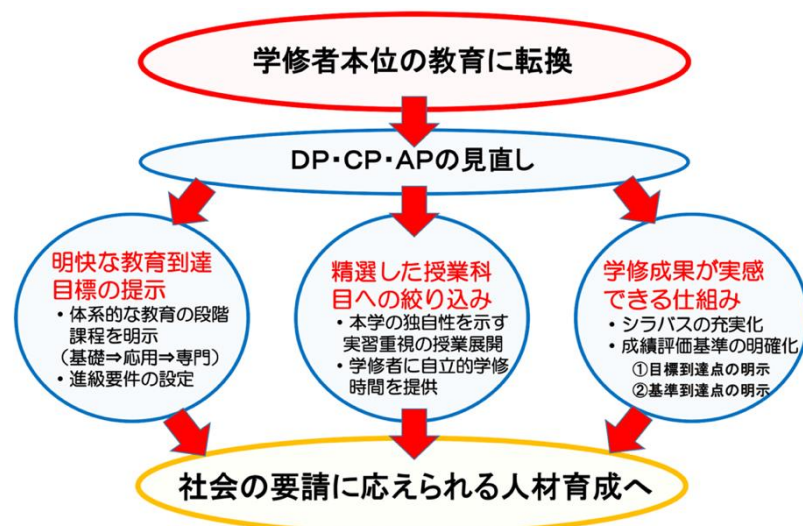


図 ものづくり大学における教学マネジメントによる改革のスキーム

令和4(2022)年度の新カリキュラム導入にともなう改定ポリシーの施行開始年度(対象は新入生)

年 度		令和3(2021)	令和4(2022)
学 部	DP:ディプロマ・ポリシー AP:アドミッション・ポリシー	●	
学 科	総合機械	●	総合機械・情報メカトロニクス
	建設		●
			●
大学院	DP:ディプロマ・ポリシー	●	
	CP:カリキュラム・ポリシー		
	AP:アドミッション・ポリシー		

【上表補】学部に関する補足事項

①令和3(2021)年度施行

1) 全学生対象

- ①授業時間等の変更(1クォータ当り:90分×8回→100分×7回)
- ②時間割の変更(1限目:9時開始、5限目:18時50分終了)
- ③成績評価基準の見直し(基準到達点と目標到達点の設定)
- ④授業合格率の改善対応(補講、補習、補充の徹底)
- ⑤ルーブリックの試行(令和3(2021)年度第2クォータより)

2) 新入生対象

- ①新たに策定した三つの方針のうちDPとAPを適用
- ②進級制度の導入(1年→2年:25単位、2年→3年:60単位、3年→4年:100単位)
- ③カリキュラムマップの提示

②令和4(2022)年度施行予定

1) 全学生対象

- ①ルーブリックの本格導入

2) 新入生対象

- ①3つの方針のうち残るCPを適用
- ②新カリキュラムの施行(令和2(2020)年度開講科目の85%上限)
- ③卒業要件単位の変更(130単位→124単位)
- ④主副専攻制度の導入(2年次3クォータより実施)
- ⑤全学教養カリキュラム制度の導入
- ⑥「総合機械学科」から「情報メカトロニクス学科」に名称変更

【技能工芸学部 ディプロマ・ポリシー】

(令和2(2020)年度入学生まで適用)

所定の期間在学し、本学の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。

(令和3(2021)年度入学生から適用)

本学は建学の基本理念に則り、ものづくりに対する社会的評価の向上と世界に貢献することを使命とし、高度なものづくりに対応できる基礎学力と専門的知識および高度な技能技術を持ち合わせたテクノロジストを育成し社会に輩出することを目的にしている。特に、本学を卒業するテクノロジストには、ものづくりへの誇りと真摯さを身につけ、自らに一流の仕事を要求し、常に基準を高く定め、ものづくりにアプローチすることが期待されている。

そのためにテクノロジストとして必要な基礎学力、専門的知識、技術技能に合わせ、以下の能力を身につけ、卒業要件を満たした者に学位(技能工芸学)を授与する。

- ① ものづくりを実践することから得られる創意工夫する力(現場力)
- ② 課題を見出しチームで協力したり、リーダーとなって解決する力(課題設定・解決力、マネジメント力)
- ③ 困難に向き合い乗り越える力(耐力、胆力)
- ④ 異文化など多様性を受容、尊重でき、科学技術、社会経済のグローバル化に対応できる力(協調力)
- ⑤ 価値観の異なる相手とも双方向で真摯に学び合える力(コミュニケーション力)

上記に基づき、両学科のディプロマ・ポリシーを以下の通り改定した。

【総合機械学科(令和4(2022)年度入学生より情報メカトロニクス学科)ディプロマ・ポリシー】

(令和2(2020)年度入学生まで適用)

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、総合機械学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士(技能工芸学)の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 工業製品等のものづくりの実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

(令和3(2021)年度入学生から適用)

高度なものづくりに対応できるテクノロジストを育成するため、総合機械学科が定めた以下の能力を身につけ、卒業要件として定める専門的な学修を体得し、その基準を満たした者に学位を授与する。

ものづくり大学

- ① 製造関連分野（機械デザイン、ロボットシステム、AI・情報システム、生産システム）に関わる基礎的学力、専門的知識、技術技能の他、実践的な場面で創意工夫ができる現場力を有すること。
- ② 学修課程のなかでチームが一丸となる協調性を持ち、また、リーダーとしての課題設定と解決のためのマネジメント力、困難を乗り越えられる耐力と胆力を有すること。
- ③ 多様化する製造関連業界の一員となるため、異文化などの受容と尊重が行え、更に進化する科学技術や社会経済のグローバル化にも対応できる能力を有すること。
- ④ 実社会が要求する専門的知識と技術技能に加え、社会性や倫理性を持って価値観の違う相手との双方向コミュニケーションが図れる能力を有すること。

【建設学科 ディプロマ・ポリシー】

（令和 2（2020）年度入学生まで適用）

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、建設学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工学）の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 建築・土木等のものでづくりの実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と実践的な課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

（令和 3（2021）年度入学生から適用）

高度なものづくりに対応できるテクノロジストを育成するため、建設学科が定めた以下の能力を身につけ、卒業要件として定める専門的な学修を体得し、その基準を満たした者に学位を授与する。

- ① 建設関連分野（木造建築、都市・建築、仕上・インテリア、建築デザイン）に関わる基礎的学力、専門的知識、技術技能の他、実践的な場面で創意工夫ができる現場力を有すること。
- ② 学修課程のなかでチームが一丸となる協調性を持ち、また、リーダーとしての課題設定と解決のためのマネジメント力、困難を乗り越えられる耐力と胆力を有すること。
- ③ 多様化する建設関連業界の一員となるため、異文化などの受容と尊重が行え、更に進化する科学技術や社会経済のグローバル化にも対応できる能力を有すること。
- ④ 実社会が要求する専門的知識と技術技能に加え、社会性や倫理性を持って価値観の違う相手との双方向コミュニケーションが図れる能力を有すること。

一方、学部の抜本的改革と並行して大学院でも大学院活性化 WG を設置し、教学マネジメント室との連携の下、以下のようにディプロマ・ポリシーを改定した。

【ものづくり学研究科ディプロマ・ポリシー】

（令和 2（2020）年度入学生まで適用）

修士学位プロジェクト、および研究科の指定する必修科目を含む授業科目の必要単位を習得することで、下記の実践的知識と実務的能力を獲得したものと認め、修士（ものづくり学）の学位を授与する。

1. 広い視野からものづくりの真の価値を追求する態度と素養を有すること
2. ものづくり技術や技能を探究する裏付けとなる高度な知識を有すること
3. 自らがものづくりやものづくりのマネージメントを行える実践力を有すること
4. ものづくりに関する研究課題を自ら設定し解決する探求力を有すること

（令和3（2021）年度入学生から適用）

日本のものづくりは、古代から受け継がれてきた伝統技能に近代以降の科学技術が加わり、科学と技能・技術の融合で創出される、芸術的で洗練された形態が確立されつつある。また、このための新たな取組みでは採算を度外視し、納得がいくまでと言う職人氣質が、より多くの良質な作品を世に生み出し、世界的にも日本のものづくり産業が高く評価される結果を導いてきた。

本学は先人が築いた礎と建学の基本理念に則り、ものづくりに対する社会的評価の向上と世界に貢献することを使命とし、高度なものづくりに対応できる自発的な人材育成と共に、「ものづくり学」の学問領域を一層確かなものとすることを教育目標に掲げている。

これにより、本学大学院を修了するマスター・テクノロジストにおいては、実務に精通した実践的且つ、学際的な素養と高度なものづくりへの誇りと真摯さを身につけ、自らが掲げる最上位の目標が現代社会の希求する事案解決にも寄与するなど、独創的なものづくりへのアプローチが期待されている。

そのためにも、マスター・テクノロジストとして必要となる高度な専門的知識、技術技能に合わせて以下の能力を身につけ、修了要件を満たした者に修士の学位（ものづくり学）を授与する。

- ① 高度なものづくりを実践する創意工夫力に加え、先端技術となる IoT など駆使して、総合的な対応と判断ができる力（現場力、知識力）
- ② 多様化する課題の相関関係を正しく理解し、実験・研究などを通して複合的視点からそれらを分析評価し、判り易く説明できる力（課題設定力・解決力、理解力）
- ③ リーダーとしてチームを取りまとめ、どのような困難にも向き合っ て学術的論理を持ってそれを解決できる力（マネジメント力、耐力、知力）
- ④ 異文化など多様性を受容、尊重でき、更に最新の科学技術や社会経済の動向も逸早く理解して、グローバルな視点で対応できる力（協調力、知識力、受容力）
- ⑤ 価値観の異なる相手とも双方向で真摯に議論し、それを一定の結論に導くことができる力（コミュニケーション力）

学部・学科、大学院研究科のディプロマ・ポリシーの周知については、ものづくり大学ウェブサイト、大学案内、履修ガイド等に明記して学生に周知するとともに、学生・教職員・利害関係者を含め学内外に広く公表し、理解を促している。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定基準

単位認定基準（成績評価基準）は、学部・大学院共通で、学則第 27 条、「ものづくり大学履修規程」に定めており、下表に示すとおりである。他大学・他機関等で修得した成績を認定したものは N とし、GPAの算出には含まれない。

表 単位認定基準

評価	評点	令和3(2021)年度以降	令和2(2020)年度以前	区分
S	100～90	目標到達点を越えている	特に優れている	合格
A	89～80	目標到達点を達成	優れている	
B	79～70	目標到達点に挑戦している段階である	標準的な学習成果である	
C	69～60	基準到達点を達成	最低限の学習成果である	
N	※	他大学や他機関等で修得した成績を認定したもの		
E	59以下	基準到達点を達成できていない	最低限の学習成果に達していない	不合格

令和3(2021)年度の入学者のシラバスを改定し、各教員が持つ成績評価基準の認識を統一すると同時に、学生が学修内容と評価との関係や自身の学習到達レベルを知ることができる。すなわち、学修成果の見える化へ繋がるようにするため、シラバスの項目として、学科・大学院とも、授業科目ごとに「到達目標」を基準到達点(履修する学生が最低限、身につける内容)と目標到達点(授業で扱うすべての内容)の2段階に分け、さらに「ディプロマ・ポリシーとの関連」を明示している。後者の「ディプロマ・ポリシーとの関連」については、これをもとに両学科でカリキュラムマップを新たに作成し、学部4年間を通して涵養される能力の全体像の周知・理解の徹底を図っている。

なお、編入学者及び転入学者については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき、学則第30条に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて単位の認定を行っている。認定単位数の上限については、「ものづくり大学編入学規程」により65単位としている。また本学と放送大学との間における単位互換に関する協定も締結しており、本学の学生が放送大学で取得した単位は10単位を限度として卒業に必要な単位数に含めることができる。なお海外では、泰日工業大学(タイ王国)、キングモンクット工科大学(同前)、韓国技術教育大学、モンゴル科学技術大学の4大学と協定を結んでいるが単位互換はしていない。

単位認定基準(成績評価基準)の周知については、「単位の授与」、「成績の評価」、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修」、「大学以外の教育施設等における学修」、「入学前の既修得単位の認定」、「卒業に必要な単位数」を学則に、「試験」、「成績評価」を「ものづくり大学履修規程」に定め、履修ガイドなどに引用明記し、学生に配布するとともに、年度当初の学年ごとの履修ガイダンスで説明・理解を徹底している。

2) 進級基準

本学は、開学以来、クォータでの入学、卒業の制度があり、各学生の状況に合わせた単位取得の進捗を可能とするため、令和2(2020)年度までは進級にあたっての単位要件は定めず、学修実績が必要な科目のみ、学科ごとに履修条件単位を定めていたが、令和4(2022)年度の新カリキュラムへの移行に先駆け、まず、令和元(2019)年度入学者から、下表に示すように、インターンシップの時期の統一を図った。すなわち総合機械学科の3年次3クォータの「インターンシップA」を建設学科と同時期の2年次2クォータに移行し「基礎イン

ターンシップ」と改称し、4年次のインターンシップについては名称のみ「インターシップB」を「専門インターンシップ」に改称した。

さらに令和3(2021)年度入学者から両学科で進級制度を導入し、1年→2年：25単位、2年→3年：60単位、3年→4年：100単位とした。ただし、各年度末に進級・卒業要件を満たせなかった学生は、次年度以降の途中で規定要件を満たせば、その次学期より上位学年に進級ができ、上位学年の科目履修や卒業研究着手が可能となる。また、令和4(2022)年度入学者からは、卒業研究並びにLゼミが両学科共に通年科目となるため、4クォータ分の卒業研究期間(研究室在籍)が必要となる。なお、大学院では特に進級要件を設けていない。

表 履修等の条件単位一覧(令和3(2021)年度以前入学者まで)

学科名	「科目名」等	履修等の時期	履修等の条件単位
総合機械	「基礎インターンシップ」	2年第2クォータ	1年第3クォータ終了時点で20単位以上
	「専門インターンシップ」	4年	基礎インターンシップを履修していること
	研究室配属	3年第3クォータ	2年第3クォータ終了時点で45単位以上
	「卒業研究および制作」着手	4年	105単位以上(Lゼミを含む)
建設学科	「基礎インターンシップ」	2年第2クォータ	1年第3クォータ終了時点で20単位以上
	「専門インターンシップ」	4年	3年第4クォータ終了時点で104単位以上
	研究室配属	3年第2クォータ末	2年第4クォータ終了時点で64単位以上
	「卒業研究および制作」着手	4年	104単位以上

3) 卒業認定基準

卒業認定基準については、4年以上在学し、令和3(2021)年度入学者までは130単位以上とし、「卒業研究および制作」を含む各学科、ものづくり大学の指定する科目を修了したものについて認定し、「学士(技能工芸学)」の学位を授与する。このことは、ものづくり大学学則第39条、ものづくり大学学位規則に明記されており、学生及び教職員に配布している「履修ガイド」にも明示している。また、大学ウェブサイト(成績評価・卒業/修了条件のページ)でも公開し周知に努めている。なお、令和4(2022)年度入学者からは124単位以上とする予定である。

4) 修了認定基準

大学院の修了認定基準については、2年以上在学し、選択必修8単位を含む30単位以上を取得し、「修士学位プロジェクト」を修了して審査および最終試験に合格することにより「修士(ものづくり学)」を認定・授与する。このことは、ものづくり大学大学院学則第18条及び「ものづくり大学学位規則」に明記し、学生及び教職員に配布している「大学院履修要項」にも明示している。また、大学ウェブサイト(成績評価・卒業/修了条件のページ)でも公開している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定(成績評価)、進級、卒業・修了認定は前節で既述したそれぞれの基準に従い厳正に適用している。新カリキュラムへの移行は、学部は令和4(2022)年度から実施し、大学院研究科は令和3(2021)年度から実施しているが、段階的な学修成果の可視化と成績不良者のフォローアップは急務な課題であったため、単位認定(成績評価)基準の見直しと授業実施方法については令和3(2021)年度に全学的に実施している。このうち前者の単位認定(成績評価)基準の見直しについては前節「(1)単位認定基準」で既述した通りである。一方、後者の教育課程において定めた単位を実質化するための授業実施方法については、①授業時間(1クォータ当り:90分×8週→100分×7週)と②時間割(1限目9:20→9:00開始、5限目18:10→18:50終了)を変更した。これにより①の8週目と②の5限目を補講・補習・補充にあて成績不良者のフォローアップの徹底と退学者の低減を図るとともに、各クォータ間にゆとりを持たせ成績評価や次クォータの授業準備期間とした。

なお、成績評価に疑義がある学生は「成績に関する質問申請書」で質問申請をすることができ、このほかに新たな取り組みとして、令和4(2022)年度からのルーブリックの本格導入を見据え、令和3(2021)年度第2クォータから一部の科目でルーブリックを試行し、授業の供給者(教員)と学修者(学生)の間に成績評価に齟齬の認識がないよう厳正な成績評価とともに、成績評価の公平性の確保に努めている。

単位の実質化を図り、教育課程全体における自らの学修状況への理解を促すため、GPA制度を導入しており、成績不良者には、「ものつくり大学履修規程」においてGPAを利用した退学勧告の基準(0.5未満)を設けている。なお各学生はポータルサイトで自身のGPAの値はいつでも閲覧可能である。

単位認定、編入学については、それぞれの規定に従い、教務委員会及び教授会の議を経て学長が決定している。

大学院研究科では、「学位規程」において修士研究の審査体制・審査方法及び修士論文等が満たすべき基準を定め、大学ウェブサイトで公開している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーは、学生への周知をより一層行うとともに、外部団体の評価を取り入れる等、教育関係者以外にも理解しやすい表現に改めるよう改善を検討する。成績評価については、基準の徹底や、課題・小テスト等のエビデンスの保存を適切に行うことにより、厳格な評価を行う方策を検討する。また、成績評価における再試験は一定の役割を果たしてきているが、その教育的効果を改めて検証し、履修の中間段階での補習授業の実施、単位修得不可となった科目への補充授業の実施、再試験などの運用については、令和3(2021)年度から試行して、改善を図り、各科目での単位修得率の向上を目指す。

また、各科目の評価の方法について、学生との認識の共有を図るため、改善したシラバスを基に、ルーブリックの導入を図る。

学生の学修支援及び教員の教育改善に資するよう多面的な活用の方策として、個々の学生のGPAのみならず、教員毎のGPA、学科毎のGPA等のIRデータの分析・評価を行うと共に卒業判定への活用の是非を検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④教養教育の実施

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学部、大学院のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、大学の使命・目的、大学学則及び大学院学則等に明記した教育目的を踏まえ、かつディプロマ・ポリシーを具現化したものとして、3-1 と同様のプロセスとして改訂版を策定した。すなわち、前掲のものづくり大学における教育の内部質改革のスキームの主題である「学修者本位の教育への転換」を具体化した三位一体の施策：①明快な教育達成目標の提示 ②精選した授業科目の絞り込み ③学習成果が実感できる仕組みに従い、学部は教学マネジメント室主導で検討し、令和 4(2022)年度入学生から適用予定である。一方、大学院は大学院活性化 WG（令和 2(2020)年度）と教学マネジメント室との連携の下で検討し、令和 3(2021)年度入学生を対象にカリキュラム・ポリシーを適用した。

【総合機械学科（令和 4（2022）年度入学生から情報メカトロニクス学科）カリキュラム・ポリシー】

（令和 3（2021）年度入学生まで適用）

ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 1・2 年次では基礎学力を養うとともに、機械、電気電子、情報、経営等の工学の基礎、工業製品等製造のための技術・技能の基礎を学習する。
2. 3 年次では、専門的な分野をより深く学ぶために、機械デザイン、ロボットシステム、AI・情報システム（旧ヒューマンインタフェース）、生産システムの 4 つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。
3. 4 年次では 3 年次までの学習の集大成として卒業研究・制作のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
4. 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに 2、4 年次に長期のインターンシップを実施する。
5. 以上を通じて工業製品のものづくり全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持ったテクノロジストの育成を目指す。

(令和4(2022)年度入学生から適用予定)

本学の「基本理念」と「ディプロマ・ポリシー」に掲げる、高度なものづくりに対応できるテクノロジストを育成するため、情報メカトロニクス学科では以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- ① 入学から卒業までの教育課程を三段階に分け、4学期制(quarter制度)の下で1年1学期から2年2学期までを「基礎課程」、2年3学期から3年4学期までを「応用課程」、そして4年1学期から4年4学期までを「専門研究課程」として、段階的に高度な実践力が身に付く科目配当とする。
- ② 基礎課程では、製造関連分野(AI・情報システム、ロボットシステム、機械デザイン、生産システム)に関わる基礎的な専門知識を、講義と実験・実習を通して幅広く学び、それを踏まえて基礎課程を総括する長期の基礎インターンシップで実務を体験し、学修者が目標とする将来像を明らかとする。
- ③ 応用課程では、学修者が到達目標に掲げる将来像をより確かなものとするため、4コースの中から主専攻を定めてより高度な専門知識を、講義と実験・実習を通して幅広く学ぶものとするが、その他のコース科目についても履修することは可能で、創意工夫が行える総合的な実践力を身に付ける。
- ④ 専門研究課程では、所属する研究室教員の指導を受け、情報メカトロニクス学科教育課程の集大成として、卒業研究という課題設定に対して主体性と協調性を持ち、1年間を通して実施した専門的研究成果を明らかとし、即戦力として社会に貢献できる技術・技能を確立させる。
- ⑤ 上掲の基礎課程から専門研究課程の段階を通じ、テクノロジスト育成に必要な不可欠なる教養科目を配当する。基礎課程は初年次教育として、メディアリテラシーやデータサイエンスまた外国語も含め、アカデミックスキルを中心として学ぶ。応用課程では、本学設立に寄与した梅原猛とピーター・ドラッカーの思想的営為を理解すべく人文・社会科学さらに自然科学を学び、加えて、卒業後を見据え社会人としての社会性・倫理性を身に付ける。

【建設学科のカリキュラム・ポリシー】

(令和3(2021)年度入学生まで適用)

ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 1・2年次では基礎力を養い様々な分野について広く学習し、建設分野の全体像を把握するとともに、3年次での学習の目標を定める。

2. 3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために木造建築、都市・建築、仕上・インテリア、建築デザインの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。

3. 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作・設計のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。

4. 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに、2、4年次に長期のインターンシップを実施する。

5. 以上を通じて建設分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持つテクノロジストの育成を目指す。

(令和4(2022)年度入学生から適用予定)

本学の「基本理念」と「ディプロマ・ポリシー」に掲げる、高度なものづくりに対応できるテクノロジストを育成するため、建設学科では以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- ① 入学から卒業までの教育課程を三段階に分け、4学期制(quarter制度)の下で1年1学期から2年2学期までを「基礎課程」、2年3学期から3年4学期までを「応用課程」、そして4年1学期から4年4学期までを「専門研究課程」として、段階的に高度な実践力が身に付く科目配当とする。
- ② 基礎課程では、建設関連分野(木造建築、都市・建築、仕上・インテリア、建築デザイン)に関わる基礎的な専門知識を、講義と実験・実習を通して幅広く学び、それを踏まえて基礎課程を総括する長期の基礎インターンシップで実務を体験し、学修者が目標とする将来像を明らかにする。
- ③ 応用課程では、学修者が到達目標に掲げる将来像をより確かなものとするため、4コースの中から主専攻を定めてより高度な専門知識を、講義と実験・実習を通して幅広く学ぶものとするが、その他のコース科目についても履修することは可能で、創意工夫が行える総合的な実践力を身に付ける。
- ④ 専門研究課程では、所属する研究室教員の指導を受け、建設学科教育課程の集大成として、卒業研究という課題設定に対して主体性と協調性を持ち、1年間を通して実施した専門的研究成果を明らかにし、即戦力として社会に貢献できる技術・技能を確立させる。
- ⑤ 上掲の基礎課程から専門研究課程の段階を通じ、テクノロジスト育成に必要な不可欠なる教養科目を配当する。基礎課程は初年次教育として、メディアリテラシーやデータサイエンスまた外国語も含め、アカデミックスキルを中心として学ぶ。応用課程では、本学設立に寄与した梅原猛とピーター・ドラッカーの思想的営為を理解すべく人文・社会科学さらに自然科学を学び、加えて、卒業後を見据え社会人としての社会性・倫理性を身に付ける。

大学院のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。

【ものづくり学研究科のカリキュラム・ポリシー】

(令和2(2020)年入学生まで適用)

ものづくりを既成の学問体系や産業構造及び職能にとらわれることなく、ものづくり学の視点から総合的に体系化し、これを主要な研究分野とし、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成することとする。

- ①先端技術のみならず伝統技能や熟練技能を含む高度な技術・技能の知識・実践力を育成する。
- ②自らがものづくりに関わる研究課題を設定しかつ解決できる総合力を育成する。
- ③実務課題を導入し、実習やインターンシップを活用するなど、効果的に実践力を育成するよう配慮する。

(令和3(2021)年度入学生から適用)

本学の基本理念とディプロマ・ポリシーに掲げる高度且つ、複合的で幅広い視点を備えたものづくりに対応できるマスター・テクノロジストを育成するため、大学院ものづくり学研究科では以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- ① 大学院ものづくり学研究科では、「総合機械学系」または「建設学系」の何れかを指導教員と事前相談のうえ決定し、それぞれに配当される「専門講義系科目群」と「専門実習・演習系科目群」並びに両系共通となる「共通講義系科目群」の中から科目選択を行い、必要要件として定められた基準以上の単位修得をする。
- ② 大学院ものづくり学研究科の教育課程は二段階で構成され、4学期(クォータ)制度の下で1年1学期から1年4学期までを「マスター専門教育課程」、2年1学期から2年4学期までを「マスター専門研究課程」として、それぞれが入学時に掲げた研究目標の到達を図るための教育プログラムで構成する。
- ③ 上掲の段階的な教育プログラムを通じ、マスター・テクノロジストとして複合的視点から「ものづくり学」の知識や概念をそれぞれ体系立てて整理する必要があるため、IoTなどに関する知識を備え、更にデジタルファブリケーションも駆使し、それを判り易く表現するなど、多様なプレゼンテーション技術も併せて身につける。
- ④ 大学院ものづくり学研究科の集大成として纏める「修士学位プロジェクト研究」は、実験・調査研究、作品制作などによって得た新規性や有用性のほか、その独創性から得られる新たな知見の開拓が、本学が牽引する「ものづくり学」の学問領域確立にも寄与する。従って、その研究成果は実社会にも貢献を果たし、また、更なる高次研究への発展性を秘めることも条件にするが、それを学内外で公表し、一定以上の評価を得ることが合否判定の最終基準として定められる。

カリキュラム・ポリシーについては、ものづくり大学ウェブサイト、大学案内、履修ガイド等に明記して学生に周知するとともに、学生・教職員・利害関係者を含め学内外に広く公表し、理解を促している。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前項でも述べたように、カリキュラム・ポリシーは、教学マネジメント室主導の下、ものづくり大学における教育の内部質改革のスキームの主題である「学修者本位の教育への転換」を、学部のディプロマ・ポリシー、両学科のディプロマ・ポリシー、両学科のカ

リキュラム・ポリシーという手順に従い策定したものであり、「学修者本位の教育への転換」を具体化する三位一体の施策の内容は以下のとおりである。

- ① 明快な教育達成目標の提示：体系的な教育の段階過程の明示と進級要件の設定
- ② 精選した授業科目の絞り込み：本学の独自性を示す実習重視の授業展開と自律的学修時間の提供
- ③ 学習成果が実感できる仕組み：シラバスの充実化と成績評価基準（目標・基準到達点）の明確化

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 学部

本学の基本理念に沿った、ものづくりに直結する実技・実務教育を重視し実物に接することにより、自ら問題を発見し、自ら解決方法を見だし、自ら企画し制作するというプロセスを大切にしている。また本学では積み上げ式で短期集中型の教育を行うべく、開学以来1年を4学期に分けたクォータ制（1クォータは8週）を導入し、少人数制による教育課程編成を行っている。下表に令和3(2021)年度までのカリキュラム年次表を示す。

令和3(2021)年度までのカリキュラム年次表

年次	1年				2年				3年				4年				
学期(Q)	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
課程	基礎課程								専門課程								
単位	推奨	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
総合機械	指定2含む20				25				45				105				
建設	必修2含む20				25				72				104				
授業	講義系科目 ・必修 ・選択必修 ・選択				基礎インターンシップ				コース選択		研究室所属		卒業研究 専門インターンシップ 総合機械:1-2Q 建設:1-3Q				

上表に示すように、1年次から2年を基礎課程、2年次後半から専門過程とし、4年次において卒業研究・制作を行う。基礎課程では学修成果の総仕上げとして2年2クォータに必修の基礎インターンシップを課し、8週間40日間（令和2(2020)年度はコロナ禍で全6週30日間としたが、これもコロナ禍で令和3(2021)年3月に順延し、さらに令和3(2021)年度夏季に再度順延し25日間とした）という長期間の社会研修を通して、現場力、精神的耐力・胆力、コミュニケーション力の大切さを体験すると同時に、3年3クォータ以降の専

門課程において具体的に何をどう学ぶべきかを学生自身で熟考するとともに卒業後の進路について再考する気づきの機会を与えている。なお、両学科において4年次にも、卒業後の進路を想定し、選択で20、40、80日間の専門インターンシップを配当しており、基礎・専門インターンシップ 両者とも、企業や研究機関等において実務体験や課題達成・問題解決型（PBL: Project (Problem) Based Learning）インターンシップを学ばせることにより実践的な教育に取り組んでいる。

3年次から両学科とも4コース制を採用し、情報メカトロニクス学科では、AI・情報システムコース、ロボットシステムコース、機械デザインコース、生産システムコース、建設学科では、木造建築コース、都市・建築コース、仕上・インテリアコース、建築デザインコースを設定している。

なお、令和3（2021）年度改定の学部ディプロマ・ポリシーをもとに、令和4（2022）年度からは次表に示すように、両学科共通のカリキュラムを施行予定である。令和4（2022）年度以降は1年次から2年次前半を基礎課程、2年次後半から3年次を応用課程、卒業研究・制作を行う4年次を専門研究課程と位置付け、卒業要件を130単位から124単位に改定の予定である。

令和4（2022）年度以降カリキュラム年次表（両学科共通）

年次	1年				2年				3年				4年			
学期 (Q)	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
課程	基礎課程				応用課程				専門研究課程							
授業	プロジェクトⅠ必修			プロ	基礎 インター ンシップ 必修	プロジェクトⅡ必修		プロジェクトⅢ必修		プロジェクトⅣ必修						
	全学共通教養科目					全学共通教養科目										
	専門共通科目（主に講義系）					専門共通科目（主に講義系）				専門 インター ンシップ 卒業研究 および制作 必修						
	専門科目（座学・実習・演習）					主専攻 A										
						主専攻 B										
主専攻 C																
				主専攻 D												
進級・卒業要件	25単位以上				60単位以上				100単位以上				124単位以上			

授業科目の必修・選択科目の履修区分については以下とする。

令和3（2021）年度以降の履修区分（必修科目・選択科目）

- ・必修科目は、当該学年で取得しなければならない。このため、第4クォータ には必修は配置しない。
- ・選択科目は、当該学年で配置される科目履修を原則としながらも、直下学年※で開講される選択科目についてのみ、定員枠に余裕があるなどの条件が整えば、科目履修を行うことを可能とする。

（※直下の学年：2年生の直下の学年は1年生、3年生の直下の学年は2年生、4年生の直下の学年は3年生）

令和4（2022）年度の必修科目

- ・各学科の必修科目数の上限は14科目を上限とし、教学マネジメント室で作成する素案を

基に教務委員会で確認し、その後、各学科教務委員会を通じて学科会議で最終案を定めた。

なお、両学科それぞれ4コースについて、その教育目的等を整理したものをエデュケーション・ポリシー（EP）として令和4（2022）年度の新カリキュラムの実施に合わせて策定予定である。

履修科目は、総合機械学科は教養科目群と専門科目群（工学科目群と技術科目群）、建設学科は専門講義系科目（教養科目を含む）と専門実技系科目のそれぞれ2群構成である。なお、令和4（2022）年度からは名称を統一して「教養科目」「専門共通科目（講義系）」「コース別専門科目（主に実習系）」の3群構成とする予定である。

両学科ともチーム作業を通して協調力、コミュニケーション力、課題設定・解決力、マネジメント力を養う必修科目を各年次に設けている（総合機械では1-2年次の「Fゼミ」「プロジェクト実習」、3年次の「Lゼミ」、建設学科では1-3年次の「創造プロジェクトⅠ-Ⅲ」）。なお、令和4（2022）年度以降は教養科目を全学共通カリキュラムとし、両学科の学生が交流するコミュニケーション力育成の機会とする予定である。

専門科目については両学科とも初年次から講義系科目だけでなく実技系科目を各所に取り入れた教育を実施し、講義系科目と実技系科目の時間数の比率は両学科とも凡そ4:6となっている。講義系科目は1コマ(100分)の授業を7週で1単位、講義付きの実技系科目は2コマの授業を7週で1.5単位とし、両者とも8週目を補講・補習・補充授業にあてている。

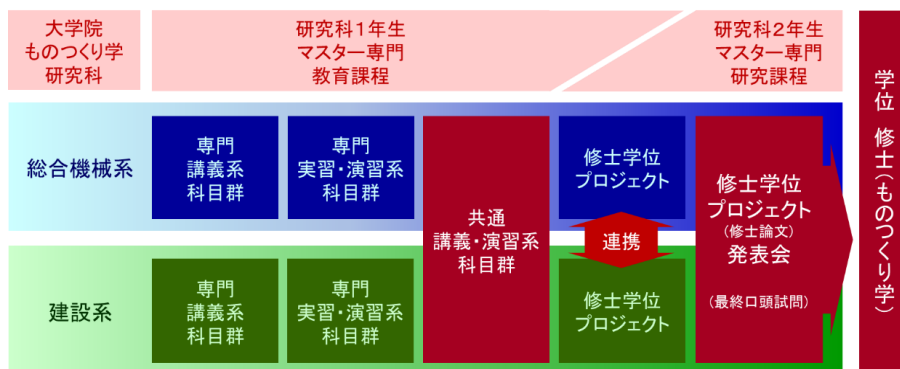
なお、各授業科目の具体的な内容についてはシラバスで、授業の概要および到達目標（基準到達点、目標到達点）、ディプロマ・ポリシーとの関連、準備学修（予習・復習）、授業の内容、教科書、参考書、主な実験・実習機器、成績評価の方法、履修上の注意事項等、単位の取得のための取組みが示してある。

CAP 制は平成28(2016)年度から導入しており、両学科とも基準の年間履修登録単位数（49.5単位未満）を守るようカリキュラムが組まれている。ただし、建設学科では1年次のみ54単位以下としている。これは、2年次第2クォータの基礎インターンシップの準備と、そのための初年次教育の充実が主な理由である。

2) 大学院

大学院の新たなディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、大学院活性化WGの主導の下、次図に示すように、令和3(2021)年度入学者から両学科の連携を図るとともにそれぞれの専門性を深化した体系に再編成した。

図 大学院ものづくり学研究科カリキュラム年次表



3-2-④ 教養教育の実施

教養教育では、建学の精神、使命・目的及びディプロマ・ポリシーの「高度なものづくりに対応できる基礎学力と専門的知識および高度な技能技術を持ち合わせたテクノロジストを育成し社会に輩出する」ために、専門教育と教養教育とが本学教育の両輪であるとの認識に基づき、両学科とも人文・社会・自然、語学、情報、キャリア等の科目を体系的に編成し、学生が「主体的に学修に取り組むことができる」科目群で編成している。

なお、令和4(2022)年度の新カリキュラムの本格的導入に向けて学科の枠にとらわれることなく、両学科共通の「全学共通教養科目」を編成するために、教学マネジメント室の下に教養教育部会を設置し定例会議を開催し、本学が目指すべき教養教育のあり方について検討中である。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) 学部

本学が重点を置く教育課程編成と教授方法の主たる工夫としては、とくに次の7項目がある。

① 少人数教育の展開（担任制と授業運営）

両学科共に縦割りの担任制度を設けている。すなわち毎年新入生をそれぞれ約20名の教員で等分し、それを研究室所属の3年次前期まで持ち上げる。このことで1教員が1年生から4年生まで各学年6～10名の学生を受け持つことになり、とくに上級生が新入生の悩み相談や履修上のアドバイスをするなど学年間の交流を促進している。

一方、授業運営については、実技系科目においては、受講者数に応じて1チーム（又は小クラス）15～20人程度に分けてチーム（又は小クラス）を構成し、専任教員の他、高度な技能を持つ経験者（例えば現代の名工、マイスター、1級技能士等）を非常勤講師として招聘し少人数教育を実施している。また、総合機械学科の英語においては、習熟度別に15～25人程度に分けてチームを構成し、建設学科では60名程度のクラスながら時間を2コマ連続とすることにより英語の基礎能力の向上に努めている。

② リメディアル教育とフォローアップの強化

基礎学力の向上と強化を目的として、入学前課題を入学予定者に課している。さらに入学後は、学習支援室及び教員のオフィスアワーを設定して学習内容について相談できる環

境を整え、とくに数学、物理、構造力学などのリメディアル教育を行うとともに、5限目や各クォータの第8週目を活用し（一部は休業期間中に実施）、以下のように、フォローアップを強化している。

補習授業：基準到達点に届かない学生を対象に当該学期で実施

補充授業：成績E の学生を対象に当該科目を再履修のうえ翌学期以降で実施

③ 初年次教育の充実

初年次教育として、令和3（2021）年度は、総合機械学科では「フレッシュマンゼミⅠ・Ⅱ」、建設学科では「創造プロジェクトⅠ」「ものづくりひとつづくり総合講義A」を必修科目として本学専任教員が担当し、学生間及び学生と教員とのコミュニケーションを図るとともに、ものづくりの人材としての導入教育や、文章表現力（書く、話す）など日本語力の涵養を行っている。

④ 社会人基礎力育成とキャリア教育

社会人としての常識・良識を身につけ、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材を育成するため、1年次から4年次まで「社会人基礎力育成講座Ⅰ～Ⅳ」を開講している。また、社会との関わりを経験し、実務に対応できる能力を習得させるために長期の基礎インターンシップを必修で受講させ、卒業後、社会人として活躍できるよう充実した支援体制を確立している。

また、就職活動を支援するために「就職セミナー」を開講するとともに、学生課が窓口となり「就職力強化合宿」「企業研究交流会」「OB・OG 交流会」などを開催し、SPI（Synthetic Personality Inventory；総合適性検査）対策、履歴書・志望理由の書き方等を指導するとともに、個別の学生相談にも対応している。

⑤ FD（Faculty Development）

活動教授方法の工夫・開発のため各クォータに授業見学を奨励している。全教員が授業を見学し、授業の良い点を所定の様式に記し、学内で共有している。また、FD として、教員の教育力向上のため令和2（2020）年度に2回のFD 研修会を開催し、全学的に秀でた授業方法を共有することで教育力の向上に努めている。この中で、遠隔授業についての授業見学や授業の進め方ノウハウの共有も行った。

⑥ 学修成果の公開と可視化

本学における学修成果の総仕上げとして、両学科の卒業研究発表会、大学院の修士プロジェクト発表会を（リモートで）学内はもとより、リモートを利用して保護者をはじめ卒業生、非常勤講師、名誉教授、インターンシップ 及び就職受入れ企業などのステークホルダーに公開している。また学部生には卒業式で学位記と共に「ものづくり大学「卒業研究および制作」による総合評価」を授与し、卒業生に具体的に「ディプロマ・ポリシーに基づく評価」と『卒業研究および制作』の内容や取組みへの評価」を明示してディプロマ・サプリメントとして交付し、可視化している。

⑦ 安全教育

両学科とも、新入生に安全手帳を配布するとともに、基礎過程の総合機械学科では「安全衛生」、建設学科では「創造プロジェクトⅠ・Ⅱ」や、工作機械や重機を使用する実習等の授業等で、整理・整頓の実施やKY（危険予知）など安全教育の充実を図っている。また、インターンシップ実施前研修や安全祈願祭の実施など機会あるごとに安全教育を行っている。

る。

2) 大学院教育

大学院における教育研究の主題である「ものづくり学」は、大学院履修要項Ⅱ-3-2 項に記載されているように「既存学部における領域」、すなわち「技能工芸学」に立脚しつつも、これを個別かつ専門的に探究するものでなく、ものづくりの高度な実務を念頭に、さらに広範な領域にまたがるものである (p. 60 大学院ものづくり学研究科カリキュラム年次表参照)。これを効果的に学修するために、授業科目は次の3つの科目群から編成されている。「共通講義・演習系科目群 (令和2 (2020) 年度までの名称: ものづくり学総合科目群)」は、普遍的な「もの」と「ものづくり」の在り方を探求する。「専門講義系科目群および専門演習・実習系科目群 (令和2 (2020) 年度までの名称: ものづくり学技能技術科目群)」は、ものづくりの高度な技能技術の知識と実践力、並びにこれらに基づく普遍的なものづくり意識を習得する。「修士学位プロジェクト (令和2 (2020) 年度までの名称: ものづくりプロジェクト科目)」は、ものづくりに関わる研究・開発や高度な制作・製造のマネジメント力及び実践力と実務感覚を修得する。令和3 (2021) 年度からの新たなカリキュラムでは、p. 60 に示す大学院ものづくり学研究科カリキュラム年次表に示すように、両学科の枠を超えた共通科目の新設・充実や、修士学位プロジェクトにおける両学科教員の連携指導の導入などにより、高度且つ、複合的で幅広い視点を備えたものづくりに対応できるマスター・テクノロジストを育成している。

本学大学院は入学定員20人であり、各授業は最大20人程度の少人数制で行われる。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育目的を踏まえ、テクノロジスト育成のために常にカリキュラムの見直しや履修制度の変更などの改善を図っていく必要がある。

本学においては「少人数教育」、「基礎学力の向上と強化」、「初年次教育の充実」、「社会人基礎力育成・キャリア教育」など、独自の教育課程編成を実施しているが、さらに学生の授業への取組みに対する動機付けや理解度の向上のために、今まで以上に、個々の学生に対する履修指導が求められると考えられる。そのためにホームルーム、研究室ゼミ、オフィスアワーを活用した学生との面談の機会を多くすることで、学生の疑問や意見を広く深く聞き、迅速に対応していきたいと考えている。

一方、学生に分かり易い教授方法については、個別履修指導もさることながら通常授業のアンケートや結果の解析、FD・SD推進委員会が主導するFD研修会等の授業改善の活動を充実し、積極的に教授方法の工夫・開発・向上や学修成果の見える化等に努める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

〈学部・大学院研究科共通〉

教育目的はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにおいて、学部全体と学科ごと、また大学院に対して示されており、その点検・評価方法の基本的方針は、教学マネジメント室および教務委員会で検討・審議している。

具体的には、学生の成績評価や授業アンケートの結果、課外を含む学生の活動状況等を、それぞれの学科並びに研究科において教員間で共有し、必要に応じて意見交換等により点検・評価・改善を行っているが、以下①～⑤の5項目に分けてその内容を述べる。

① 全学生の成績評価の共有

各学科では各クォータの成績集計後、学科会議において全学生の成績一覧を配布し、学生全体の学修動向の検討や学修に困難のある学生、学生が理解しづらいと思われる科目などの把握を行って情報を共有し、学生指導に活用している。学科会議後成績表を配布する際にはホームルームを開催し、担任が個別に学生と面談し、各学生の成績表を元に学修進度を計り、必要に応じ学修計画策定等の指導を行っている。

② 授業アンケート

令和2(2020)年度までは授業アンケートを年2回(第1・3クォータと第2・4クォータを隔年実施)行ってきたが、令和3(2021)年度からは毎年1クォータずつ、すなわち4年間で全科目を網羅することとし、加えて各教員が2科目選択して複数年間同じ科目で実施することで経年的な振り返りを図ることとした。実施内容は学生自身の履修態度、学習効果、授業運営、授業内容、総合評価の大項目からなっており、個別科目の教授方法や理解の難易度に加え、学生自身がその科目に取り組んだ姿勢や獲得したものについても問うことで、学生自身に授業参加への自覚を促すとともに、学生の授業態度と授業のとらえ方の関係性も評価している。

なお、遠隔授業アンケートについては、令和2(2020)年度は3回実施し、学生の遠隔授業への支援と学内の環境改善に努めた。

③ 資格取得

在学中に本学が取得を勧めている技能検定(3級もしくは2級)、計算力学技術者、商業施設士補、建築積算士補等の資格について、資格情報として関連する授業等で推奨している。また、建設学科では、卒業後、実務経験を重ねることによって受験資格が得られる資格として建築士、施工管理技士等について、また所定の授業を履修し単位を修得したことによって得られる測量士補の資格登録等について該当者に解説している。

④ 学長表彰

年に1回、年度末に学長表彰を行い、その年度に研究成果、地域貢献活動、課外活動な

どで、大きな成果を挙げたと認められる学生や学生のグループを表彰している。表彰には二段階あり、学長特別表彰は「国際的な分野で顕著な成績をあげた者・団体、国内における当該分野で最高水準の成績等をあげた者・団体」に、学長表彰は「国内外における当該分野で優れた成績をあげた者・団体」に贈ることとしている。毎年度1月～2月に総合機械（製造）学科、建設学科、ものづくり学研究所のそれぞれから候補が推挙され、学生・留学生委員会の審議を経て学長が決定する。平成25(2013)年度からは毎年度の推薦対象者数の基準を定めるなど、表彰に重みを持たせる工夫もしている。

⑤ インターンシップに関わる発表会と企業アンケート

インターンシップ先を対象に企業アンケートを継続して行い、インターンシップ終了学生の活動への評価を通じた教育成果の評価を行っている。アンケートでは、生活態度や仕事への取り組み方のまじめさについては概して好評価を得ているが、先取性・積極性の不足の指摘を受けることが何社からかあり、指導を強化している。また、開学以来、毎年1回開催の「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」は、本学と全国および埼玉県内企業との連携組織として、企業からの意見・アドバイスを受ける貴重な場となっている。本学の卒業生については、大学の目的と照らし合わせ、仕事ぶりや企業での人物像として一定の評価を受けており、教育目的が達成されていると判断している。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

〈学部・大学院研究科共通〉

授業アンケート結果は教務委員会で取りまとめ、その結果を全教員に開示し、点検評価に関わる各種アンケートとともに大学ホームページで公開している。同時に個別授業のアンケート結果が各授業担当教員に示され、各教員はアンケート結果と全体概要を合わせて授業改善策を検討し作成する。改善策は集められ、全教員に配布されて共有化される。これらの改善は板書方法や声の大きさ等の授業技術的側面から、授業内容にまで及んでいる。例えばアンケート結果を汲んで、情報メカトロニクス学科では必修科目について夏期集中講義、春期集中講義など補習講義を強化している。建設学科でも必修科目「構造力学Ⅰ」において構造力学の基礎の理解度を高めるように補習授業を強化し、「ものづくり・ひとつづくり総合講義A」においても文章の記述能力を高めるように補習授業を強化している。

また、平成25(2013)年度から、特に初年次教育の方法及び学修指導の改善ヒントになるように、本学で研修中または研修後の工業高校教諭らを連携講師、名誉連携講師として招きFD研修会「高等学校の生徒指導法に学ぶ」を実施している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成25(2013)年度から、卒業生と在学生を対象とした学習等のデータ分析（IR分析）に着手しているが、各種調査の相互比較や、学生の継続的な情報把握ができるような調査項目の設定などを今後の課題とし、教育目的の達成状況の点検・評価につなげていく。新入生アンケートや授業アンケートなどの各種アンケート調査や、企業、卒業生などの幅広

い意見を汲み上げる仕組みと、教員にフィードバックする仕組みの充実、それらフィードバックした内容が有効に実施されているか等について検討を進める。さらに、各種アンケートの相互比較等、総合的な分析を行い、有効な活用を図るため、教務委員会、FD・SD推進委員会に就職・インターンシップ委員会等も加えて組織的な検討を行う。

更に、令和4(2022)年度から新カリキュラムが本格的に始まることと合わせて、DP、CPの意味やカリキュラムマップやナンバリングの学生との共有により、卒業時に受け取るディプロマ・サプリメントを卒業生が自らの学びの成果としてとらえられるよう、見直しを図ったアセスメント・ポリシーに則り、一層の検証が求められる。

【基準3の自己評価】

令和3(2021)年に三つのポリシーの整合性を図り、これを起点に新カリキュラムの検討、成績評価基準の見直し、ルーブリックの検討など学修と教授に関する全学的な体制と仕組みを検証しつつ、令和4(2022)年の新カリキュラム導入に向けての準備に努めている。

教育課程および教授方法については、開学以来、カリキュラム・ポリシーに基づき、実技系科目と講義系科目からなり、クォータ制、コース制、CAP制、長期インターンシップ等を取り入れた体系的な教育課程を編成するとともに、少人数制で基礎学力、初年次教育等に力を入れた教授を行っている。これにより効果的な教育が行われていると考えているが、FD研修等により教授法の一層の改善を行っているところである。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「ものづくり大学学則」、「履修規程」等に明確化され、厳正に適用・実施している。特に、成績評価基準については、「目標到達点」と「基準到達点」の2段階表記とし、学業成績に問題のある学生については補習授業や補充授業を充実し、フォローアップを強化する。

教養教育については、教学マネジメント室の下、教養教育WGを設置し、全学共通科目として教養教育全般のあり方や授業の位置付けを明確にした。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケート等の各種調査により、学生、企業の意見を汲み上げ、適切な分析・評価・フィードバックへつなげている。

以上から基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

ものづくり大学では、教学に関する重要事項を審議するため、代議員会を置いており、学長が議長となっている。代議員会は「ものづくり大学学則」第 7 条及び「ものづくり大学代議員会規程」に基づき、学長、学部長をはじめ教学部門の部門長及び学長補佐（令和元（2019）年度以降）で構成され、事務局各課の課長相当職以上の陪席の元に、原則として毎月 1 回（令和 2（2020）年 8 月以降は、経営戦略会議常任会と同時に）開催されている。主として、教授会及び研究科委員会での審議結果や経営戦略会議常任会等における検討結果の承認による、教学の基本方針の決定の他、人事等の重要案件についての審議を行い、その結果を「学長室通信」によって迅速に学内教職員全員へ通知して、情報の共有を図っている。

令和元（2019）年度から、それまでの大学の将来計画を検討するために置かれていた将来計画委員会に替えて、「経営戦略会議設置要項」に基づく「経営戦略会議」を設置し、通常はその常任会（令和元（2019）年度の第 1 回会議で常任会を設置）を開催している。経営戦略会議常任会は、学長が委員長を務めており、また学長の選任による教職員が参加し、学長のリーダーシップの下、大学の基本理念に沿った教育を将来にわたり充実させていくために、中長期経営計画の策定や見直し、年度ごとの行動計画の策定と中間報告、実績報告の他、大学の教学関係に加えて経営への進言を含めた重要事項の検討を行い、大学全体のバランスの取れた着実な取組みを進めている。この会議での検討結果は、各種委員会や学科会議での取組みに反映され、学長のリーダーシップを広く波及させていく仕組みとなっている。

また、「学長室ミーティング」は、迅速に現状の問題点や課題を話し合う場で、学長を中心に、学部長、教務長、学科長、センター長、学長補佐、事務局長で構成されており、毎月 2 回行われている。

学部に教授会を置いており、学長が召集し、学部長が議長となっている。教授会は、学則第 8 条及び「ものづくり大学教授会規程」に基づき、原則として毎月 1 回開催される。教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また決定者である学長に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で、「教授会の意見を聴くことが必要な

ものとして学長が定めるもの」について、学長が決定を行うに当たり意見を述べることでしている。なお、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、学校教育法及び学則第8条第2項第3号に基づき、教育課程の編成に関する事、学生の身分に関する事、教育研究に係る諸規程の整備に関する事、教育職員の人事の提案及び資格審査に関する事、履修、試験、成績等に関する事、学生の懲戒に関する事とした。また、本学の教授会は、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の課長相当職以上が陪席しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

大学院に研究科委員会を置いており、研究科長が議長となり、学長も出席している。研究科委員会は、「ものづくり大学大学院学則」第5条及び「ものづくり学研究科規則」に基づき開催され、専攻の教育課程や学生の身分等についての審議が行われている。構成員は学部の教授会と同様であり、主として「ものづくり学研究科規則」に基づき開催される大学院研究科運営委員会の審議結果が提案または報告され、連携強化、情報共有化を図っている。

各学科では、常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。学科会議は、「ものづくり大学学科会議運営規則」に基づき開催され、学科の教育課程・研究や学科学生の身分等についての審議が行われている。また、学科会議では、大学運営連絡協議会、経営戦略会議常任会、代議員会、各種委員会での審議状況が報告され、フィードバックが図られるとともに、全教員の情報共有化を図っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では令和元（2019）年12月～令和2（2020）年1月に、学長の主導・提唱の下に教学マネジメント室の新設準備を行い、2月～3月に準備段階として2回の会議を開催し、従前の退学者対策によるデータや他大学の事例調査に基づく方策検討、令和2（2020）年度以降の授業の改善方策などの検討、FD研修の延長としてのカリキュラム改革の先進事例の学内での研修会を行った。

令和2（2020）年3月の理事会・評議員会による了承を経て、令和2（2020）年3月からは教学マネジメント室として正式に稼働し、令和2（2020）年度中に22回の全体会議を行うとともに、教養教育ワーキング（教務委員会下での旧教養教育専門部会、10回）、休退学対策ワーキング（教務委員会下での旧退学者対策専門部会、4回）などの会議を開催して、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度からの新しい三つのポリシーの適用、カリキュラム改革とその適用などを審議、決定した。

教学マネジメント室においては、学長の選任による室長（学長補佐）をリーダーとして、副室長を置くとともに、両学科の教員6名、IR担当教員、教学マネジメント担当参事、教務課、学生課、入試課の職員が参画し、学長、学長補佐、事務局長もオブザーバー参加することにより、教職協働による検討・審議を行っている。このことにより、教学マネジメントの機能性と共に、教職員それぞれが権限や役割を分担し、協力する体制を担保している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントについての事務局職員の担当は、主として教務課長をリーダーとした教務課職員がこれを担う。教務課教務係には学科事務室が付属しており、学科の日常的な運営事務を所掌している。

一方で、学長のリーダーシップを發揮した大学全体の運営のために「経営戦略会議」が設けられており、事務局各課が参画するとともに、総務課の所掌とすることで、大学全体のマネジメントとの整合性も図るものとしている。

なお、令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言、蔓延防止措置重点地域等の指定による行動制約が行われた。本学でも令和2(2020)年5月13日から遠隔授業に着手するために、教科書等を学生に郵送、学生の通信環境等の調査を行う等の準備を進めた。遠隔授業は講義系科目を中心に、多人数が受講している授業について実施した。6月29日以降は、遠隔授業と対面授業の併用とし、対面授業では講義室の椅子をおよそ1/2とし、場合によって2つの講義室、製図室、PC室等を連携して分散授業を行った。遠隔授業の環境が整わない学生には、携帯型無線LAN機器の貸出しや、学内の図書情報センター、学食等で受講できる環境を整えた。

授業以外においても、経済的に厳しい学生への支援措置を学内で緊急手当て、また授業料の延納制度の活用案内、日本学生支援機構の支援制度の案内、特に留学生で海外から戻れなかった学生に対するサポートや帰国手続きの支援なども行った。学生の課外活動は制限せざるを得なかったが、大会等が行われる団体にはできるだけ参加の機会を失わない工夫をし、また学園祭もリモート開催に学生ともども取り組んだ。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

教学マネジメントの体制は、従来の学長のリーダーシップのもとに令和元年(2019)年度末から「教学マネジメント室」を設置することで実行してきたが、令和3(2021)年から令和4(2022)年度から着手するカリキュラム改革のもとで、より一層の実行体制とPDCAによる改善を進めていくことが重要である。

また、令和2(2020)年度に緊急に対応した新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業を今後本学にふさわしい遠隔授業の取組み姿勢の明確化、学生の授業アンケート等の意見を教学マネジメントに反映する方法の確立、休退学者の削減に向けた取組みに実効性を持たせる方法の確立などの諸課題に取り組んでいく必要がある。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育課程を適切に運営するために 38 人の専任教員（教授、准教授、講師）を技能工芸学部に配置しており、大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数（37 人）を満たしている。総合機械（製造）学科は教授 13 人（68%）、准教授 4 人（21%）、講師 2 人（11%）である。一方、建設学科は教授 12 人（63%）、准教授 5 人（27%）、講師 1 人（5%）、助教 1 人（5%）である。

38 人の授業を担当する教員の他に、共同研究、IR、アドミッションを主として担当する特任教員を 3 名、令和 2（2020）年度から雇用している。

技能工芸学部の専任・兼任比率については、38 人の専任教員と 339 人の非常勤講師等を配置している。学科ごとの専兼比率は、総合機械（製造）学科 44.3%、建設学科 52.4% である（但し、必修科目では、総合機械（製造）学科 11.1%、建設学科 12.7%）。これは、特に実技系科目などにおいて少人数教育体制を充実するとともに、ものづくりの現場で実際に活躍している指導者を常時確保するための積極的措置である。実技系科目においては、専任教員又は客員教授・非常勤講師 1 人に加えて、非常勤講師又は TA1～4 人で 1 クラスの学生を指導している。つまり、安全の確保と、確実な技能・技術の修得を図っているため兼任者の比率が高くなっている。なお、全ての授業科目に主担当教員として専任教員を配置し、授業運営の責任者としている。また、必修科目等の主要科目については、専任教授又は准教授が受け持つこととしているが、一部複数のクラスで実施する科目で若手の講師をチームに加えているケース、教養教育としての文系科目及び資格に直結する科目で名誉教授が担当している科目については、教育内容を優先する措置として非常勤講師が担当しているケースがある。

大学院ものづくり学研究所の教員は、学部の教員がこれを兼ねることとしており、研究指導教員数は 23 人、研究指導補助教員数は 13 人、合計 36 人で全員が兼担である。なお、大学院の非常勤講師数は 11 人となっている。授業にあたっては、総合機械（製造）系と建設系の内容を総合した科目においては、両学科の教員の協力のもとに教授し、またそれぞれの専門性を活かした科目においては、当該分野の教員が中心となって教授するものとしている。

教員の採用は、中長期経営計画により大学の将来計画を見据えて、学長のマネジメントの下に学科相互のバランス、学科内のコースのバランス等を踏まえて実施している。定年退職等による補充の場合、学科において「ものづくり大学教育職員選考規程」および「ものづくり大学教育職員選考基準」に基づき、採用しようとする教員の専攻分野、職種、理由、発令希望日等を検討のうえ、学科長が学長に申し出て、代議員会の議を経て募集を行う他、大学の将来計画を見据えた分野の教員を求めることなども検討できるものとしている。募集方法には公募を原則としつつ、一部は企業等に推薦を依頼する方が適当な場合はそれによる場合を可としているが、いずれの場合においても教授会で設置された教員選考委員会による審査により採否を判定した後、代議員会の議を経て学長が決定した上で、理事長に発令を依頼している。

本学ではすべての教員が 5 年間（助教は 3 年間、特任教員の場合を除く）の任期制であり、任期更新を希望する教員について教員再任審査委員会において審査し、代議員会の議

を経て学長が決定している。

教員の昇任については、学科長から学長に上申し、教育職員勤務成績評価票（ティーチング・ポートフォリオを含む）と教育研究業績書により代議員会で昇任の是非を審査し、学長が決定した上で理事長に発令を依頼している。

なお、教員評価は、「ものづくり大学職員勤務成績評価規程」により、平成 24(2012)年度から実施し、令和元(2019)年度に評価基準の細分化等を行い、改定して運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「ものづくり大学 FD・SD 推進委員会規程」に基づき学長が委員長である「FD・SD 推進委員会」を置き、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフディベロップメントに係る調査、研修等の事業、評価、推進を行っており、企画・実施の進捗状況を必要に応じて教授会に報告し、周知徹底を図っている。

FD としては、教授方法の工夫・開発のため授業見学を奨励している。全教員が授業を見学し、当該授業の優れた点、活用したい点などをコメントとして記載し、大学ウェブサイトに掲載している。そして、全学的に秀でた授業方法を FD 研修会の中で共有することで教育力の向上に努めることとしている。なお、FD 推進基本方針については、令和 2(2020)年 9 月に FD の推進状況を踏まえつつ、改めて正式に策定した。

また、FD 研修会として、毎年度 3~4 回ずつの全教員参加の研修会を開催し、上記の授業見学から得られた成果や、先進大学から講演者を招いての講習、学内での休退学者対策への基本方針の取組みの徹底の他、令和 2(2020)年度では遠隔授業の進め方についての情報共有なども行った。外部の研修については、他大学主催、民間主催、高等教育関連団体主催等の研修会に参加するとともに、参加した教員の FD 研修会での報告により情報の共有化を行っている。

授業アンケートは毎年度 4 クォータ中の 2 クォータ分で全授業科目(セミナー等を除く)を対象として行い、その結果を学内で共有、各教員にフィードバックしている。また各教員が提示した授業改善方策を更に学内で共有する取組を行っている。

新任教員の導入教育は、学部長等が大学の基本理念等を説明し、学科長が授業の具体的な実施方法等を指導し、また、事務局が課ごとに担当業務の説明等をしている。令和 3(2021)年度からは、FSD として学長と専務理事による大学の課題等の講座を実施した。新任教員研修として、従来は山形大学でおこなわれた FD 合宿セミナーに教員を派遣していたが、令和元(2019)年度以降は、東北大学の研修や大学セミナーハウス(八王子)の研修も活用している。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用にあたっては、中長期経営計画に従い、また令和 4(2022)年度から実行する新カリキュラムの運営等の各学科の将来のあり方を見通して行う。

一方、FD としては、アンケート結果の解析による IR データの一層の活用の他、FD・SD 推進委員会が主導する FD 研修会等の授業改善の活動を充実し、積極的に教授方法の工夫・開発・向上等に努める。

また、長期に努めている非常勤講師も多いことから、授業アンケートの結果の共有など、本学の学生の指導者としての大学との一体化への工夫が必要である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の採用に当たっては、「ものづくり大学中長期経営計画」での基本方針のもとに、建学の理念と使命・目的を実現するための必要人材の確保に努めている。実際の採用は、「ものづくり大学職員採用規程」に基づき、計画的に公募し、事前説明会を行う等により、適切な人材の募集を心がけている。

本学において新規採用される職員に対しては、入職時ガイダンスを実施し、大学の基本理念等を説明することで、本学の現状の理解及び意識の高揚を図るとともに、外部機関が実施する新入職員研修に派遣し、社会人としての基礎的な能力を習得させている。

SDとしては、FD・SD推進委員会の下に、SD推進基本方針、を定め、毎年度3回程度の教職員全員参加のFSD研修会により、関係法令や規程を遵守し、社会に対する責任説明を負う公的機関の職員としての役割の認識に努めるとともに、近年の大学改革の中での本学の位置づけや今後の方針等の周知徹底、更に教職協働の意識付けを高める機会としている（欠席者にはビデオ研修を促し、参加率100%）。FSDとしては、中央教育審議会等の答申等の勉強会、学内の基本方針の共有、先進的な大学関係者の講演会、認証評価等の制度理解などのテーマで実施している。また、令和3（2021）年度からは、初任者研修として、従来の事務分掌や制度等の説明に加えて、大学の経緯や現状と課題等を理解するための講座を設けたところである。

また、事務職員のSDとしては、担当業務で必要となる専門知識の習得及び他大学の教職員との交流の場を設けることを目的とし、外部諸団体が実施する研修会等に、職員が積極的に参加するよう指導している。研修等の参加後は、出張報告書（研修報告）の提出を義務付けており、事務局内で回覧又は、月1回開催の事務局職員全員を対象とした事務局連絡会議（令和2（2020）年度のみ、三密を避けるため、係ごとに人数制限等をしたことがある）において、研修報告を行うことにより、専門知識の確実な習得、他職員への水平展開を行っている。

「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程」、「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程細則」に基づき、平成24（2012）年度から勤務成績評価制度を実施しているが、令和元（2019）年に評価の対象項目や、教員はティーチング・ポートフォリオの導入、事務職員は目標と自己評価を基にすることなどの改訂を行い、個々の教職員の勤務成績を昇給・降給・昇格・昇任・降任等の処遇に、より密接に反映させることとし、職員の勤務意欲及び職務能力向上への意欲を促進することにつなげている。

職員の昇給・降給・昇格・昇任・降任基準については、「学校法人ものづくり大学職員の昇給、降給に関する規程」、「学校法人ものづくり大学職員の昇格に関する規程」、「学校法人ものづくり大学職員の昇任、降任に関する規程」で定めており、標準職務や勤務成績評価を反映し実施している。特に、昇任については、勤務成績評価、大学職員としての経験年数及び本学での複数部署での実務経験を考慮し、実施している。また、各規程共に、令和(2019)年度に見直しを行い、昇任手続きの整備など、実効性の高いものとしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の業務は年を追うごとに増加しており、合理化を図るとともに、必要な部署への配置等を一層検討する必要がある。

SD 活動は、全学での FSD と事務職員での SD とを行っており、令和 2 (2020) 年度からは職員からの提案による活動を増加させており、今後の教職協働による大学の改革と活性化に繋げるものとする。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究室は、各教員（特任教員を除く）に専用の室を用意し、また研究室に所属する大学院生、4～3 年の学部生の研究場所を確保するものとしている。研究のための機材は、各研究室に配置するか、場合によっては実習室（場）の一部（教育設備との調整等は学科会議で実施している）に設置している。

研究室及び研究設備の運営・管理は、原則として当該の教員がこれを行うが、施設関係であれば施設係、情報関係であれば情報係がそのサポートを担い、部門間の調整等は、学科会議や施設・設備投資計画部会等の各種委員会において必要に応じて行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理は、「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」等に則るとともに、研究不正行為の防止を図るため、「学校法人ものづくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「学校法人ものづくり大学における研究者等の行動規範」等を制定し、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。平成 29 (2017) 年度からは研究不正防止のための E-learning を導入し、毎年度 7～10 月にかけて教員全員と関係部署の事務職員が 100%受講している。また、「研究不正防止マニュアル」を作成し、学部生は卒業研

究の着手時に配布及び周知徹底、教職員と大学院生は集合研修方式での周知徹底を行っている。

科学研究費補助金については、文部科学省の研究機関使用ルールの「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「ものづくり大学における科学研究費助成事業に関する事務取扱規程」により、内部監査を毎年1回実施するとともに、本学が理工系大学で機器備品を多く保有していることから、教育研究用機器をはじめとする固定資産の管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して事務部総務課が毎年1回検査及び点検を実施している。

また、関連事項として、「学校法人ものづくり大学利益相反規程」の遵守や、安全保障貿易管理に基づく情報流出防止等に努めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

各教員が所属する学協会における委員会などでの研究活動、学外企業、研究機関との共同研究、文部科学省科学研究費補助金による研究などによって教員の資質向上を図っている。大学からの個人研究費は平成30(2018)年度までは50万円一律に配分されていたが、令和元(2019)年度と令和2(2020)年度は30万円とし、一部を学長裁量費に組み入れて、前年度の実績や面談等による評価を学長が行って、各研究室に傾斜配分の研究費を支給し、研究用の機器の購入や教員の所属学会の大会、研究発表会、各種研修会、シンポジウムなどへの参加費などに当てられている。また、毎年度2人の教員に対し、海外研究活動の補助として研修費(1人25万円)を支援している。なお、海外研修は令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、コロナ禍のため中止している。

更に、本学の一層の個性化、オンリーワン化を図るため、教育・研究活動の活性化や本学の優位性を一層高める学生活動に係るもの等を対象とした、ものづくり大学教育力・研究力強化プロジェクト(学長裁量経費により学内から公募)を実施している。この経費は、独立で確保しているが、令和元(2019)年度からは研究費の分配を変更したことにより、より一層充実したものとするとともに、その成果を学内で共有する(令和2(2020)年度より)取組みとしている。

この他としては、本学の特色である産学官連携の各種の事業は、「ものづくり研究情報センター」を窓口として外部機関との共同研究、受託研究、寄付研究等を進め、その成果の管理や、職務発明、特許の出願等の支援を行っている。また産学官の主な連携事業として、民間企業からの技術相談については、本学の教員の専門分野をパンフレット、ホームページ、また関連団体の広報誌等を活用してアピールしている。その成果として、企業からの技術相談等を年間60~70件程度受け、それぞれの専門分野の教員等による支援を行っており、それが、共同研究等に移行するケースもある。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

研究支援は、教員の研究費の配分について傾斜配分を導入するなどの改善策を進めており、今後財務の改革と共に、より効率的な運用を進める。

ものづくり研究情報センターは本学の企業等からの研究受入窓口としての役割が大きく、科研費のサポートや、研究不正防止の研修など、研究支援の中心としての役割を担ってい

る。また、令和 3（2021）年度より、ものづくり研究情報センターの紹介パンフレット、大学ウェブサイトに教員の研究テーマの紹介ページを増強しているが、更なる支援のための体制の充実が必要である。

【基準 4 の自己評価】

大学の運営は、学長のガバナンスの元に運営しており、令和 2（2020）年度からは本格的に教学マネジメント室の立上げと共に体制を見直したところである。

教員の採用・評価・昇任・継続等は、規程に基づき実施しており、教育方法の改善等は FD 基本方針の元に、授業見学、学生の授業アンケートのフィードバックなどを実施し、継続的な改善に努めている。

職員の採用・評価・昇任等は、規程に基づき実施しており、SD 基本方針の元に、大学を取り巻く社会環境や制度、学生気質や就職環境の変化等に伴う大学運営の改革に努めている。

FD・SD 推進委員会を設け、教員による FD、教職員一体となった FSD、事務職員を主体とする SD を組み合わせることで、大学に求められるニーズに対応している。

教員の研究支援は、小規模な大学として限られた範囲ではあるものの、研究費の傾斜配分、学長裁量費の活用、科研費への応募の推進、民間の企業等との共同研究等の拡充などに努めている。

以上から基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性

本法人の経営に関することは、「学校法人ものづくり大学寄附行為」（以下「寄附行為」）及びこれに基づく関連諸規則等により管理・運営が行われている。寄附行為第 3 条では、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力開発及び向上に寄与することを目的とする。」とし、寄附行為の定めるところにより、理事会が学校法人の業務を決し、理事長が法人を代表しその業務を総括している。

理事会及び評議員会の運営並びに業務の執行は、寄附行為及びこれに基づく関連諸規則に基づき適切に行われ、理事、監事、評議員はそれぞれ職務を適切に執行している。

また、「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」、「ものづくり大学利益相反規程」を定めることにより、経営の規律と誠実性を維持するものとしている。

なお、私立学校法の改正に伴う財務情報の公表については、寄附行為及び「学校法人ものづくり大学情報公開規程」に則り、収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書及び事業報告書を大学ウェブサイトで公開している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するため、「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」において経営の基本方針を定め、基本方針を踏まえた重点方策を定め、学長のリーダーシップのもとに、その目標の達成に努めている。なお、平成 29（2017）年度から、第 2 次中長期計画として 7 か年の計画を策定しており、令和元（2019）年度には第 2 次中長期計画の中間見直しを行い、令和 2（2020）年 4 月に第 2 次中長期経営計画を改定した。令和 4（2022）年度から第 3 次の中長期経営計画の策定に向けた検討を進める予定である。

さらに、学長を議長とした経営戦略会議において、中長期経営計画に基づく年度ごとの行動計画を作成し、年度末には点検評価を行い、PDCA サイクルを機能させることで使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

また、平成 30（2018）年度からはより積極的な大学の経営改革に着手し、学費の改正や支出の抑制などを検討した。更に、令和 2（2020）年度から経営健全化及び戦略的大学の運営に資する取組みを行うため、財務マネジメント室を設置し、財務状況の把握及び分析を行い、中長期的な財務計画案を検討している。

5-1-③ 環境保全・人権・安全への配慮

(1) 環境保全への配慮

実務・実技教育においては、教材として材料・製品が必要となるが、関連する法令を遵守した材料・製品を使用するとともに、発生する廃棄物については適正な廃棄物処理業者に処理を委託することで、環境への配慮をしている。

二酸化炭素排出量・電気使用量の削減による地球温暖化防止活動の一環として、夏期は5月1日～10月31日の期間、クールビズを実施し、ノーネクタイ・ノー上着で勤務し、エアコン設定温度は28℃を目標とした。冬期については、11月11日～3月31日の期間、ウォームビズを実施し、インナーウェア等の重ね着を推奨し、エアコン設定温度は20℃を目標とした。また、東日本大震災後の平成23(2011)年度から省エネ対策のひとつとして、学生・教職員が図書情報センターの周囲を緑で覆うグリーンカーテンづくりに取り組んでいる。

学内の廊下、大学本部などで照明が無くても影響がない場所では、電球の一部削減を行い、電気使用量の削減を行っている。また、学内の照明を蛍光灯から消費電力の少ないLEDへの変更を順次進めている。

(2) 人権への配慮

人権に関しては、「ハラスメントの防止に関する規程」に基づき、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等のハラスメント防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めている。教職員には、規程の内容と、事務部総務課がハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口であることを周知している。また、労働施策総合推進法の改正に対応するため、令和3(2021)年3月31日に「ハラスメントの防止に関する規程」の改正を行った。令和2(2020)年11月11日には、FSD研修会として「ハラスメント対策」の研修を実施した。

学生に対しては、「ものづくり大学学生便覧(学生生活ガイド)」にハラスメントに関する事項を掲載し、ハラスメントの防止、ハラスメントに関する知識を啓蒙するとともに、学務部学生課が相談窓口であることを周知している。

教職員による公益通報に関しては、規程に基づいて公益通報等を行った教職員個人等を特定する情報の守秘義務及び通報者に対する不利益取扱いを禁止している。

個人情報に関しては、「学校法人ものづくり大学個人情報保護規程」において、個人情報を取得するにあたって、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならないことなど、個人データの管理、開示の基準について定めている。なお、学生からは、平成18(2006)年度より、在学生の氏名、学籍番号等を授業や奨学金の連絡、健康診断等に使用するため、第三者への提供について同意を得ている。

(3) 安全への配慮

学内外における安全衛生確保のため、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理者(専務理事)、安全管理者(事務部長、総合機械学科長、建設学科長)及び衛生管理者(総務課

長)を置き、教職員に対する安全衛生業務を推進するとともに、「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」に基づき、安全衛生委員会を中心とする安全衛生確保の体制を整え、関連法令の遵守のための施策推進を図っている。

また、労働安全衛生法の改正に伴い、教職員の労働時間を客観的に把握するため、令和元(2019)年度から出退勤管理システムを導入している。また、令和3年(2021)年度からは、教員について裁量労働制を導入した。

学生の安全・衛生に関しては、学校保健安全法及び「ものづくり大学保健安全規程」に基づき、保健安全委員会を中心として、年3回(春と秋は全学年、2月は3年次を対象)の健康診断の実施や、大麻・薬物及び交通安全に関する講習会(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)、防犯講習会(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)、学生寮個室の安全点検などを行っている。衛生面では、新型インフルエンザの流行以降は、各棟出入口に消毒液を設置しており、新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、各棟出入口だけではなく教室入口などにも消毒液を設置している。また、保健センターやふれあいルームを設置し、学校医による健康相談や、カウンセラーによる心身の健康管理に対応している。

本学は、実技教育を重視し本格的な実習を実施しているが、専任教員のほかに多数の非常勤講師を配置し、少人数教育により学生の安全を確保する体制を整えている。具体的には、実習ではKY(危険予知)活動を取り入れ、安全教育を励行し、学生全員に安全手帳を配布し、実験・実習時に必ず携行するよう指導し、また、実習で使用する工作機械や道具についての作業上の注意点を周知するとともに、安全衛生面での組織倫理の遵守を義務付けている。インターンシップを履修する学生については、インターンシップ履修直前に「安全セミナー」を行っている。総合機械学科では、「安全衛生」と「ものづくり技術概論」を、建設学科では「安全工学I」「救命法・衛生I」を履修するよう推奨している。

学内での怪我等に加え、課外活動、インターンシップ、アルバイト等での怪我等にも対処するため、公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とし、学生を被保険者とする学生教育研究災害障害保険への加入を学生に義務付け、加えて付帯学生生活総合保険への加入を推奨している。

また、危機管理については、危機管理全般を審議する委員会として、「危機管理委員会規程」に基づき、危機管理委員会を平成20(2008)年11月に設置し、「危機管理マニュアル」を制定している。令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを制定するとともに、授業前の検温実施、全学生にフェイスシールド配布、教室、食堂内の座席を半分程度にする等の感染症対策を実施した。

大地震等の大規模災害発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき、学長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、非常時の対応を進める体制を整えることとしている。災害対策本部には、指揮・統括を担う事務局の下に、学生対応班、教職員対応班、広報対応班、施設対応班、地域対応班、教務対応班、情報システム対応班を置き、それぞれの班長、班員を予め指定して非常時において混乱することがないように役割分担と初動対応について定めている。

東日本大震災を踏まえ、大地震などの大規模災害発生時に速やかに教職員、学生の安否

を把握するため、平成 25 (2013) 年度に安否確認システムを導入するとともに、全教職員、学生に安否確認要領を記した「震災時行動基準カード」を配布し、災害時に安否を確認するためのメールアドレスの登録管理を行っている。また、被災者の救援・救護活動、帰宅困難者や寮生への対応、業務復旧活動を速やかに行うために、教職員及び学生 1,100 人分に対応する 3 日分の備蓄品を整備している。更に、災害等により交通機関が運航停止又は運航停止が予測される場合の授業実施・休講について、協議・連絡・通知体制を整備し運用している。

防火対策としては、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」に基づき、防火対策委員会を開催し、年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。火災予防について徹底を期するため、防火管理者（事務部長）及び防火担当責任者（総合機械学科長、建設学科長、総務課長）を選任するとともに、年 2 回の消防法に基づく法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、更に、月 1 回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。

災害時の対応として、教職員・学生を対象に年 1 回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っている（令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難訓練は実施できず、代わりにシェイクアウト訓練を実施するとともに、学内避難経路図及び東京消防庁「自衛消防訓練」リーフレットを配布した）ほか、寮生を対象に年 1 回入寮時に避難訓練を行っている（令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

危険物の取扱いについては、消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等に基づき、「ものづくり大学危険物等取扱規則」において、本学における消防法適用危険物、毒物及び劇物、ガス類及び電離放射線などの管理について、責任体制を明確にするとともに、法令に基づいて随時、在庫管理の徹底及び使用状況の把握を行い、危険を未然に防止している。

AED については、本部棟 1 階及び 2 階、製造棟学科事務室、建設棟学科事務室、体育館、大学会館、ドームトリ管理人室にそれぞれ 1 台ずつ設置している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の実現については、必要な仕組みを整備し、継続的な努力をしており、より、一層、内容の充実を進めていく。

また、危機管理については、学生及び教職員が安心して過ごせる環境の充実に努める。特に、近年、水災が日本各地で発生していることから、大学近辺を流れる荒川、利根川の氾濫を想定した危機管理体制の一層の向上に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的の達成に向け、本法人の理事会は寄附行為第 15 条第 2 項の規定に基づき、最高意思決定機関として、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事及び監事、評議員の選任は、寄附行為の規定に基づき行っている。なお、選任にあたっては、産業界、地元、学識経験者等の外部理事を多くし、学内外の様々な意見を取り入れることができる体制としている。現在、理事 16 人（内部理事 3 名、外部理事 13 名）、監事 2 人、評議員 33 人で構成している【表 5-2-1】。なお、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に定める校長理事には学長が就任している。

定例理事会・評議員会は、これまで年 2 回（5 月、3 月）開催であったところ、管理精度を向上させるため、平成 29（2017）年度から、年 3 回（5 月、12 月、3 月）開催しており、必要に応じ臨時理事会・評議員会を開催することとしている。令和 2（2020）年度の理事会における理事の出席率は 53.2%である。

令和 2（2020）年度の理事会・評議員会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Web 会議システム（Zoom）を利用してオンラインで開催し、予定通り実施した。

理事会・評議員会の開催にあたっては、開催日の 7 日前までに開催通知を発するとともに、議案書を同封することで円滑な議事進行にも配慮している。また、欠席者からは事前に議案ごとに賛否を記載した委任状を提出してもらうことで対応している。

理事会において適切な運営を図りつつ、運営の適正性をより高めるために、重要事項は評議員会で諮問し、また理事会・評議員会ともに監事が出席するなどしてチェック機能を高め、理事会は管理運営の機能を果たしている。

表 5-2-1 理事会及び評議員の構成(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

<理事>

区分	定数	実数
1 号 学長	1	1
2 号 評議員	3~4	3
3 号 学識経験者	8~12	11
合計		15

<評議員>

区分	定数	実数
1 号 法人職員	4~8	8
2 号 大学卒業者	2~4	2
3 号 学識経験者	19~23	22
		32

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学識経験が豊かで、本法人の運営に資する意見と識見をもった者で構成されている。理事の中には本務業務の都合により、「書面による意思表示」の理事がいるため、出席できるよう理事会の日程調整を工夫し、出席しやすい形を検討する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図るため、大学運営連絡協議会を設置し、法人組織から理事長、専務理事、教学組織から、学長、学部長、教務長、学科長、学長補佐、図書情報センター長、ものづくり研究情報センター長、事務組織から事務局長、事務部長、学務部長、各参事、各課長・主幹が構成員となり、原則として月 1 回開催している。なお、監事もオブザーバーとして同協議会に出席することで情報共有の密度を上げるようにしている。

理事長と専務理事・事務局長、部課長との連絡会議（理事長懇談会）を週 1 回開催している。また、事務局内のコミュニケーションの円滑化のため、全ての事務職員で構成される事務局連絡会議を月 1 回開催している。これにより、事務局内の情報の共有化を進めている。

教授会には、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席することで、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

教務委員会、入試委員会等の各種委員会は、それぞれ委員会規程に基づき、開催し、審議している。委員会を構成する委員は、教員については原則として各学科から同数の教員が選出されており、学科間の連携強化と情報共有化を図っている。また、入学試験問題作成専門委員会以外の委員会においては事務職員からも委員が選出されており、教員と事務職員の連携強化を図り、協力体制を構築している。各種委員会は、審議事項・活動内容を精査し、実務を担当する事務局の担当部課等の職掌と合致するように編成しており、連携・協力体制の強化を図っている。

経営戦略会議においては、大学の経営戦略に関する重要事項について課題を把握し改善策を協議している。

中長期経営計画については、経営戦略会議で計画の検討を行い、法人及び大学全体としての中長期経営計画案を策定している。代議員会での承認があった後、理事会で議案として提案され、承認される仕組みとなっている。

大学の中長期的な課題を検討するため、令和 2 (2020) 年度に運営体制の改革を行い、財務マネジメント室、教学マネジメント室、地域連携推進室を設置し、学長のリーダーシップの下、教員と事務職員で構成され、教職協働で課題の解決に向けて協議している。

また、令和 2 (2020) 年度に、本学のステークホルダーに対して積極的に説明を果たすとともに、経営方針や姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展につなげていくため、「ものづくり大学ガバナンス・コード」を制定した。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事長は、寄附行為第 20 条及び第 21 条に掲げる事項について、「学校法人ものづくり大学評議員会会議規程」に基づき開催される評議員会に諮問し、あるいは意見を聞くこととしている。

評議員会は、寄附行為第 18 条第 2 項に定める、25 人以上 35 人以内の評議員で組織し、理事総数の 2 倍以上の員数の組織となっており、諮問機関として幅広い意見を述べることでできる体制となっている。そのうち、寄附行為第 22 条第 1 項第 1 号の評議員 4 人以上 8 人以内については、学校法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを適切に機能させるため、学部長、学科長、参事・教務課長等が就いており、理事会において推薦し、評議員会において選任している。また、理事のうち、寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号で定める「評議員会において評議員から選任される理事（3 人以上 4 人以内）」については、現在、3 人が選任されている。令和 2（2020）年度の評議員会における評議員の出席率は 77.3% である。

監事の選任については、私立学校法第 38 条第 5 項及び第 39 条、寄附行為第 7 条の定めに従い、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者で、理事会において選出した候補者を、評議員会の同意を得た後、選任・委嘱している。なお、令和元（2019）年度の監事 2 人の理事会への出席率は 100% である。

監事は、「学校法人ものづくり大学・監事監査要綱」に基づき、毎年度監査を実施し、監査報告書を理事会に提出している。また、会計監査人と定例会合、情報交換を行い、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、教職員と役職者からのヒアリングを適宜実施している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定に関する組織は、諸規定に基づき整備、運営され、大学の使命・目的に対応できるように機能しており、連携・協力体制が整備されているが、今後も適切な運営を保つ努力を継続する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第 2 次中長期経営計画（2017～2023 年度）（以下「中長期経営計画」という）及び行動計画に基づき、事業計画と収支予算書を毎年度編成し、運営にあたっている。学費改定に伴い、中長期経営計画における財務計画の見直しを行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

予算編成の流れは、次のようになっている。予算編成方針に基づき、予算部門単位ごとの業務予算執行計画書の提出を受け、財務マネジメント室でヒアリングを実施し、調整を行ったうえで予算の原案を作成している。

原案は、代議員会に報告し、大学運営連絡協議会での説明を経て、3月の評議員会において意見を聴いた上で、理事会で決定される。また、年1回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。

計画の遂行にあたっては、学生数や補助金等の収入見込みを勘案し、必要性、緊急性、費用対効果等を考慮した支出予算とすることでキャッシュの確保を図っている。

重点施策である「入学者定員確保に係る取組み」強化により、平成30(2018)年度から入学者数の定員確保を達成しており、令和2(2020)年度には、在籍学生数の定員を満たしている。学生数の増加により、学生生徒等納付金収入は、毎年度増加している。

外部資金については、受託研究・共同研究や科学研究費補助金等で、令和元(2019)年度61件8,393万円を獲得している。また、令和2(2020)年度から社会人向けの講座を実施し、新たな収入を得ている。

資産運用については、安全確実を基本に考え、平成23(2011)年に制定した「学校法人ものづくり大学資産運用規程」に基づき、理事会に報告し承認を受け、埼玉県債を中心に運用を行っている。

現在、借入金はない。

過去5ヵ年の事業活動収支計算書関連の収支状況は、のとおり、基本金組入前当年度収支差額が支出超過で推移しているが、その超過額は減少傾向にある。これは、学生定員の充足率の改善による収入の増加と減価償却額の減少によるものである。

今後引き続き収入の増加と支出の抑制により、収支バランスを確保し、支出超過の解消に努めるとともに、減価償却引当特定資産をはじめとする各種引当特定資産(預金)(令和元(2019)年度末で9億1,491万円)の増額を図り、安定した財務基盤を確立して行くこととしている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

中長期経営計画及び行動計画に基づき、事業計画と収支予算書を編成し、運営にあたっていく。

令和2(2020)年度からは、財務基盤の強化を図るために財務マネジメント室を設置し、経営健全化と戦略的運営を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人ものづくり大学経理規程」に基づき行っている。また、会計処理上の疑問点や判断が難しい問題については、監査法人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談し、指導を受けている。

伝票処理については、各部署で起票された予算執行伝票は、諸活動の内容が記載された証憑書類とともに、事務部に回付される。その後、事務部で、証憑書類のチェックを行うとともに学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」のチェックを行っている。また、決算については、3月の会計年度終了後、決算案を作成し、監事の監査を受け、5月開催の理事会で承認し、評議員会に報告し意見を聴いている。その後、監査法人の監査を受けて、文部科学省への報告の上、大学ウェブサイトにて財務情報の公開を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査システムは、監事による監査と監査法人による会計監査等から成っている。

監事による監査については、監事 2 人により私立学校法、「学校法人ものづくり大学寄附行為」及び「学校法人ものづくり大学・監事監査要綱」に基づき、毎年度、監事監査計画を策定し、監査を行っている。具体的には、監事は、理事長、専務理事、学長、学部長、教務長、各部署の責任者等から業務執行状況を聴取するとともに、決裁文書、重要文書等の閲覧や業務監査と併せて、会計帳簿及び財産状況の監査を行っている。また、大学運営連絡協議会で大学の現状把握と意見交換をし、理事会、評議員会で、学校法人の業務執行状況等に関する監事意見を報告している。

監査法人による会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般についての適合性について財務面を通して監査している。監査は、日常の会計事務処理、計算書類の整合性について、定期的（期中及び決算時）に実施され、年度終了時には監査報告書が作成される。

なお、監事は、監査法人の公認会計士と年間 2 回の意見交換会を行い、財務面の諸課題について、指摘事項の調整をするほか、必要に応じて公認会計士の専門的立場からの見解を求めている。

この他、科学研究費補助金について文部科学省の研究機関使用ルールの「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「ものづくり大学における科学研究費助成事業に関する事務取扱規程」により、内部監査を実施するとともに、本学が理工系大学で機器備品を多く保有していることから、事務部総務課が、教育研究用機器をはじめとする固定資産の管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して毎年 1 回検査及び点検を実施している。

これらにより、監事、監査法人及び内部監査体制が有機的に実施され、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされており、適正な会計処理であると判断している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人を取り巻く社会情勢の変化に応じて、学校法人の諸活動も多様化しており、その諸活動に合った会計処理を行うため、引き続き情報収集に注力し、着実に進めていく。また、財務情報の積極的な公開が求められていることから、公開内容の工夫に努めていく。

会計監査については、会計処理の適正性に加え、内部統制の有効性・効率性を維持していくことが不可欠である。内部統制への取組みは今後も継続していく。

また、監事と公認会計士の連携をより密にすることで、さらなる会計監査の円滑化を図る。

【基準5の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する関係法令を遵守し、「学校法人ものつくり大学寄附行為」をはじめとする諸規程を制定し、規律を保持し、誠実な管理・運営に努めている。

また、第2次「学校法人ものつくり大学中長期経営計画」を策定し、建学の理念と使命・目的を実現するための基本方針及び重点方策を定め、学長のリーダーシップのもと、目標達成に努めている。

平成30（2018）年度から、より積極的な経営改革に着手し、学費の改正や支出の抑制などを進め、令和2（2020）年度から経営健全化及び戦略的大学運営に資する取組みを行うため、財務マネジメント室を設置し、財務状況の把握及び分析を行い、中長期的な財務計画案を検討している。

教職員が関係法令や規程を遵守し、社会に対する説明責任を負う公的機関として、研究活動不正防止、個人情報保護、利益相反防止、公益通報者保護、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理と災害対策に関する規程等を整備し、学生及び教職員が安心して過ごせる環境の構築と適切な運営に努めている。

理事会、評議員会及び監事の機能については、私立学校法、「学校法人ものつくり大学寄附行為」に基づき、理事会、評議員会及び監事を置き、選任にあたっては産業界等の外部理事を多く任命し、使命・目的の達成に向けた意思決定のための体制及び相互チェックによるガバナンス体制を整備している。

相互チェックを機能させるため、評議員に学部長、教務長、学科長や参事が就任しているほか、監事は会計監査人との定例会合・情報交換、教職員や役職者からのヒアリングを実施するなど、理事長、学長のリーダーシップと各組織からのボトムアップのバランスを適切に保った機能的かつ効率的な組織運営を行っている。

大学の意思決定組織として教学に関する重要事項を審議する代議員会を置いているほか、教授会には准教授、講師が参加、事務局部課代表が陪席し、教職員の連携強化、情報共有を図っている。また、学長のリーダーシップのもと、経営戦略会議において年度行動計画を策定している。さらに、学長のリーダーシップのもと、財務マネジメント室、教学マネジメント室、地域連携推進室を置き、教職協働で課題の解決に向けて協議している。

法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図るため、大学運営連絡

協議会を設置し、理事会の意思決定の伝達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡調整等、定期的なコミュニケーションを通じて情報の共有と業務の迅速化を図っている。

財務については、「中長期経営計画」に基づく運営を行っており、収入と支出のバランスを考慮した運営を行うとともに、外部資金の導入にも努力している。それにより、基本金組入前当年度収支差額の支出超過を解消し、財務基盤の安定を図ったうえで、戦略的な次期中長期経営計画の実施を目指す。

会計については、学校法人会計基準や「学校法人ものづくり大学経理規程」等に基づき実施しており、予算編成から執行、管理に至るまで複数のチェックができる体制で業務を遂行している。また、年1回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。会計監査は、監事及び監査法人により会計帳簿書類及び決算書類等の監査を受けるとともに、会計業務内容・処理方法、予算管理・執行、組織運営状況等内部統制の検証などについても厳正に実施している。

以上から基準5を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 28（2016）年度に大学機関別認証評価で基準を満たし、平成 29（2017）～令和 5（2023）年度の 7 年間を対象とする「第 2 次中長期経営計画」を策定した。7 年間の中間年に当たる令和 2（2020）年には、18 歳人口の減少をはじめ、大学をめぐる厳しい環境のなか、平成 30（2018）年度からスタートした教職協働プロジェクトの活動により様々な重要課題の検討に取り組み、その成果を計画に盛り込む等、当初の目標や重点施策を見直し、令和 2（2020）年 4 月に改定を行った。改定作業は、経営戦略会議に設置された中長期経営計画改定ワーキンググループが行い、経営戦略会議及び代議員会の審議を経て改定版が策定され、評議委員会及び理事会で承認された。

内部質保証に関する全体的な方針は、建学の基本理念に則り、高度な技能技術を追求する「テクノロジスト」の育成を教職員一丸となって進め、学長を中心とする教学マネジメントを確立し、「知行合一」を目指す独自性・優位性ある教育力を高めていくとともに、特色ある研究力・社会貢献と発信を強化、組織力や財務等の大学運営基盤の強化による健全経営を目指すことにある。このことは、「第 2 次中長期経営計画（改定）」の基本方針に明示されている。

「第 2 次中長期経営計画（改定）」では、以前の 10 の大項目を整理し、3 つの大項目、8 つの小項目、35 の実施項目から成り立っており、大項目 1 は、独自性・優位性ある教育力の向上と内部質保証であり、小項目として、(1) 時代と社会の要請に応えるテクノロジスト育成教育の質の向上 (2) 充実した就職支援と学生生活のサポート (3) 志願者の質量の確保と安定的定員の確保を挙げている。大項目 2 は、特色ある研究・社会貢献活動であり、小項目として (1) 産学官金連携した研究・教育、(2) 社会・地域・国際貢献を挙げている。また、大項目 3 は、大学運営基盤の強化であり、小項目として (1) 価値創造に向けたブランド広報、(2) 内部質保証、改革を進める組織力向上と人材育成、(3) 持続可能な財務力と施設の向上を挙げている。

内部質保証のための恒常的な組織体制は、自己点検評価室（令和 3（2021）年 4 月より点検・評価委員会を改組）を中心に、学長室ミーティング、経営戦略会議、教学マネジメント室、財務マネジメント室、代議員会、教授会で構成されている。

自己点検評価室は、学長補佐（認証評価担当）が室長を務め、学長補佐（将来計画担当）、両学科教授、事務局長、参与（認証評価担当）で構成されており、大卒の審議及び自己点検評価書の取りまとめを行っている。学長室ミーティングでは、迅速に現状の問題点や課題を話し合い情報共有する場で、学長を中心に、学部長、教務長、学科長、センター長、室長、学長補佐、事務局長で構成されており、毎月 2 回行われている。経営戦略会議は、学長が委員長を務め、教員側は学部長、教務長、学科長、センター長、学長補佐、事務局側からは事務局長、参事、各課長、主幹、課長補佐、企画専門員、学長が必要と認める者

の構成になっている。

経営戦略会議は、教学マネジメント室、財務マネジメント室、各部署や委員会からの要望を審議する場であるため、毎月 2 回行われている。代議員会は、最終決定機関であり、学長が委員長を務め、本学の役職者から構成されており、毎月 2 回行われている。教授会は、学長が委員長を務め、本学では教授だけでなく、准教授、講師及び助教も構成員となっている。事務局からは事務局長、参事、各課長、企画専門員が陪席として出席しており、月 1 回又は 2 回行われ、代議委員会での決定事項が報告される。

「第 2 次中長期経営計画（改定）」の 3 つの大項目、8 つの小項目、35 の実施項目から、経営戦略会議の部会である中長期経営計画部会で年度計画である「行動計画」を起こし、経営戦略会議の審議を経て代議員会で承認し、教授会で報告している。そして、「行動計画」の進捗状況についても、経営戦略会議常任会及び代議員会で審議、教授会で報告することで翌年度に繋がるようにしている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための組織の整備及び責任体制が確立されており、中長期経営計画に基づき実施されている。令和 3（2021）年 4 月からは、点検・評価委員会を自己点検評価室に改組し、更なる組織の整備及び責任体制の明確化を行う。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「ものづくり大学学則」第 2 条に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、本学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。そして、ものづくり大学のアセスメント・ポリシーに則り、学生の学修成果の評価及び大学（機関）としての学修状況の評価とその活用を行っている。

学生の学修成果においては、ディプロマ・ポリシーに則り、学修が達成されたことを評価し、ディプロマ・ポリシーに掲げた水準を満たしたものに学位および「卒業研究および制作」による総合評価（ディプロマ・サプリメント）を授与している。学修成果の把握及び単位認定については、カリキュラム・ポリシーに則り学修が進められているかを評価し、学科ごとの授業科目において、学年進行及び授業科目配当表に基づき体系的に学修していることを評価している。また、アドミッション・ポリシーに則り、求める学生像を広く周知するとともにアドミッション・ポリシーに基づいた入学試験を実施している。

学修状況の評価とその活用は、大学（機関）レベル、学部・学科レベル及び科目レベルで行っている。

大学（機関）レベルでは、卒業率、退学率、就職率、入学者数、入学生アンケート、授業アンケート、卒業生アンケート等を活用し、IR委員会での集約、分析を基に、教授会及び各種会議において検討している。そして、「第2次中長期経営計画（改定）」から、「行動計画」を起し、教育改善計画立案、FD研修計画立案、各種教育成果情報の公開及び自己点検評価・認証評価への反映、学生募集方針の策定、学部学科等の組織体制の検証等を行っている。

学部・学科レベルでは、学年別単位取得者数、科目の成績評価結果、授業アンケート等を活用し、学科会議において情報収集と分析、検討を行い、体系的な学修及び適切な評価が行われている。また、カリキュラム改善及び教授法改善を、教学マネジメント室、教務委員会、学科会議及びFD推進委員会等で検討している。

科目レベルでは、科目ごとの授業への出席及び取組み状況、中間レポートや小テスト、定期試験、レポート、プレゼンテーション、実習製作品の評価、ルーブリックの活用等により、多面的に学修成果を評価し、単位を授与している。そして、カリキュラム・ポリシーを理解し、授業科目配当表に基づき、着実に学修を進めている。なお、ルーブリックの活用は、令和2（2020）年度3クォータにルーブリック検討ワーキンググループの教員で、令和3（2021）年度2クォータから全教員で試行、令和4（2022）年度から本格導入を目指している。

2年次の40日間のインターンシップについては、自己点検・評価に加えて、インターンシップ受入企業等を招いた「インターンシップ成果発表会」を行っている。学生の成果発表を通して、インターンシップにおける学生の取組み方や企業の指導等の情報を知り、企業との意見交換を行うことで、企業や大学の今後の取組みの参考となり、インターンシップの更なる発展につなげている。なお、令和2（2020）年度は、コロナ禍の影響でインターンシップを3年次の夏休みとしたため、まだ行われていない。

外部からの評価としては、ものづくり大学の建学の理念に賛同し、その教育研究に参画、支援を行う企業・団体・個人をもって構成する協議会である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」において、教育研究に関する事業に参画して、意見交換や支援（カリキュラム編成の助言、インターンシップの受け入れ、卒業生の就職、教育研究機器・資金の提供等）を行っている。また、大学と会員企業との連携（技能技術情報の提供、技術相談、共同研究・受託研究の受け入れ等）事業も行っている。構成団体は県内外の企業・団体、210社となっており、三つのポリシー、教学マネジメントの推進、学生の学修成果や教員の研究成果の発表等による意見交換や提案などを頂き、今後の発展に努めている。

また、ものづくり大学と埼玉県内の産業界、地域社会及び行政との情報の収集・提供、連携策の検討、その他連携事業への支援などを図るために、開学時に埼玉県の主導により設置された「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」においては、構成団体を実施する産学官連携事業についての提案や意見交換及び連携事業の実績・計画の報告を行い、産業界からの評価を受け、今後の活動に活かしている。なお、構成員は、産業界（埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会、行田商工会議所、埼玉県建設団体連合会、埼玉県機械工業団体連合会等、業界代表団体17団体）、労働団体、行政（行田市、埼玉県等）となっている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

「第2次中長期経営計画(改定)」の大項目1.独自性・優位性ある教育力の向上と内部質保証、小項目(1)時代と社会の要請に応えるテクノロジスト育成教育の質の向上、実施項目4)教学IRを活用した学修成果の可視化、アセスメント・ポリシーの明示と教育サポートシステムの充実が記載されており、「ものづくり大学IR委員会設置要項」により関係部局からの要請に対応して、教育・研究に資するデータの収集・分析を行い、施策の策定・検証に寄与している。なお、IR委員会は改組し、令和3(2021)年4月に自己点検評価室の中にIRを活用した調査・データの収集と分析を取り込んでいる。

令和2(2020)年度は、入学年2クォータまでのGPA、1年次の通算GPA、埼玉県内高校出身の学生における退学率、入試区分における退学率の情報を収集し分析を行った。そして、成績不良、高校課程の種別及び入試区分によって一定の傾向のあることを確認した。今後は、入学者の質確保とともに、退学率を抑制するための指導方法の確立の両面から検討していく。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年4月に「第2次中長期経営計画」を改定、令和3(2021)年にアセスメント・ポリシーを改定することにより、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を強化した。IRの活用については、休退学者の抑制に繋げるために分析を行っているが、未だ効果は限定的であるため、更なるデータ収集と分析が必要になる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

「第2次中長期経営計画(改定)」の大項目1.独自性・優位性ある教育力の向上と内部質保証、小項目(1)時代と社会の要請に応えるテクノロジスト育成教育の質の向上、実施項目2)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの明確化と共有、小項目(3)志願者の質量の確保と安定的定員の確保、実施項目1)アドミッション・ポリシーの明確化と共有に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われている。

中長期経営計画に基づいた「行動計画」(Plan)を全教職員で共有し、総合機械学科、建設学科、ものづくり学研究科をはじめ、各部局で実施(Do)して、自己点検評価室、経営戦略会議、代議員会で自己点検・評価(Check)を行っている。教学の改善・向上のためには教学マネジメント室、大学運営の改善・向上のためには財務マネジメント室で改善計画が立案(Action)される。点検・評価委員会において、平成28(2016)年度から「行動計画」の作成を行っており、令和2(2020)年度からは中間報告の際、個々の施策の中間報告だけでなく下期の重点施策を検討している。令和3(2021)年4月からは、引き続き経営戦略会議で「行動計画」の作成を行う。

「行動計画」に対する自己点検・評価は、自己点検評価室、経営戦略会議、代議員会で審議される。新カリキュラム関係、学生の卒業率・退学率、就職・インターンシップ関係、入試関係、研究関係、情報公開関係、財務関係及び広報関係については、KPIを設定しており、その達成度を審議する。KPIを設定していない項目についても、達成度や改善点が審議される。自己点検・評価の結果は、最終審議機関である代議員会を経た翌日に、学長室通信として全教職員に通知され、教授会、学科会議及び事務局連絡会等で共有される。自己点検・評価は「行動計画」の進捗状況として、大学ホームページで公表している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

Society5.0時代のテクノロジスト育成のため、令和4（2022）年度から段階的に新カリキュラムの導入を予定しており、本学に見合った両学科共通のSDGsやドラッカーのマネジメント等の教養科目の設置、ICT科目の増強を計画している。また、授業科目のスリム化、進級制度の導入、CAP制の単位数の引き下げ、補習授業の強化により、学生のより良い学習環境を整え、休・退学、留年率の抑制に努める。学部の入学者数は過去4年間定員を満たしているが、総合機械学科は定員未充足が続いているため、令和2（2021）年から「ヒューマンインターフェイスコース」を「AI・情報システムコース」に名称変更した。また、令和4（2022）年度の新カリキュラム導入と同時期に「情報メカトロニクス学科」に学科名称を変更する。建設学科も新カリキュラム導入で、インテリア系科目を充実させる等、さらに魅力ある学科へと発展する。

令和3（2021）年4月には、「学校法人ものづくり大学ガバナンス・コード」が制定されたため、更なる内部質保証の機能性の向上を図る。また、内部質保証指針の作成も検討中である。

【基準6の自己評価】

内部質保証のための恒常的な組織体制は、自己点検評価室、学長室ミーティング、経営戦略会議、教学マネジメント室、財務マネジメント室、代議員会で構成されている。

内部質保証のための自己点検・評価は、ものづくり大学のアセスメント・ポリシーに則り、学生の学修成果の評価及び大学（機関）としての学修状況の評価とその活用を行っている。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析については、「ものづくり大学IR委員会設置要項」により関係部局からの要請に対応して、教育・研究に資するデータの収集・分析を行っていたことを踏まえ、自己点検評価室の下でのIR部門による施策の策定・検証を行っている。

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの展開として、「第2次中長期経営計画（改定）」に基づいた年度計画である「行動計画」（Plan）を全教職員で共有し、総合機械学科、建設学科、ものづくり学研究科をはじめ、各部局で実施（Do）して、自己点検評価室、経営戦略会議、代議員会で自己点検・評価（Check）を行っている。教学の改善・向上のためには教学マネジメント室、大学運営の改善・向上のためには財務マネジメント室で改善計画が立案（Action）される。

自己点検・評価の結果は、最終審議機関である代議員会を経た翌日に、学長室通信として全教職員に通知され、教授会、学科会議及び事務局連絡会等で共有される。自己点検・

評価は「行動計画」の進捗状況として、大学ウェブサイトで公表している。
以上から基準 6 を満たしている。